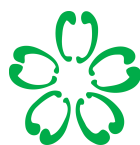


保健事業のまとめ

— 令和3年度 —

「健やかなまちづくり」を目指して



佐倉市

保健事業のまとめ ～令和3年度～ 目次

I	佐倉市の概要	
1.	佐倉市の概況	6
2.	健康推進部行政組織	8
3.	健康推進課・母子保健課事務分掌	9
4.	保健センター施設概要	11
5.	歳入歳出決算額の推移	13
6.	地域健康危機管理体制	14
7.	健康増進計画「健康さくら21」	16
II	子どもの保健	
1.	妊娠届出・母子健康手帳交付	22
2.	妊婦・乳児一般健康診査	25
3.	マタニティクラス・パパママクラス	27
(1)	マタニティクラス	27
(2)	パパママクラス	29
4.	新生児聴覚スクリーニング検査	32
5.	産婦健康診査	34
6.	産後ケア事業	36
7.	母子訪問指導	38
(1)	妊産婦訪問	38
(2)	生後4ヶ月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	39
(3)	乳児・幼児訪問指導	40
8.	低出生体重児の届出・未熟児養育医療・未熟児訪問指導	42
(1)	低出生体重児の届出・未熟児養育医療	42
(2)	未熟児訪問指導	44
9.	乳児相談	46
10.	もぐもぐ教室	48
11.	1歳6か月児健康診査	50
12.	3歳児健康診査	53
13.	幼児歯科健診	56
14.	すくすく発達相談	58
15.	ことばと発達の相談室	60
16.	親子教室	63
(1)	たんぽぽグループ	63
(2)	ひまわりグループ	64
17.	5歳児子育て相談	66
18.	健康教育・健康相談	68
(1)	保健センターでの健康教育	68
(2)	地区の集まりにおける健康教育	68
(3)	健康教育に伴う健康相談	69
(4)	女性の健康づくり教育（妊娠力向上啓発）	69
(5)	保育園・幼稚園における歯科健康教育	70
19.	ママの心の相談	71
20.	母子保健事業未受診者勧奨事業	72
21.	里帰り困難妊産婦への育児支援サービス費用助成事業	76
22.	新生児すくすく応援給付金交付事業	78

III	思春期保健	
1.	思春期保健に関する取組み	82
IV	感染症予防	
1.	感染症予防及び防疫	86
(1)	ロタウイルス感染症予防接種	90
(2)	B型肝炎予防接種	91
(3)	ヒブ予防接種	92
(4)	小児用肺炎球菌予防接種	93
(5)	四種混合・三種混合・不活化ポリオ予防接種・二種混合予防接種	94
(6)	BCG 予防接種	97
(7)	麻しん（はしか）・風しん予防接種	98
(8)	水痘（みずぼうそう）予防接種	100
(9)	日本脳炎予防接種	101
(10)	子宮頸がん予防接種（サーバリックス・2 価、ガーダシル・4 価）	103
(11)	インフルエンザ予防接種	105
(12)	高齢者肺炎球菌予防接種	106
(13)	風しんの追加的対策	107
2.	予防接種（任意）	108
(1)	おたふくかぜワクチン接種費用助成事業	108
(2)	風しんワクチン接種費用助成事業	109
3.	結核予防	100
(1)	結核検診	100
V	おとなの保健	
1.	健康手帳の交付	114
2.	健康教育	116
(1)	集団健康教育	116
3.	健康相談	152
4.	健康診査	128
(1)	健康診査	128
(2)	成人歯科健康診査	131
(3)	骨粗しょう症検診	134
(4)	肝炎ウイルス検診	137
(5)	肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業	140
(6)	口腔がん検診	142
5.	各種がん検診等	145
(1)	胃がん検診	145
(2)	子宮頸がん検診	148
(3)	乳がん検診	154
(4)	肺がん検診	161
(5)	大腸がん検診	164
6.	訪問指導	167
7.	特定健康診査（健康診査）・特定保健指導	169
(1)	特定健康診査（健康診査）	169
(2)	特定保健指導（保健指導）	173
(3)	糖尿病性腎症重症化予防事業	177
8.	こころの健康づくり	180
(1)	精神科医によるこころの健康相談	180

(2) カウンセラーによるこころの健康相談	181
(3) 千葉県地域自殺対策緊急強化事業	183
(4) 佐倉市自殺対策庁内連絡会議	184
(5) 普及啓発活動	184
VI 市民の健康	
1. 歯科保健啓発事業	188
(1) 歯ピーかみんぐフェア（むし歯予防大会）	188
(2) よい歯のコンクール	188
2. 市民公開講座	189
3. 食生活改善推進員事業	191
(1) 食生活改善推進員養成講座	191
(2) 食生活改善推進員研修	192
(3) 食生活改善推進員地区活動	193
4. その他啓発事業	196
5. マイヘルスプラン普及啓発事業	198
VII 地域医療	
1. 休日夜間等救急医療事業	204
(1) 休日夜間急病診療所	204
(2) 休日当番医	206
2. 小児初期急病診療所事業	208
3. 訪問歯科事業	211
VIII 各種委員会名簿	216
IX 学会等発表原稿	224

※保健事業のまとめを見る上での注意事項

百分率（％）の計算は、小数点第２位を四捨五入し、小数点第１位までを表示した。したがって、％を足し合わせて１００％にならない場合がある。

I 佐倉市の概要

1. 佐倉市の概況

佐倉市は、千葉県北部、北総台地の中央部に位置し、都心から約 40 km の距離にあり、成田国際空港から西へ約 15 km、県庁所在地の千葉市へは北東へ約 20 km、市北部には自然豊かな印旛沼が広がる行政面積 103.69km² の首都圏近郊都市です。

市域は、印旛沼の南に広がる台地、傾斜地、水田から構成されており、鹿島川、高崎川、手繰川、小竹川などが印旛沼に注いでいます。標高 30m 前後の下総台地は北から南へ向うほど徐々に高くなっています。

また、佐倉城跡周辺、印旛沼とその周辺、南部の農村地帯などは、台地を刻む谷地形の谷津があり、多くの動植物が生息する豊かな自然に恵まれています。

公共交通機関は、京成電鉄本線、JR 東日本鉄道総武本線・成田線が市の東西を横断し、都心まで約 60 分、成田国際空港と千葉市へはそれぞれ約 20 分で結ばれています。

また、市内には新交通システムのユーカリが丘線が運行されており、バス路線とともに鉄道各駅と住宅地を結ぶ市民の足となっています。

道路状況は、都心と成田国際空港を結ぶ東関東自動車道水戸線が市の南部を通り、佐倉インターチェンジにより国道 51 号と連結され、市の東西を国道 296 号、南北を県道千葉臼井印西線、佐倉印西線が走り、主要な幹線道路を形成しています。また、平成 26 年には都市計画道路 勝田台・長熊線志津霊園関連区間が開通し、今後、国道 296 号の渋滞緩和が期待されます。加えて市街においては平成 27 年に圏央道神崎 JC～大栄 JC が開通し、茨城県とのアクセスが向上するなど、本市への道路状況は向上しています。



佐倉市の将来都市像 笑顔輝き 佐倉 咲く みんなで創ろう「健康・安心・未来都市」

佐倉市では、少子高齢化や人口減少が進展し、地域コミュニティ等における担い手不足など様々な問題が顕在化しています。また、高度情報化による行政サービスの簡素化・効率化、スマート自治体への転換、価値観やニーズの多様化に伴う行政需要の増加、地方創生・地方分権の加速化など地域の実情を踏まえたまちづくりが求められています。

さらに、2015 年 9 月の国連サミットで、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現のための SDGs（持続可能な開発目標）が採択され、地方自治体の各種計画に最大限反映することが奨励されています。

こうした、社会構造の変化に対し、市民や関係団体等の連携・協働を図りながら的確に対応するとともに、地域の人材、資源を活かしながら、将来にわたって夢や希望をもつことができるまちづくりを推進していきたいと考えています。

このため、令和2年度を初年度とする「第5次佐倉市総合計画」において市の将来像を明確にし、その実現を図るためのまちづくりを進めています。

また、平成16年4月に、国の「健康日本21」「健やか親子21」を踏まえ、佐倉市として「生活習慣病予防(一次予防)を重視した健康づくり」と「健やかな親子づくり」を体系的、継続的に推進していくことを目標として、健康増進推進計画「**健康さくら21**」を公表しました。

その後、「健康さくら21」については、この計画の推進による市民の健康意識の高まりを受け、市民一人ひとりの健康や地域の環境づくりにより一層力を入れて取り組んでいくため、平成25年度より、新たに「**健康さくら21（第2次）**」を策定しました。

「健康さくら21（第2次）」は、計画期間10年間の中間年を迎え、平成30年度には改訂版の計画を策定し、

「心もからだも健やかで、幸福な生活が送れること」

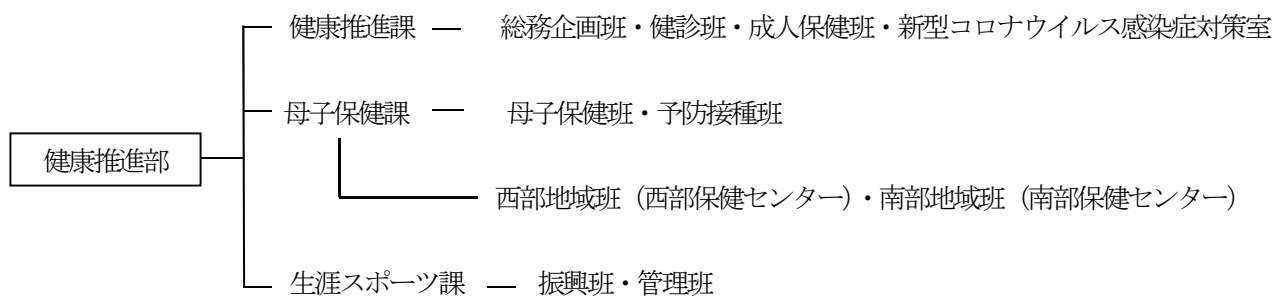
を基本理念として、「いつでもいきいきと生活できる市民」、「健康を支える地域社会」の実現に向けた取り組みを、引き続き進めていくこととしました。

また、平成28年に自殺対策基本法が改正され、市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられたことに伴い、改定後の計画は自殺対策計画としても位置付けられています。

2. 健康推進部 行政組織

(令和3年4月1日現在)

※令和3年度の組織改編にかかり、健康増進課が属していた「健康こども部」は「こども支援部」と「健康推進部」に分かれ、健康増進課は「健康推進課」と「母子保健課」に分かれた。



〔 令和3年度 健康推進課の職種別職員配置状況 〕

(単位：人)

	保健師	栄養士	歯科衛生士	言語聴覚士	事務職	合 計
健康管理センター	9	2	1	0	16 (4)	28 (4)

() うち、他所属部兼務・併任

〔 令和3年度 母子保健課の職種別職員配置状況 〕

(単位：人)

	保健師	栄養士	歯科衛生士	言語聴覚士	事務職	合 計
健康管理センター	12	0	2	4	4	22
西部保健センター	5	2	0	0	0	7
南部保健センター	2	1	0	0	0	3
合 計	19	3	2	4	4	32

3. 健康推進課・母子保健課 事務分掌

〔 佐倉市行政組織規則に定められる事務分掌 〕

【健康推進課】

- (1) 健康づくりの推進に関すること。
- (2) 健康診査及び各種検診に関すること（母子保健課の所管に係るものを除く。）。
- (3) 保健指導に関すること（母子保健課の所管に係るものを除く。）。
- (4) 感染症等の予防に関すること。
- (5) 訪問歯科事業に関すること。
- (6) 佐倉市健康管理センターに関すること。
- (7) 佐倉市休日夜間急病診療所に関すること。
- (8) 佐倉市小児初期急病診療所に関すること。
- (9) 健康危機事案対策の総合調整に関すること。
- (10) 保健師の連絡調整に関すること。

【母子保健課】

- (1) 母子の各種健診に関すること。
- (2) 母子の保健指導に関すること。
- (3) 予防接種に関すること。
- (4) 妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関すること。
- (5) 未熟児養育医療に係る審査、決定及び養育医療券の交付に関すること。
- (6) 子育て世代包括支援センターに関すること。
- (7) 佐倉市西部保健センター及び佐倉市南部保健センターに関すること。

【西部保健センター】

- ・佐倉市西部保健センターの管理運営に関すること。

【南部保健センター】

- ・佐倉市南部保健センターの管理運営に関すること。

***佐倉市保健センターの設置及び管理に関する条例に定める保健センターの共通業務**

- (1) 健康教育、健康相談その他保健指導に関すること。
- (2) 各種検診及び予防接種に関すること。
- (3) 機能訓練事業に関すること。
- (4) その他保健センターの設置の目的を達成するために市長が必要と認める業務

4. 保健センター施設概要

健康管理センター

所在地 〒285-0825 佐倉市江原台2丁目27番地 TEL:043-485-6711 FAX:043-485-6714

1. 施設

- ・敷地面積 2,739 m²
- ・建物面積(延床) 2,486.21 m²
 - 1階 1,057.33 m² 休日夜間急病診療所・小児初期急病診療所・隔離室・点滴室・
栄養指導室・保健指導室・歯科指導室・消毒室・事務室
 - 2階 1,065.14 m² 予防接種室・言語指導室・小会議室・中会議室
 - 3階 363.74 m² 大会議室・小会議室2

2. 施設整備の履歴

【当初建築】

- ・工事期間 着工：昭和52年3月1日 完成：昭和52年11月30日
- ・総事業費 347,509千円(敷地購入費 121,925千円、委託費 8,310千円、工事費 217,274千円)

【昭和56年度一部増築】

- ・工事期間 着工：昭和56年12月28日 完成：昭和57年3月20日
- ・総事業費 12,950千円(工事費 12,950千円)
- ・事務室 51 m²

【平成3・4年度増改築】

- ・工事期間 着工：平成3年12月18日 完成：平成5年2月28日
- ・総事業費 801,969千円(設計費 31,777千円、工事費 770,192千円)

【平成14年度改築】

- ・工事期間 着工：平成14年7月2日 完成：平成14年8月30日
- ・総事業費 4,305千円(工事費 4,305千円)
- ・診療室 51 m² 点滴室・隔離室 60.7 m²

西部保健センター

所在地 〒285-0843 佐倉市中志津2丁目32番4号 (西部保健福祉センター1階)

TEL:043-463-4181 FAX:043-463-4183

1. 施設

- ・敷地面積 4,250 m²
- ・建物面積(延床) 2,490.02 m²
 - 1階 1,192.90 m² 運動指導室・保健指導室・調理室・診察室・消毒室・相談室・事務室・会議室
 - 2階 1,106.12 m² 西部地域福祉センター
 - 機械室棟 191 m²

2. 施設整備の履歴

- ・工事期間 着工：平成9年6月27日 完成：平成10年3月3日
- ・総事業費 1,436,130千円(設計費 46,350千円、工事監理費 21,000千円、工事費 1,368,780千円)

南部保健センター

所在地 〒285-0806 佐倉市大篠塚 1587 番地 (南部保健福祉センター2 階)

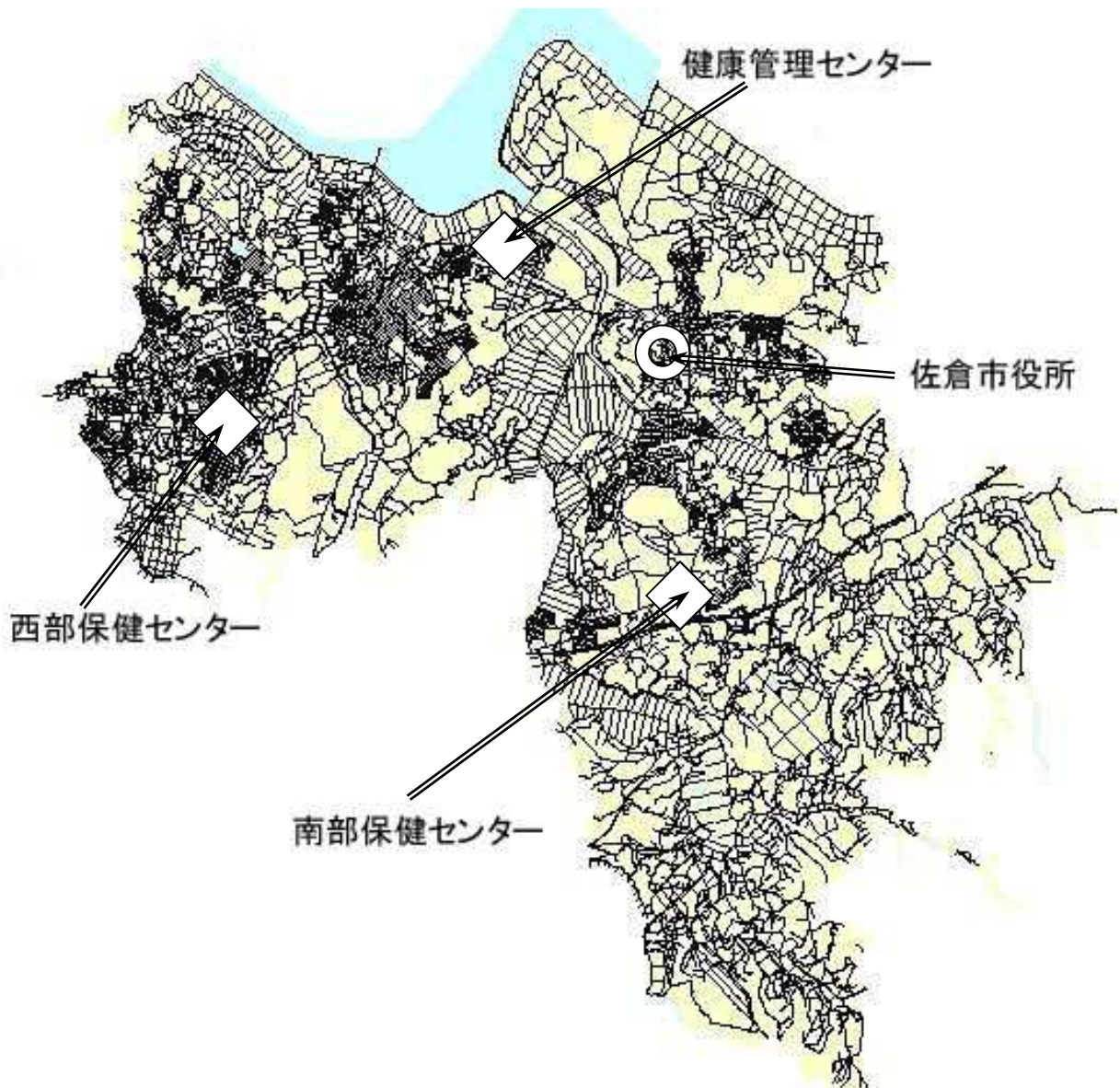
TEL:043-483-2812 FAX:043-483-2813

1. 施設

- ・敷地面積 8,372.41 m²
- ・建物面積(延床) 3,660.75 m²のうち733.72 m²(2 階保健センター部分)
 - 1 階 1,992.95 m² 南部地域福祉センター・さくらんぼ園
 - 2 階 1,662.62 m² 南部保健センター(保健指導室・調理室・消毒室・相談室・会議室・事務室)
南部児童センター
 - R 階 5.18 m² 機械室

2. 施設整備の履歴

- ・工事期間 着工:平成10年9月1日 完成:平成11年12月21日
- ・総事業費 1,839,428 千円(南部保健福祉センター)
(設計費 72,070 千円、工事監理費 23,625 千円、敷地購入費 152,775 千円、工事費 1,590,958 千円)



5. 健康推進課・母子保健課 歳入歳出決算額の推移

【健康増進課（平成29年度～令和2年度）】

目別歳出決算額 (単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
民生費				
児童福祉総務費	-	-	-	65,676
衛生費				
保健衛生総務費	437,402	473,584	437,131	431,516
保健衛生費	450,987	456,818	450,653	410,260
予防費	399,356	404,564	392,485	487,032
休日夜間急病診療所費	183,788	186,514	196,000	184,975
合計	1,471,531	1,521,480	1,476,268	1,579,457

※千円未満切り上げのため合計と内訳が一致しない場合がある。

財源別歳入決算額 (単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
国庫支出金	4,020	6,747	16,708	276,937
県支出金	11,130	11,501	11,675	12,039
その他	152,643	152,545	145,541	78,711
合計	167,793	170,793	173,924	367,687

※千円未満切り捨てのため合計と内訳が一致しない場合がある。

【健康推進課・母子保健課（令和3年度）】

目別歳出決算額 (単位：千円)

健康推進課		母子保健課	
	令和3年度		令和3年度
民生費		民生費	
児童福祉総務費	7,112	児童福祉総務費	19,191
衛生費		衛生費	
保健衛生総務費	595,477	保健衛生総務費	13,565
保健衛生費	324,359	保健衛生費	115,838
予防費	1,627,408	予防費	395,382
休日夜間急病診療所費	178,619	-	-
合計	2,732,973	合計	543,974

※千円未満切り上げのため合計と内訳が一致しない場合がある。

財源別歳入決算額 (単位：千円)

健康推進課		母子保健課	
	令和3年度		令和3年度
国庫支出金	1,763,461	国庫支出金	31,602
県支出金	8,746	県支出金	163
その他	109,983	その他	0
合計	1,882,190	合計	31,765

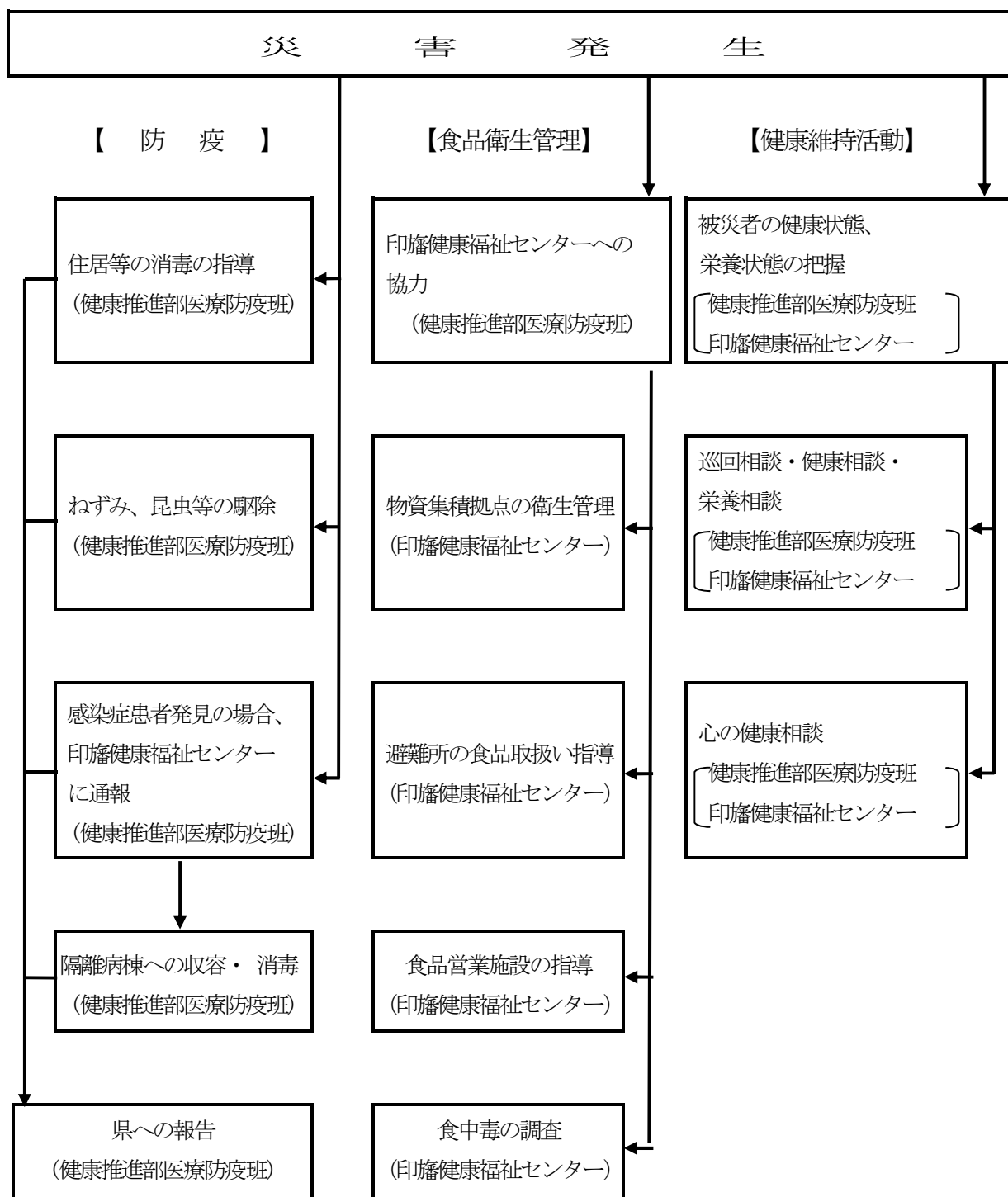
※千円未満切り捨てのため合計と内訳が一致しない場合がある。

6. 地域健康危機管理体制

《佐倉市の健康危機管理体制》

地震等の災害が発生した場合、佐倉市地域防災計画に基づき、印旛保健所及び地域医療機関等関係機関と連携を図りながら、市民の健康維持のため、良好な衛生状態の確保に努める。

《応急対策の流れ》



《災害時応急活動》

災害発生時の対応として、次の事務を所掌する。

健康推進部 責任者：健康推進部長

班 名	所 掌 事 務
医 療 防 疫 班 (健康推進課) (母子保健課) (西部保健センター) (南部保健センター)	1 被災者の医療、助産、防疫及び救護に関すること。 2 医薬品、医療資器材等の調達及び確保に関すること。 3 災害時の感染症の予防及び防疫に関すること。 4 被災住宅等の消毒及び防疫に関すること。 5 救護本部の設置及び医療救護活動の調整等に関すること。 6 医療救護班等の派遣依頼及び連絡調整に関すること。 7 医療救護班等の活動の把握、報告及び継続の要否に関すること。 8 救護所の設置及び被災傷病者の把握に関すること。 9 乳幼児及び妊産婦の安否確認、避難支援及び生活相談に関する こと。 10 避難所及び応急仮設住宅への巡回診療に関すること。 11 市内医療機関の被害状況の把握及び報告に関すること。 12 医療救護活動に係る国、県、近隣市町村、関係機関、 民間協力団体等への支援要請に関すること。 13 印旛健康福祉センターとの連絡に関すること。 14 遺体の検案の協力に関すること。 15 健康管理センター及び保健センターの利用者の保護、 避難等に関すること。 16 健康管理センター及び保健センターの被害状況の把握及び報告、 警備並びに応急対策に関すること。 17 妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関すること。

7. 健康増進計画「健康さくら21（第2次）【改訂版】」

① 計画策定の背景とその経過

佐倉市では、“すべての市民が健康で、いつまでも現役でこころ豊かに暮らせる健康なまち”となることを目標に、「生活習慣病予防（一次予防）を重視した健康づくり」と「健やかな親子づくり」を目的とした健康増進計画「健康さくら21」を平成16年3月に策定した。

平成20年度には、「健康さくら21」の中間見直しを行い、保健医療や健康増進に関する国の新たな制度改正、法整備に合わせた施策を反映するとともに、国の健康増進計画である「健康日本21」、千葉県健康増進計画である「健康ちば21」との整合性を図った。また、目標年度についても、当初の平成22年度から、平成24年度に延長した。

「健康さくら21」計画期間の最終年度である平成24年度には、引き続き平成25年度以降も、市民の健康づくりと健やかな親子づくりを推進していくために、新たな健康増進計画「健康さくら21（第2次）」を策定した。

「健康さくら21（第2次）」には、国から示された「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」の内容も反映した。

平成30年度には、「健康さくら21（第2次）」策定から5年が経過したことから、中間評価を実施、課題の検討、目標値や取り組み内容の見直しを行った。さらに、平成28年に自殺対策基本法が改正され、市町村に自殺対策計画を策定することが義務付けられたことから、これまで「健康さくら21（第2次）」において、こころの健康対策を推進してきた経過を踏まえ、自殺対策計画を策定し一体の計画とした。

② 日本における健康づくりの取り組み

（1）第1次国民健康づくり対策（昭和53年）

健康づくりは、国民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という自覚をもつことが基本であり、行政としてはこれを支援するため、国民の多様な健康ニーズに対応しつつ、地域に密着した保健サービスを提供する体制を整備していく必要があることから、「生涯を通じる健康づくりの推進」、「健康づくりの基盤整備」、「健康づくりの普及啓発」の3点を柱とした取り組みが推進された。

（2）第2次国民健康づくり対策（昭和63年）

第2次対策「アクティブ80ヘルスプラン」では、第1次の対策などこれまでの施策を拡充するとともに、運動習慣の普及に重点を置き、栄養・運動・休養の全ての面で均衡のとれた健康的な生活習慣の確立を目指した取り組みが展開された。

（3）第3次国民健康づくり対策（平成12年）

第3次対策「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」では、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上の実現を目的とし、生活習慣病及びその原因となる生活習慣等の国民の保健医療対策上重要となる課題について、10年後を目途とした目標等を設定し、広く関係団体等の積極的な参加や協力を得ながら、一次予防を重視した情報提供等を行う取り組みが推進された。

（4）「健康増進法」の施行（平成15年）

高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、国民の健康増進の重要性が著しく増大しているため、健康の増進に関する正しい知識の普及、情報の収集・整理・分析・提供、研究の推進、人材の育成・資質の向上を図り、「健康日本21」を中核とする国民の健康づくり・疾病予防をさらに積極的に推進するため、

施行された。

(5) **健康日本21の改正（平成19年）**

健康増進法に基づく国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本的な方針が一部改正され、「健康日本21」が改正された。

(6) **第4次国民健康づくり対策（平成25年）**

平成34年度までを計画期間とする「健康日本21（第2次）」が開始され、すべての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を目指すべき姿とし、基本的な方向として①健康寿命の延伸と健康格差の縮小、②主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防、③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上、④健康を支え、守るための社会環境の整備、⑤栄養、食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善を推進している。

③ **健康さくら21 策定の経過**

平成14年度	市民健康意識調査の実施、健康課題の抽出、「健康さくら21」策定委員会の設置
平成15年度	「健康さくら21」計画策定
平成16年度	「健康さくら21」計画公表
平成18・19年度	市民健康意識調査の実施、分析（中間評価）
平成20年度	「健康さくら21」計画見直し、公表
平成23年度	市民健康意識調査の実施、分析（最終評価）
平成24年度	「健康さくら21（第2次）」計画策定、公表
平成29年度	市民健康意識調査の実施
平成30年度	「健康さくら21（第2次）【改訂版】」策定、公表

④ **健康さくら21（第2次）【改訂版】の位置づけと期間**

この計画は、健康増進法第8条第2項に基づく「健康増進計画」、「健やか親子21（第2次）」の趣旨に基づく「母子保健計画」、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「自殺対策計画」を一体化した計画である。

「第4次佐倉市総合計画（平成23年度～平成31年度）」を上位計画として、市民の健康づくりや健やかな親子づくりを進めるため、また、誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するため、具体的な考え方や取り組み方法を示したものである。「佐倉市高齢者福祉・介護計画」など、他の分野の関連する計画と相互に連携しながら推進していく。

さらに、国の健康増進計画である「健康日本21（第2次）」、母子保健の推進計画である「健やか親子21（第2次）」、国の「自殺総合対策大綱」等とも整合性を保ち、それぞれの趣旨を踏まえつつ、佐倉市の地域性を尊重した計画としている。

計画の期間は、平成25年度から令和4年度までの10年間とし、第2次計画策定から5年が経過した平成30年度に中間評価及び見直しを行った。

今後も国や県の健康増進計画の動向を注視しながら、計画を推進していく。

⑤ 基本方針

- ・「健康日本21（第2次）」と「健やか親子21（第2次）」を一体的に含めた計画にします。
- ・自殺対策計画としても位置付けます。
- ・ヘルスプロモーションの考え方を取り入れます。
- ・めざすべき姿の実現のために、目標と指標を設定し、達成状況を評価します。

⑥ 基本理念

心もからだも健やかで、幸福な生活が送れること

⑦ めざすべき姿

- ・いつでもいきいきと生活できる市民
- ・健康を支え合える地域社会

⑧ 基本姿勢

1. 自分に合った健康づくりに取り組もう（一人ひとりの個性と健康観の重視・みんなが主役）
2. 楽しみながら健康づくりに取り組もう（無理をせず自分に合った活動を）
3. 親と子が健やかに暮らせるまちをつくっていこう（地域ぐるみの子育て・子育て）
4. 歴史と自然に親しみながら健康づくりを進めよう（市の資源を生かした取り組み）
5. とともに支え合って健康づくり運動を推進しよう（健康づくりの環境整備・しくみづくり）
6. 誰も自殺に追い込まれることのないまちをつくっていこう（気づき、つながり、支え合う生活を）

【基本理念】心もからだも健やかで、幸福な生活が送れること

【めざすべき姿】

- ・いつでもいきいきと生活できる市民
- ・健康を支え合える地域社会

【基本姿勢】

- ・自分にあった健康づくりに取り組もう
- ・楽しみながら健康づくりに取り組もう
- ・親と子とが健やかに暮らせるまちをつくっていかう
- ・歴史と自然に親しみながら健康づくりを進めよう
- ・ともに支え合って健康づくり運動を推進しよう
- ・誰も自殺に追い込まれることのないまちをつくっていかう

ライフステージごとの取り組み(幼年期・少年期・青年期・壮年期・中年期・高齢期)

健やかな親子づくりの
取り組み

- ・妊娠・出産・周産期
健康充実した出産・育児の環境づくりの取り組み
- ・健康
生活習慣の改善と事故予防対策
- ・育児
育児の負担・不安の軽減
- ・思春期
次世代の健全な育成

健康寿命の延伸・健康格差の縮小

- ・生活習慣病
生活習慣病の早期発見と予防に向けて
- ・栄養・食生活
食行動の改善を通じた健康な生活習慣の獲得
- ・身体活動・運動
日常の活動と運動を通じた健康増進と地域づくり
- ・飲酒
お酒の正しい知識とみんなで支え合う心の問題
- ・喫煙
喫煙者の減少と受動喫煙の防止
- ・歯と口腔
歯と口腔の健康から、話す・食べるの喜びを

いのち支える
佐倉市自殺対策計画

- ・このころの健康づくり
このころの健康づくりについて理解を深め、心身の健康を保とう
- ・自殺予防のための地域づくり
自殺予防のための地域づくりで理解を深め、心身の健康を保とう
- ・生きる
生きる誰かの支え体制の充実
- ・誰にも自殺に追い込まれない佐倉を目指して

Ⅱ 子どもの保健

1. 妊娠届出・母子健康手帳交付

根拠法令等	母子保健法第 15 条、第 16 条
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・妊娠 11 週以下での妊娠届け出の割合 91.4% → 95.0% ・妊娠中飲酒していた母親の割合 5.0% → 0% ・妊娠中の母親の前で吸っていた家族の割合 12.4% → 0% ・妊娠中に喫煙していた母親の割合 2.4% → 0% ・妊娠・出産について満足している人の割合（新たな目標項目）81.1% → 86.0%

《目 的》

母子保健法第 15 条に基づき提出された妊娠届出により、妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を一貫して記録しておくため、同法第 16 条による母子健康手帳を交付する。

《内 容》

妊娠届出をした者に母子健康手帳、副読本、及び妊産婦・乳児一般健康診査受診票、新生児聴覚スクリーニング検査受診票、産婦健康診査受診票を交付する。その他、母子保健サービスに関するチラシ等を配付する。

届出・交付場所は、保健センター（健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター）、志津北部地域子育て世代包括支援センター、市役所こども保育課内の 5 か所。

《実 績》

①過去 5 年間妊娠週数別届出数 (件)

年度	妊娠届出数	初妊婦数 (割合%)	届出時の妊娠週数					
			～11 週 (割合%)	12～19 週	20～27 週	28 週以上	産後	週数不詳
平成 29 年度	1,035	454 (43.9%)	946 (91.4%)	75	9	5	0	0
平成 30 年度	922	408 (44.3%)	824 (89.4%)	76	19	3	0	0
令和 元年度	861	373 (43.3%)	771 (89.5%)	76	10	3	1	0
令和 2 年度	864	434 (50.2%)	797 (92.2%)	56	7	4	0	0
令和 3 年度	782	339 (43.4%)	731 (93.5%)	44	4	2	1	0

※妊娠届出時による母子健康手帳交付数は、794 件。（双胎含む）

②交付場所別・妊婦の居住地区別届出数 (件)

届出場所	届出数	割合 (%)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田
健康管理センター	130	16.6	11	91	5	8	0	0	15
西部保健センター	176	22.5	0	5	168	0	0	0	3
南部保健センター	49	6.3	2	1	0	43	2	1	0
志津北部地域子育て世代包括支援センター	157	20.1	0	11	142	2	0	0	2
こども保育課内 （※日曜開庁での届出）	270 (39)	34.5	85 (9)	25 (2)	38 (16)	105 (11)	2 (0)	2 (0)	13 (1)
合計	782	100	98	133	353	158	4	3	33

③保健師・助産師による面接実施状況

	件数	面接実施件数	面接実施率	要支援者数	要支援率
妊娠届出時	782	767	98.1%	173	22.1%
転入時別冊交換（妊婦）	65	64	98.5%	16	24.6%
合計	847	831	98.1%	189	22.3%

※悪阻等の理由で当日面接が出来なかった場合には、代理人申請や郵送により母子健康手帳を交付し、後日、妊婦に対して訪問や保健センターでの面接を実施している。面接未実施の理由として、電話連絡するが応答なし、代理人申請の直後に県外に里帰り等が挙げられる。

④母子健康手帳再交付数、妊婦・乳児一般健康診査受診票交付数 (件)

	件数	理由			
母子健康手帳再交付	57	汚損	紛失	多胎	その他
		1	33	0	23
妊婦・乳児一般健康診査受診票交付	90	転入	紛失	多胎	その他
		75	15	0	0

※再交付のうち「その他」の理由は、外国からの転入等によるものを含む。

⑤妊婦本人の喫煙状況（人）

状況	人数	割合（%）
吸っていない	737	87.0
現在吸っている	14	1.7
妊娠中のため止めた	94	11.1
回答なし	2	0.2

⑥家族の喫煙状況（人）

状況	人数	割合（%）
家族に喫煙者はいない	581	68.6
夫・パートナー	237	28.0
妊婦の父母	20	2.4
夫の父母	3	0.4
兄弟姉妹	4	0.5
その他	2	0.2

⑦妊婦本人の飲酒状況（人）

状況	人数	割合（%）
飲んでいない	444	52.4
妊娠中のため止めた	400	47.2
現在飲んでいる	1	0.1
回答なし	2	0.2

⑧特定妊婦把握状況

※ 特定妊婦の定義：児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項
「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」とする。

【特定妊婦の状況】特定妊婦 25 件

こども家庭課（家庭児童相談室）と妊娠中に支援を行った件数 13 件
理由内訳（重複あり）10 代妊娠 8 件、精神疾患既往歴有 5 件、被虐待妊婦（DV 歴含む）8 件、
経済困窮 12 件、シングルマザー 14 件、ステップファミリー 0 件

《考 察》

妊娠届出数は、年々減少するなか令和2年度は件数を維持したが、令和3年度には新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、再度減少に転じた。妊娠11週以下での妊娠届出の割合は93.5%で、目標値には達していないものの、年々上昇をしている。

市内5か所の子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠届出時に妊婦の全数面接を目標に、妊婦が安心して妊娠・出産・育児ができるよう、妊娠期における過ごし方、出産・子育て支援サービス等

の情報提供、地区担当保健師の紹介を行うなどした。

支援体制については、妊婦との面接の結果、継続して支援が必要な妊婦と判断した場合には、地区担当保健師が産前・産後支援計画を作成し、産後6か月を経過するまで支援する体制を整えている。さらに、妊娠後期には全妊婦を対象に電話による支援を行っている。(令和3年度671件、実施率86.6%)

令和3年度には年々増加する外国人妊婦への面接場面に使用する音声翻訳機を購入し外国人妊婦の支援の充実を図った。また、多胎妊婦向けの情報誌「ふたご手帖」の配布を開始した。

今後も、全ての子育て家庭が、安心して子どもを産み育てることができるよう、関係機関との連携を図りながら切れ目のない支援を行っていききたい。

2. 妊婦・乳児一般健康診査

根拠法令等	母子保健法第13条 佐倉市妊産婦及び乳児健康診査費並びに新生児聴覚スクリーニング検査費助成事業の実施に関する規則	
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・妊娠11週以下での妊娠届け出の割合 ・かかりつけの小児科医を持つ人の増加	91.4% → 95.0% 92.6% → 100%

《目 的》

母子保健法第13条に基づき、妊産婦又は乳児に対して健康診査を実施し、異常の有無を早期に発見し適切な指導を行い、妊産婦及び乳児の健康の保持増進を図る。

《内 容》

- ①対 象 佐倉市に住所を有する妊婦及び乳児
- ②実施方法 健康診査業務については医療機関（助産所含む）に委託
受診者は、妊娠届出時に発行している母子健康手帳別冊にとじ込みの受診票を、医療機関に提出することにより、費用助成が受けられる。
委託ができない医療機関の場合、償還払いで助成する。

③健診種類及び検査内容

ア. 妊婦一般健康診査

期 間	妊娠初期～23 週	妊娠 24～35 週	妊娠 36 週～出産
健診回数	4 回	6 回	4 回
受診間隔	4 週間に 1 回	2 週間に 1 回	1 週間に 1 回
毎回共通の 検査項目	基本的な妊婦健康診査 （診察・計測・血圧・尿化学検査・保健指導）		
必要に応じて行う医学的検査	＜初期に1回＞ 血液検査（血液型・血糖検査・貧血検査・B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査・HIV抗体検査、梅毒血清検査、風疹ウイルス抗体検査）、子宮頸部がん検診 ＜期間内に2回＞ 超音波検査	＜期間内に1回＞ 血液検査（貧血・血糖・HTLV-1抗体検査）、クラミジア検査、B群溶血性レンサ球菌検査、超音波検査	＜期間内に1回＞ 血液検査（貧血）、超音波検査

イ. 乳児一般健康診査（1回目：3～6か月、2回目：9～11か月）

基本的な乳児健康診査（問診、診察、身体計測）

- ④周知方法 ア. 妊娠届出書提出時に受診票をとじ込んだ「母子健康手帳別冊」を配布
イ. 母子健康手帳交付時配布のリーフレットに掲載
ウ. 市ホームページ、健康カレンダーに掲載
エ. 乳児相談・もぐもぐ教室の案内にリーフレット同封

《実 績》

① 妊婦一般健康診査受診状況

発券枚数：妊娠届出数×14（回分）

年度	対象者数(人) (妊娠届出数)	発券枚数(枚)	利用枚数(枚)	利用率(%)
29年度	1,035	14,490	12,689（償還分171含む）	87.6
30年度	922	12,908	11,413（償還分234含む）	88.4
令和元年度	861	12,054	10,439（償還分179含む）	86.6
令和2年度	864	12,096	9,801（償還分204含む）	81.0
令和3年度	782	10,948	9,940（償還分195含む）	90.8

② 乳児一般健康診査受診状況

発券枚数：出生数×2（回分）

年度	対象者数 (人) (出生数)	発券枚数 (枚)	乳児一般健康診査 (2回分)利用枚数 (枚)			利用率(%)		
				3-6か月	9-11か月		3-6か月	9-11か月
29年度	1,031	2,062	1,763	915	848	85.5	88.7	82.3
30年度	961	1,922	1,836 (償還分 3含む)	939	897	95.5	97.7	93.3
令和元年度	898	1,796	1,673	877	796	93.2	97.7	88.6
令和2年度	786	1,572	1,461 (償還分 2含む)	724	737	92.9	92.1	93.8
令和3年度	842	1,684	1,422 (償還分 1含む)	755	667	84.4 ※1	89.7 ※2	79.2 ※2

※1 利用率（全体）：利用枚数/発券枚数

※2 利用率（3-6か月・9-11か月）：利用枚数/対象者数（出生数）

《考 察》

妊婦・乳児一般健康診査の受診票は原則として千葉県医療機関に限り利用するものとなっていることから、県外の里帰り先などで受診を希望する方には、随時、受診を希望する医療機関と市が個別契約し、利便性の向上に努めている。個別契約ができない医療機関を受診した方については、償還払いとして健診に係る費用を助成している。

妊婦一般健康診査については、厚生労働省通知「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」に沿って助成を行っている。14回分の公費負担を実施しているが、妊娠の届出が遅かったり、出産予定日より早く生まれたりすると、14回すべての受診票を使わないことが多いため、受診率を100%にすることは難しい。すべての妊婦が適正に妊婦健診を受けることができるよう、今後も妊婦健診の必要性について妊娠届出時やホームページ等で啓発していきたい。

乳児一般健康診査については、受診率が昨年度より8.5ポイント低下している。これまで3～6か月、9～11か月とも当該年度の出生数を対象者としているが、次年度からは、より実態に近い受診率を出せるよう対象者の考え方を変更したい。また、新型コロナウイルス感染症の不安から受診を控えることがないよう、引き続き母子事業等で受診勧奨していきたい。

3. マタニティクラス・パパママクラス

根拠法令等	母子保健法第9条
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・積極的に育児をしている父親の割合（新たな目標項目） 61.1% → 66.0%
	・市または病院のマタニティクラスを受講した人の割合 78.3% → 増加
	・妊娠中の飲酒の割合 5.0% → 0%
	・妊娠中の喫煙の割合 2.4% → 0%
	・妊娠中の母親の前で吸っていた家族の割合 12.4% → 0%
	・妊娠・出産について満足している人の割合（新たな目標項目） 81.1% → 86.0%

《目 的》

妊娠・出産・育児について体験学習を通して正しい知識を学び、健全な母性と児の育成を図る。

妊婦同士の交流を図りながら、地域における子育ての仲間づくりを支援する。

また、パパママクラスに参加する父親に、妊婦の体の変化や育児協力の大切さを伝えることにより、夫婦協働の必要性の認識を促す。

(1) マタニティクラス

《内 容》

- ① 対 象 佐倉市に在住する妊婦 各回定員10人（初妊婦優先・申込制）
- ② 実施会場 健康管理センター（3回）、西部保健センター（3回）
- ③ 周知方法 案内文を妊娠届出時に配布、広報、健康カレンダー、ホームページ掲載
- ④ カリキュラム

内 容	担 当 者	時 間
1. オリエンテーション	保健師	13:00～15:20
2. 講義「妊娠中の生活」	助産師	
3. 講義「妊娠中・授乳期の栄養」	栄養士	
4. 講義「妊娠中のお口の健康」	歯科衛生士	
5. 講義「佐倉市からのお知らせ」	保健師	
6. 個別相談（希望の方・必要な方）	保健師・栄養士	

《実 績》

① 受講状況

年度	回数	対象者数（人）	受講者数（人）	受講率（％）
平成29年度	6	454	61	13.4
平成30年度	6	408	69	16.9
令和元年度	6	373	56	15.0
令和2年度	3	434	23	5.3
令和3年度	6	339	64	18.9

※対象者数：当該年度に妊娠届出をした者のうち初妊婦

② 地区別受講状況

(人)

対象者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
	40	68	141	72	0	1	17	339
受講者数(人)	7	9	33	14	1	0	0	64
受講率(%)	17.5	13.2	23.4	19.4	-	0.0	0.0	18.9

※対象者数：当該年度に妊娠届出をした者のうち初妊婦

③ 妊婦の就労状況

(人・割合)

就労している	就労していない	無回答	合計
53 (82.8%)	11 (17.2%)	0 (0.0)	64 (100%)

④ 妊婦の喫煙状況

(人・割合)

喫煙中	禁煙中	吸わない	無回答	計
0 (0.0%)	7 (10.9%)	57 (89.1%)	0 (0.0%)	64 (100%)

⑤ 家族の喫煙状況（受講者数に対して）

(人・割合)

喫煙中	禁煙中	吸わない	無回答	計
15 (23.4%)	4 (6.3%)	45 (70.3%)	0 (0.0%)	64 (100%)

⑥ 参加妊婦の飲酒状況（受講者数に対して）

(人・割合)

飲酒している	飲酒していない	無回答	計
1 (1.6%)	63 (98.4%)	0 (0.0%)	64 (100%)

⑦ 相談件数（分類は地域保健・健康増進事業報告を引用）

(人)

相談理由	栄養	運動	休養	禁煙	歯科	その他	合計
相談者数(人)	6	0	0	0	0	22	28

【主な相談内容】体重管理、初めての出産育児への不安、産後の支援など

⑧ 動画配信（オンデマンド）

配信希望人数	38 人						
内容	妊娠中について 妊娠中の体重管理 栄養バランス 主食・主菜・副菜の栄養バランス 気を付けてとりたい栄養素 食生活で気を付けたいこと 授乳中の栄養						

《考 察》

感染対策を実施しながら年間の実施計画どおり教室を開催できたことで、受講率が回復した。

また、昨年度の受講者アンケート結果をふまえて、グループワークを再開した。今後も感染対策を行ったうえでの仲間づくりの支援について、カリキュラム等の内容や実施方法を検討していく。

また、動画配信について、これまでは申し込み制を取っていたが、妊娠出産育児についての知識の普及をはじめ夫婦協働の必要性や虐待予防を図るため、R4 年 2 月下旬から妊娠届出者全員に対して、配信動画の案内を開始した。より多くの方への動画情報の周知ができたと考える。今後は、動画の視聴回数の推移を確認しながら、周知方法や動画へのアクセス方法を工夫することで、より多くの方に視聴してもらえるよう調整する。

(2) パパママクラス

《内 容》

- ①対 象 佐倉市に在住する妊婦とその夫（内縁も含む） 各回定員 10 人（初妊婦優先）
- ②実施会場 健康管理センター（4 回×午前の部・午後の部）
西部保健センター（5 回×午前の部・午後の部）
- ③実施回数 年 9 回、土曜日または日曜日に開催
（新型コロナウイルスの影響で 1 月は中止）
- ④周知方法 案内文を妊娠届出時に配布、広報・健康カレンダー・ホームページに掲載

⑤カリキュラム

内 容	担 当 者	時 間
1. オリエンテーション	保健師	午前の部 9:00～12:00
2. 講義「佐倉市からのお知らせ(産後の手続き・健診)」	保健師	
3. 講義「お産後のママの健康と生活」「赤ちゃんとの生活」	助産師	
4. 沐浴実習	助産師・保健師	
5. 夫婦で話し合う「 ^{まるまる} 〇〇家作戦会議」 DVD 鑑賞「赤ちゃんが泣き止まない」	保健師	午後の部 13:00～16:00
6. 個別相談（希望の方・必要な方）	保健師・助産師	

《実 績》

① 受講状況

(人)

年度	開催回数	対象者数	受講妊婦数 (うち経産婦数)	受講率	夫の受講数(うち夫のみが受講した数)	夫以外の家族	受講者合計
平成 29 年度	9 回	454	161 (2)	35.5%	152 (0)	2	315
平成 30 年度	9 回	408	164 (1)	40.2%	164 (2)	0	328
令和元年度	8 回	373	142 (4)	38.1%	141 (2)	1	284
令和 2 年度	12 回	434	93 (2)	21.4%	92 (0)	0	185
令和 3 年度	18 回	339	121 (2)	35.7%	120 (1)	0	241

※対象者数は当該年度に妊娠届出をした者のうち初妊婦の数

②地区別受講状況（対象者数に対して）

	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
対象者数(人)	40	68	141	72	0	1	17	339
受講者数(人)	15	17	55	31	0	0	4	122
受講率(%)	37.5	25.0	39.0	43.1	0.0	0.0	23.5	36.0

※対象者数：当該年度に妊娠届出をした者のうち初妊婦

※受講者数：パパママクラスを受講した家族のうち妊婦または夫のいずれか

③妊婦の就労状況（人）

就労している	就労していない	無回答	合計
100 (82.0%)	22 (18.0%)	0 (0.0%)	122 (100%)

④妊婦の喫煙状況（人）

喫煙中	禁煙中	吸わない	無回答	合計
0 (0.0%)	9 (7.4%)	110 (90.2%)	3 (2.4%)	122 (100%)

⑤家族の喫煙状況（人）

喫煙中	禁煙中	吸わない	無回答	合計
9 (7.4%)	15 (12.3%)	97 (79.5%)	1 (0.8%)	122 (100%)

⑥参加妊婦の飲酒状況（人）

飲酒している	飲酒していない	無回答	合計
0 (0.0%)	121 (99.2%)	1 (0.8%)	122 (100%)

⑦相談件数（分類は地域保健・健康増進事業報告を引用）（人）

相談理由	栄養	運動	休養	禁煙	その他	合計
相談者数	3	0	1	0	41	45

【主な相談内容】体重管理、立ち合い出産できない不安など

⑧ 動画配信（オンデマンド）

配信希望人数	35 人
内容	産後について 赤ちゃんの特徴 沐浴

《考 察》

新型コロナウイルス感染防止対策のために定員や時間配分等のカリキュラムを見直し、午前の部と午後の部の各回 10 人に定員を制限しての開催を継続した。

令和元年度から、内閣府作成のリーフレット「〇〇家大作戦^{まるまる}」を配付し、家事や育児の分担度合いを夫婦で話し合うワークを取り入れている。受講者からは、「妻の身体のことや赤ちゃんの泣き止ませ方、お風呂の入れ方などが、勉強になった」「赤ちゃんのことだけでなく妻のサポートもしていかなければいけないと感じた」といった感想が聞かれ、夫婦が協力して家事や育児をする大切さや、妊婦へのいたわりの気持ちを深める機会となっていると考える。引き続き、妊娠中から産後の協力体制を夫婦で考えておく大切さや、夫婦だけで頑張りすぎないように利用可能な社会資源の情報提供など、夫婦協働の必要性の認識を促すとともに孤立の予防に努めていく。

4. 新生児聴覚スクリーニング検査

根拠法令等	母子保健法第13条 佐倉市妊産婦及び乳児健康診査費並びに新生児聴覚スクリーニング検査 費助成事業の実施に関する規則		
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・妊娠・出産について満足している人の割合	81.1% → 86.0%	
	・子育てに自信が持てない保護者の割合	48.1% → 23.0%	
	・育児についての相談相手のいない保護者の割合	3.5% → 0.7%	

《目 的》

新生児の聴覚障害を早期に発見し、できる限り早い段階で適切な措置を講じられるようにすることを目的としている。

《内 容》

①対 象 佐倉市に住民票を有する妊婦が出産した生後50日以内の児又は生後50日以内の児

②実施方法 (1) 費用助成

- ・生後50日以内に実施する新生児聴覚スクリーニング検査の費用を助成する。
(助成額は3,000円)
- ・検査業務については医療機関（助産所含む）に委託。
- ・受診者は、妊娠届出時に発行している母子健康手帳別冊にとじ込みの受診票を、医療機関に提出することにより、費用助成が受けられる。
- ・委託ができない医療機関の場合、償還払いで助成する。

(2) 検査結果の確認、受診勧奨

- ・全戸訪問事業や4か月児乳児相談等で検査結果を確認している。
- ・検査の結果、リファ（要再検査）や要精密検査であるにも関わらず再検査を実施していない場合は、遅延なく受診するよう電話や訪問等で勧奨する。

③周知方法 妊娠届出時にリーフレットを配布。妊娠後期の妊婦への電話支援での勧奨。
広報やホームページ、子育て支援ガイドブック等にて周知。

《実 績》

①受診者数

(人)

年度	対象者数	受診者数	受診率	未受診者数
令和3年度	842	828	98.3%	14

※新生児聴覚スクリーニング検査の費用助成は令和3年度から開始。

②未受診者（15人）の内訳

(人) 令和4年6月15日現在

未受診理由	人数
出生時から入院・入所中のため	5
保護者が検査を希望しなかった	4
長期里帰り・自宅出産で受けることができなかった	3
全戸訪問未実施等のため検査結果未把握	2

③初回検査結果（受診者数 827 人の内訳）（人）

検査方法	パス	リファー	
		両側	片側
自動 ABR（AABR）	511	3	5
ABR	24	0	0
OAE	240	6	20
不 明	17	1	1
計	792	10	26

④繰り返し検査結果（リファーとなった 36 人のその後の検査状況）（人）

検査方法	パス	リファー	
		両側	片側
自動 ABR（AABR）	7	1	1
ABR	3	0	0
OAE	14	1	9
計	24	2	10

⑤要精密検査となった児の経過（繰り返し検査結果でリファーとなった 12 人のその後）（人）

受診済	難聴の確定診断あり	2
	異常なし	6
	経過観察（再度検査予定）	3
未受診	受診勧奨を実施しているが、受診につながっていないことから、本市の「ことばと発達の相談室」での聴力検査を実施	1

《考 察》

本事業は令和 3 年度から開始した。令和 3 年度の新生児聴覚スクリーニング検査の受診率は 98.3%、未受診者は 14 人であった。未受診者の中には、検査を希望しない保護者がいることが判明した。検査を受ける意義や必要性について、妊娠期など早い段階から周知を行い、受診者数や受診率向上に努めたい。

また、要精密検査となった場合のその後の検査結果を早期に把握し、適切な支援へとつなげることも重要である。

開始間もない事業ではあるが、新生児聴覚スクリーニング検査自体は 2000 年頃から全国的に普及し、多くの医療機関で実施されているものである。本検査の目的は、難聴の早期発見と診断、療育にあり、早期発見と適切な支援を受けることにより、補聴器の装用や手話の使用、人工内耳などの様々な支援、治療を選択することができる。今後も必要な方が適切な支援につながるよう、マニュアル等の支援体制の整備および構築を図りたい。

5. 産婦健康診査

根拠法令等	母子保健法第 13 条 佐倉市妊産婦及び乳児健康診査費並びに新生児聴覚スクリーニング 検査費助成事業の実施に関する規則
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0% ・妊娠・出産について満足している人の割合 81.1% → 86.0%

《目 的》

母子保健法第 13 条に基づき、産後うつ予防や新生児への虐待防止を図るため、産婦への健康診査を実施またはその費用助成を行い、結果に基づいた適切な指導を行うことにより、産後間もない母子に対する支援を行う。

《内 容》

- ①対 象 産婦（概ね産後 2 週間と 1 か月）
- ②実施機関 契約医療機関（県内 53 か所、県外 39 か所）、契約助産院（県内 9 か所）
※契約外の医療機関で受診した場合は償還払い
- ③実施内容 健診はおおむね産後 2 週間と 1 か月の計 2 回までとする。
健診項目：ア.問診、イ.診察、ウ.体重・血圧測定、エ.尿検査
オ.質問票（Ⅰ：育児支援チェックリスト、Ⅱ：エジンバラ産後うつ質問票（EPDS）、Ⅲ：赤ちゃんへの気持ち質問票）
健診の結果は、実施機関が「健康・要観察・要支援」のいずれかで判定し、要支援と判定した場合には、実施機関から市に連絡をする。
- ④周知方法 妊娠届出時に母子健康手帳別冊に受診票を折込んで交付。転入妊婦にも健診を説明のうえ受診票を交付。妊娠後期の妊婦への電話支援で受診勧奨。広報、ホームページにて周知。

《実 績》

①受診状況

(人)

年度	対象者数 (出生数)	実受診者数 1 回目 受診者数(※2)	延受診者数 (うち償還 払い)	受診率 (実受診者数/ 対象者数)	実要支援者 数 (率)	延要支援者 数 (率)
平成 30 年度	961	815	1,341(19)	84.8%	145(17.8%)	175(13.0%)
令和元年度	898	789	1,343(43)	87.9%	113(14.3%)	136(10.1%)
令和 2 年度	786	691	1,192(44)	87.9%	77(11.1%)	94(7.9%)
令和 3 年度	833(※1)	756	1,305(42)	90.8%	58(7.7%)	86(6.6%)

※1 令和 3 年度より、対象者数は産婦数とする。

※2 実施体制が整わない等の理由で実施回数が産後 1 か月の 1 回のみの医療機関もあり、すべての産婦が 2 回受診するとは限らないため、1 回目受診者を実受診者数とする。

②受診時期別受診者数・要支援理由の状況

(人)

時期	受診者数	要支援者数	要支援率 (%)	要支援理由（重複あり）（要支援者に対する割合）		
				EPDS 9 点以上 (※1)	EPDS/設問 10 番 加点 (※2)	赤ちゃんへの気持ち質問票/設問 3、5 に加点 (※3)
2 週間	572	45	7.9%	35 (77.8%)	12 (26.7%)	17 (37.8%)
1 か月	733	41	5.6%	28 (68.3%)	14 (34.1%)	18 (44.0%)
全体	1,305	86	6.6%	63 (73.3%)	26 (30.2%)	35 (40.7%)

※1 EPDS（エジンバラ産後うつ質問票）は、自記式の質問票で、全10項目の設問で構成される。

1設問当たり程度により0～3点が加点され、合計9点以上が産後うつが疑われるとされている。

※2 EPDSの設問10「自分自身を傷つけるという考えが浮かんできた」に加点があった場合、自殺念慮が疑われる。

※3 赤ちゃんへの気持ち質問票の設問3「赤ちゃんのことが腹立たしくいやになる」、設問5「赤ちゃんに対して怒りがこみあげる」に加点があった場合、児童虐待につながる可能性があると言われて

③要支援者の支援状況（延人数）

要支援者数			
		医療機関からの連絡あり 71人	医療機関から連絡なし
86人	1 週間以内に訪問等の支援を実施した人数（率）	概ね 1 週間以内に支援を実施できなかった人数（率）	15 人
	61 人（85.9%）	10 人（14.1%）	

※医療機関から連絡があったが、概ね 1 週間以内に支援を実施できなかった者 10 人の主な理由

- ・対象者が市からの連絡・訪問に応じなかった（支援拒否含む） 6 人
- ・支援者と産婦の都合が合わなかった 1 人
- ・その他 3 人

※医療機関からの連絡がなかった者の支援状況（延 15 人）

- ・妊娠中からの継続支援を実施 11 人
- ・医療機関から産婦健康診査とは別に連絡があり、地区担当保健師による支援を実施 3 人
- ・新生児訪問事業実施 1 人

④要支援者の状況（重複あり）

要支援者実人数	出生順位第 1 子	妊娠中から継続支援の者
86 人	62 人 (72.1%)	33 人 (38.4%)

《考 察》

産婦健康診査の受診率は、年々上がってきており、今年度は 90.8%であった。妊娠届け出時や妊娠後期電話で、産婦健康診査受診案内を行っており、その勧奨効果が出ていると思われる。健康診査の判定で要支援となった産婦は、何らかの支援につながっており、医療機関から連絡を受けた要支援者の 85.9%が概ね 1 週間以内の早期の支援を受けている。要支援者であっても、産婦が市からの連絡に応じないケースがあるため、医療機関と連携をし、早期支援や状況の把握に努めていく必要がある。産婦健康診査の結果を受けて、産後ケアや早期の新生児訪問等の事業につなぎ、産後うつや虐待の防止を図っていきたい。

6. 産後ケア事業

根拠法令等	母子保健法第 17 条の 2（産後ケア事業）	
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 ・妊娠・出産について満足している人の割合	48.1% → 23.0% 98.9% → 100% 3.5% → 0.7% 10.3% → 0% 81.1% → 86.0%

《目 的》

産後に心身の不調又は育児不安等がある者の心身の安定及び育児不安の解消を図り、母子とその家族が健やかな育児ができることを目的に実施する。

《内 容》

- ①対 象 本市に住所を有し、心身の不調又は育児不安がある母親とその児
※宿泊型・日帰り型は生後 2 か月未満、訪問型は生後 6 か月未満
※流産・死産をされた者も含む。
- ②実施機関 宿 泊 型：契約医療機関（市内 1 か所、市外 3 か所）
日帰り型：契約医療機関（市内 1 か所、市外 3 か所）
訪 問 型：千葉県助産師会印旛地区部会
- ③実施内容 施設に宿泊又は滞在、若しくは助産師の訪問により以下の支援を提供する。
（1）産婦の母体管理及び生活面の指導
（2）乳房管理
（3）もく浴、授乳等の育児指導
（4）乳児の世話及び発育、発達等の確認
（5）産婦への食事の提供（宿泊型のみ）
（6）その他必要な保健指導及び情報提供
- ④周知方法 妊娠届出時に事業リーフレットを配布。妊娠後期の妊婦への電話支援にて、妊婦の体調や協力体制などを確認した上で必要な方に利用を提案。広報やホームページ、子育て支援ガイドブック等にて周知等。

《実 績》

①利用状況

年度	宿泊型		日帰り型		訪問型	
	実（人）	延（日）	実（人）	延（日）	実（人）	延（日）
平成 29 年度	3	13	—	—	4	9
平成 30 年度	19	92	1	3	14	28
令和元年度	11	66	4	8	11	20
令和 2 年度	9	46	0	0	18	49
令和 3 年度	17	80	1	1	25	83

（補足）令和 2 年度までは子育て支援課（現在のこども保育課）で実施していたが、組織改編により令和 3 年度から母子保健課で実施となった。

《考 察》

当事業は子育て世代包括支援センター事業として、平成 28 年度から開始し、令和 2 年度までは子育て支援課（現在のこども保育課）で実施していた。

利用者数を経年的にみると、増減を繰り返しながら推移している。令和 2 年度は宿泊型産後ケアの利用が減少しているが、これは、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出により、宿泊型産後ケア実施施設が利用者の受け入れを休止したことが影響している。一方、訪問型産後ケアの利用者数は増加している。これは、訪問型産後ケアの利用対象者を生後 4 か月未満まで 3 回を生後 6 か月未満まで 7 回の利用へと拡大した結果、宿泊型産後ケアを利用できなかった者が代わりに訪問型産後ケアを利用したため、利用者数の増加につながったと考える。

令和 3 年度は、宿泊型産後ケアおよび訪問型産後ケアの利用者が増加した。これは、出産年齢の高齢化や新型コロナウイルス感染拡大を懸念し里帰り出産を選択しないことで、育児協力者が希薄な中で育児が始まることへの不安のためとケースが増えているものと考えられる。また、全国的に「産後ケア」の認知度も高まっていることが、産後ケアの利用者数の増加につながっていると考ええる。

産後ケアの利用を希望する者が利用でき、利用者の産後うつ発症のリスク低減、育児負担感の軽減が図れるよう、委託施設等と連携を図りながら継続実施していきたい。

7. 母子訪問指導

根拠法令等	母子保健法第 10 条（保健指導）、第 11 条（新生児の訪問指導）、 第 17 条（妊産婦の訪問指導）、第 19 条（未熟児の訪問指導） 児童福祉法第 21 条の 10 の 2、10 の 3（乳児家庭全戸訪問事業）
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・ 新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問を受けた人の割合 93.5% → 94.0% ・ 子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・ 子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・ 育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・ 子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0% ・ 妊娠・出産について満足している人の割合 81.1% → 86.0%

（１）妊産婦訪問

《目 的》

母子保健法第 17 条に基づき、妊産婦に対して家庭訪問を行い、妊娠又は出産・産褥期に支障を及ぼすおそれのある疾病を予防するとともに、安心して子育てができるよう支援する。

《内 容》

- ①対 象 妊娠届出時の面接や電話等で訪問を希望する妊婦
妊娠届出時の面接より訪問が必要と認められる妊婦
出産後の新生児訪問で継続支援が必要と認められた産婦
- ②内 容 家庭訪問による相談と支援
- ③従事者 保健師・助産師

《実 績》

① 実施状況

	妊娠届出数 (件)	妊婦訪問実(延)人数		産婦訪問実(延)人数	
		(人)	支援継続 人数(人)	(人)	支援継続人 数(人)
29 年度	1,035	25(48)	20	3(3)	2
30 年度	922	31(51)	29	※942(959)	365
令和元年度	861	36(70)	34	※878(880)	320
令和 2 年度	864	17(25)	17	※731(740)	251
令和 3 年度	783	15(23)	15	※779(784)	241

※産婦訪問実（延）人数について、平成 30 年度から地域保健の報告に準じ、新生児訪問と同時に実施した産婦訪問指導の実績も合わせて計上することとする。

※産婦訪問実（延）人数について、令和元年度から他市町村に依頼した新生児訪問と同時に実施した産婦訪問指導の実績も合わせて計上することとする。

② 要支援者のうち、エジンバラ産後うつ質問票(EPDS)9 点以上であった者

要支援者数（人）	EPDS 9 点以上の人数（人）	割合
241	41	17.0%

《考 察》

妊娠届出時の面接や全戸訪問で支援が必要と判断された妊産婦に対して、安心して出産・育児期を過ごすことができるように保健師や助産師が継続した支援を行っている。昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響で訪問数が減少していたが、今年度はその感染状況も落ち着いた時期があり、訪問を受け入れてくれる産婦が増えたことで、産婦訪問件数の増加につながった。しかしながら、訪問について抵抗のある方は一定数いるため、電話や面接等、対象者の希望に合わせた対応ができるよう努めていきたい。

また、要支援者のうち、EPDS 9 点以上の者は 17.0%と昨年度より 3.9 ポイント増加している。支援理由は EPDS 9 点以上の者を含み、「保護者の不安・負担」が最も多い。このことから、周産期における保護者の精神的負担への支援の必要性が高いと思われる。今後も保護者が安心して子育てできるよう、保護者の不安や負担感に寄り添った支援を行ってきたい。

(2) 生後 4 か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

《目 的》

母子保健法第 11 条及び 19 条に基づく新生児訪問指導、児童福祉法第 21 条の 10 の 2 及び第 21 条 10 の 3 に基づく乳児全戸訪問事業を併せて実施することにより、生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭に訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを目的とする。

《内 容》

ア．新生児訪問

- ①対 象 原則として産後 28 日未満の産婦及びその新生児で、以下のいずれかに該当する者
 - ・第 1 子の新生児
 - ・未熟児養育医療の対象者
 - ・母子保健法第 6 条第 6 項に規定する未熟児
 - ・第 2 子以降の新生児で、出生通知書または電話で訪問指導を希望した者
 - ・第 2 子以降で妊婦訪問から継続して支援している者
 - ・第 2 子以降で医療機関から訪問依頼のある者
 - ・その他市長が認めた者（他市町村からの里帰り出産で依頼があった者等）
- ②内 容 家庭訪問による相談と支援
エジンバラ産後うつ質問票(EPDS)による、産婦の精神状態の確認と支援
- ③従事者 保健師・助産師

イ．こんにちは赤ちゃん訪問

- ①対 象 生後 4 か月までの産婦及びその乳児
新生児訪問の対象となった者は、新生児訪問として実施する。
- ②内 容 家庭訪問による育児に関する情報提供
エジンバラ産後うつ質問票(EPDS)による、産婦の精神状態の確認と支援
- ③従事者 看護師

《実 績》

① 実施状況

対象者数 a	生後 4 か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問) 実施数 (実施率)	
	b (b/a)	うち、新生児訪問指導等と同時に実施 (再掲) c (c/b)
842 人	787 人 (93.5%)	703 人 (89.3%)

※対象数：令和 3 年度出生数（令和 3 年度佐倉市統計資料 市民課より提供）

※令和元年度から他市町村に依頼した新生児訪問の実績も合わせて計上することとする。

② 過去 5 年間の実施状況

年度	対象者数(人)	訪問数 (件)	訪問率(%)	要支援者数(%)
平成 29 年度	1,031	964	93.5	283 (29.4%)
平成 30 年度	961	957	99.6	381 (39.8%)
令和元年度	898	889	99.0	330 (37.1%)
令和 2 年度	786	735	93.5	251 (34.1%)
令和 3 年度	842	787	93.5	245 (31.1%)

《考 察》

生後 4 か月までの早い時期の乳児の家庭訪問は、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の一歩となり、乳児のいる家庭の孤立を防ぎ子育て支援を行う重要な事業である。

近年は、妊娠届出時の面接や、妊娠後期の方への電話にて、出生通知書の提出、新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問について伝えていることで、乳児家庭全戸訪問事業が市民へ周知され、高い訪問率を維持していた。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で令和 2 年度から訪問率が低下傾向にある。感染症への懸念等から全戸訪問未実施になった家庭については、電話や面接等、保護者の希望に合わせた支援方法に変更し、利用できるサービスの提案・助言等を通して、育児不安や育児負担を抱えたまま孤立することのないよう努めている。今後も保護者と児が健やかに過ごすことができるよう、感染防止に配慮しながら実施していきたい。

また、要支援率は、産後ケア等、サービスの充実が図られていることで、減少傾向にある。今後も、乳児期の早期の訪問指導を行い、支援が必要な家庭の早期把握、継続的な支援を行っていきたい。

(3) 乳児・幼児訪問指導

《目 的》

支援を必要とする乳児、幼児に家庭訪問を行い、児の健康増進を図るとともに、養育者の育児不安の解消に努め、安心して子育てができるように支援する。

《内 容》

- ①対 象 乳児、幼児とその保護者
- ②内 容 家庭訪問による相談と支援
- ③従事者 保健師・栄養士・歯科衛生士等

《実 績》

①実施状況

(人)

年度	乳 児		幼 児		合 計	
	実数	延数	実数	延数	実数	延数
平成 29 年度	105	157	84	114	189	271
平成 30 年度	108	181	99	146	207	327
令和元年度	147	239	120	175	267	414
令和 2 年度	84	138	80	116	164	254
令和 3 年度	63	97	53	61	116	158

《考 察》

妊娠届出時から支援している家庭や、健康診査や相談等の母子保健事業において把握した支援が必要な家庭について、地区担当保健師が継続的に支援している。今年度は乳児、幼児ともに、訪問数は減少している。乳児が減少した要因として、産後ケア利用者の増加がある。訪問型産後ケアが生後 6 か月まで利用できることから、乳児期の訪問数が減少したと考えられる。幼児が減少した理由について、昨年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、集団健診を控えていた家庭も多くあったが、今年度は感染状況が落ち着いたこと等から、幼児健診の受診率が上がっており、訪問で対応の必要な家庭が減少したことがあげられる。また、こども家庭課の訪問や保育園での状況確認を行っていることで、他機関との連携等で支援を行っている家庭があることも訪問数が減少している理由と思われる。支援が必要な家庭には訪問のほか、電話や面接で対応するように努めている。今後も、妊娠期から育児期において、切れ目のない継続した支援を行い、育児に関する情報提供や、保護者の育児不安・負担の軽減につなげていきたい。

8. 低出生体重児の届出・未熟児養育医療・未熟児訪問指導

根拠法令等	母子保健法第18条、第19条、第20条、第21条
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・こどもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・妊娠・出産について満足している人の割合 81.1% → 86.0%

（１）低出生体重児の届出・未熟児養育医療

《目 的》

身体の発育が未熟なまま生まれた未熟児は、生後速やかに適切な処置を講ずることが必要であるため、養育に必要な医療の給付を行うことにより、乳児の健康管理と健全な育成を図ることを目的とする。また、低出生体重児の届出により、速やかな支援につなげる。

《内 容》

「低出生体重児の届け出」について

- ①対 象 者：佐倉市に住所を有する出生体重2,500g未満の児
- ②方 法：出生通知書により届出する
- ③周知方法：母子健康手帳交付時配布のリーフレット・ホームページ・健康カレンダー等

「未熟児養育医療（審査・認定・医療券交付）」について

- ①対 象 者：佐倉市に住所を有し、以下のいずれかの症状に該当する、入院して養育を受ける必要があるとして医療機関の医師が認めた0歳児
 - ア． 出生体重が2,000g以下
 - イ． ア以外の乳児で生活力が弱く、次の「対象となる症状」のいずれかを示す
 - ・けいれん、運動の異常
 - ・体温が摂氏34度以下
 - ・強いチアノーゼなど呼吸器、循環器の異常
 - ・繰り返す嘔吐など、消化器の異常
 - ・強い黄疸
- ②方 法：母子保健課において、申請書の内容を審査し、承認及び却下を決定。
承認の場合には「養育医療券」を交付する。
こども家庭課において、給付（自己負担額の決定）や医療機関への連絡等実施。
- ③周知方法：ホームページ・ポスター・母子健康手帳交付時配布の「佐倉市子育て支援ガイドブック」等、指定医療機関（東邦大学医療センター佐倉病院、東京女子医科大学八千代医療センター、成田赤十字病院）に申請書類一式を送り対象者に渡してもらう。

《実 績》

①年度別低出生体重児（出生体重2,500g未満）の出生（届出）数、未熟児養育医療申請件数（人）

年度	全出生数	低出生体重児数（割合）		未熟児養育医療申請件数（割合）
平成29年度	1,031	90（8.7%）		11（1.1%）
平成30年度	961	80（8.3%）		15（1.6%）
令和元年度	898	90（10.0%）		23（2.6%）
令和2年度	786	66（8.4%）		22（2.8%）
令和3年度	842	75（8.9%）		14（1.7%）

※未熟児養育医療申請については、出生年度ではなく、申請年度へ計上する。

②地区別低出生体重児の出生（届出）数、未熟児養育医療申請件数（人）

地区	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	計
低出生体重児数	10	14	33	12	1	0	5	75
未熟児養育医療申請件数	1	3	9	1	0	0	0	14

③未熟児養育医療該当者の出生状況（人）

年度	計	単胎	多胎		
				組数	うち1人該当
平成28年度	26	19	7	3組	0
平成29年度	11	10	0	－	1
平成30年度	15	7	4	2組	4
令和元年度	23	18	4	2組	1
令和2年度	22	17	2	1組	3
令和3年度	14	12	2	1組	0

④在胎週数別出生体重（低出生体重全数）（人）

出生体重 在胎週数	499g 以下 (超低出生体重児)	500～999g (超低出生体重児)	1,000～ 1,499g (極低出生体重児)	1,500～ 1,999g (低出生体重児)	2,000～ 2,499g (低出生体重児)	計
～27 週 (超早産児)	1	1	0	0	0	2
28～33 週	0	0	7	0	0	7
34 週～36 週 (後期早産児)	0	0	1	4	18	23
37 週～	0	0	0	4	39	43
計	1	1	8	8	57	75

⑤在胎週数別出生体重（未熟児養育医療該当者）

(人)

体 重 在胎週数	499g 以下 (超低出生体重児)	500～ 999g(超低出生体重児)	1,000～ 1,499g (極低出生体重児)	1,500～ 1,999g(低出生体重児)	2,000～ 2,499g (低出生体重児)	2,500g 以上	計
～27 週 (超早産児)	1	1	0	0	0	0	2
28～33 週	0	0	6	0	0	0	6
34 週～36 週 (後期早産児)	0	0	1	2	1	1	5
37 週～	0	0	0	1	0	0	1
計	1	1	7	3	1	1	14

⑥入院医療機関の状況（未熟児養育医療該当者）

(人)

医療機関名	29 年度	30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
東邦大学医療センター佐倉病院	4	9	11	6	10
東京女子歯科大学八千代医療センター	4	4	5	8	1
成田赤十字病院	2	0	2	4	0
船橋中央病院	0	0	1	1	1
千葉大学医学部附属病院	0	0	1	1	0
東京慈恵会医科大学附属柏病院	0	0	0	1	0
順天堂大学医学部附属浦安病院	0	0	0	0	0
千葉県こども病院	0	0	0	0	0
千葉市立海浜病院	1	0	1	0	1
亀田総合病院	0	1	0	0	0
県外の医療機関	0	1	2	1	1
計	11	15	23	22	14

※出生後転院した場合、転院後の医療機関で集計。

《考 察》

令和3年度の未熟児養育医療の申請件数は、14件と前年度より8件減少している。出生体重の内訳でみると、1,000g～1,499gの極低出生体重児が7人と最も多かった。

未熟児養育医療に該当する者については、初回の訪問指導をはじめ、その後の母子保健事業にて発育・発達、育児状況を確認し、3歳児健康診査を迎えるまでは、地区担当保健師による継続支援を行うこととしている。今後も早期に対象児の把握や支援介入を行っていくこととしたい。

（２）未熟児訪問指導

《目 的》

未熟児は、諸機能に種々の未熟さがあり、疾病にも罹りやすいことから出生後速やかに適切な処置を講じる必要があり、家庭内で養育できる児については訪問指導によって必要な処置を講じる。

また、未熟児対策の万全を期するため、身体発育や諸機能が正常児なみになった後においても、訪

問指導を必要とすると判断される場合には、引き続き訪問指導を行う。

《内 容》

- ①対 象 者：佐倉市に住所を有する未熟児養育医療該当者
- ②方 法：未熟児が出生した際、保健師及び助産師による家庭訪問において相談、支援
- ③周知方法：母子健康手帳交付時配布のリーフレット・ホームページ・健康カレンダー等

《実 績》

①未熟児養育医療訪問状況 (人)

年 度	対象者数	訪問人数（うち養育医療該当）	訪問率（％）
29 年度	90	89 (11)	98.9
30 年度	80	75 (13)	93.8
令和元年度	23	14	60.9
令和2年度	22	23	104.5
令和3年度	14	9	64.3

※令和元年度より、未熟児養育医療の対象児のみの実績とする。

《考 察》

市では、未熟児養育医療の対象児に対して、地区担当保健師が訪問指導を行うこととしている。

令和3年度は、対象者数14人に対して、9人の訪問指導であったが、残りの5人は地区担当保健師が電話相談で対応した。

未熟児養育医療の対象児の家族の中には、合併症や発育、発達への不安が強く、特に母親は、自責の念や罪悪感を抱いていることが多い。また、児の入院が長期間におよぶことで、児への愛着形成不全にも陥りやすい傾向があったり、家族関係や経済面、養育環境など複数の問題を抱えている家族もいる。そのため、母親や家族が安心して児を迎えることができるよう、児の入院中から連絡を取ったり、医療機関等の他機関と連携を図りサービスの調整を行うなどして、今後も早期に対応し母親に寄り添った支援に努めたい。

9. 乳児相談

根拠法令等	母子保健法第9条、第10条
健康さくら 21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0%

《目的》

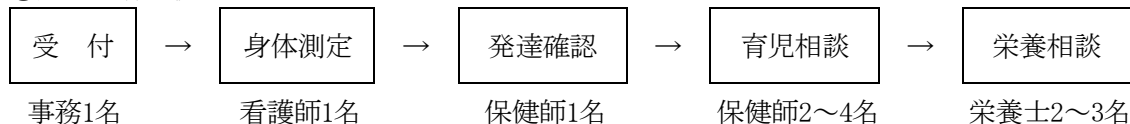
母子保健法第9条、第10条に基づき、乳児の成長、発達状態の観察とそれらに応じた適切な保健指導を保護者に行うことにより、乳児の発育過程を支援する。

《内容》

①対象 生後4か月の乳児

②実施回数 健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター 各12回

③実施内容と流れ



※密になるのを防ぐため、45分ごとに受付を区切り実施。第2子以降は栄養相談を希望制とした。

④周知方法 生後5か月に達する月に、対象者全員に「4か月乳児相談のお知らせ」を送付。
広報、健康カレンダー、ホームページにて周知。

《実績》

①年度別来所状況

年度	実施回数	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
平成29年度	36回	1,005	932	92.7
平成30年度	36回	1,047	960	91.7
令和元年度	33回	828	761	91.9
令和2年度	21回	480	421	87.7
令和3年度	36回	844	741	87.8

※令和元・2年度の対象者数に中止となった月の対象者は含まれていない。

②地区別来所状況

(人)

対象者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
	125	144	375	160	8	2	30	844
来所者数(人)	107	123	338	139	8	2	24	741
来所率(%)	85.6	85.4	90.1	86.9	100	100	80.0	87.8

③相談結果

来所者数			
	支援なし	支援あり	他機関管理
741人	595人 (80.3%)	146人 (19.7%)	0人 (0%)

※他機関管理は、疾患や障害などにより、医療機関などで管理されている者

④主な要支援理由と割合

上段(人) 下段は受診者数に対する割合(%)

保護者の不安・負担	発育	保護者の精神疾患(疑い含む)	育児・生活態度	虐待ケース	精検・受診結果確認	疾患障害	栄養	虐待ハイリスク	発達	きこえ	保護者の体調・疾患	その他	計
62	18	24	21	0	1	3	4	3	4	0	6	0	146
42.5	12.3	16.4	14.4	0	0.7	2.1	2.7	2.1	2.7	0	4.1	0	100

⑤地区別支援状況

(人)

来所者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
	107	123	338	139	8	2	24	741
	支援ありの数(人)	24	28	53	35	1	3	146
要支援率(%)	22.4	22.8	15.7	25.2	12.5	100	12.5	19.7

《考 察》

乳児相談は、生後4か月までの産婦および乳児を対象とした全戸訪問事業である「新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問」の継続支援の場である一方で、訪問が実施できなかった母子を目視で確認できる機会となっている。そのため、虐待ハイリスクと考えられている母子保健事業を利用しない母子の早期発見と早期支援のためにも重要な事業となっている。

また、栄養相談では、5～6か月ごろから開始する離乳食の始め方やすすめ方について、栄養士から助言や案内が得られる機会となっている。第2子以降の場合は、希望制としているが、第2子以降であっても栄養相談を希望する保護者が多い印象であった。第1子との期間が空いてしまい、離乳食について再確認したいと相談を希望する保護者や「授乳・離乳の支援ガイド」の改定があったため、それを知る保護者が第1子との変更点を確認したいと考えるなどの理由から栄養相談につながったと考える。

乳児相談は、母子で来所する初めての母子保健事業となるため、保護者が、安心して来所し相談できる場所であることを周知し、身近な相談先として保健センターが活用され、自信を持って育児を行うことが出来るように、ニーズに応じた保健指導を実施していきたい。

10. もぐもぐ教室

根拠法令等	母子保健法第9条
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	- 健康づくりのために栄養や食事について考えていない保護者の割合 - 幼児の保護者 0.4% → 0% - 小学生の保護者 0.3% → 0% - むし歯のない人の割合 3歳児 86.7% → 90.0% - 風呂場の事故防止のために、子どもがドアを開けられないよう工夫している家庭の割合（1歳児） 35.4% → 増加 - おやつ目的を理解している幼児の保護者の割合 22.7% → 増加

《目 的》

母子保健法第9条に基づき、乳児の成長に応じた適切な栄養、口腔衛生、事故予防指導を保護者に行うことにより、乳児の健康の保持増進を図る。

《内 容》

- ①対 象 8か月の乳児
- ②実施回数 健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター 各12回
※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため事前予約制による個別相談で実施
- ③実施内容 事前予約制による栄養士・歯科衛生士による個別相談及び継続支援者への保健師相談
※栄養士による相談は、全員実施した。
歯科衛生士による相談は、第1子は必須、第2子以降は希望者のみに実施した。
保健師による相談は、継続支援者及び希望者について実施した。
- ④周知方法 対象児全員に個人通知の他、広報、健康カレンダー、ホームページで周知した。

《実 績》

①年度別来所状況

年度	回数	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
平成29年度	30	1,017	750	73.7
平成30年度	30	1,068	770	72.1
令和元年度	28	879	646	73.5
令和2年度	18	470	281	59.8
令和3年度	36	829	522	63.0

※令和元年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため3月を中止

※令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため4月から8月を中止

②会場別来所状況

実施会場	実施回数(回)	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
健康管理センター	12	273	152	55.7
西部保健センター	12	383	239	62.4
南部保健センター	12	173	131	75.7
合 計	36	829	522	63.0

③栄養士・歯科衛生士・保健師による個別相談状況

	栄養士相談（人）	歯科衛生士相談（人）	保健師相談（人）
健康管理センター	152	116	79
西部保健センター	239	175	98
南部保健センター	131	87	52
合 計	522	378	229

《考 察》

9 か月以降の乳児期は、離乳食から幼児食への移行期で、栄養の大部分を食事摂るようになる。また、食事回数も3回食へと移行して行く中で、正しい生活リズムと食習慣の基礎を身につける大事な時期でもある。

この事業では、適切な離乳食のすすめ方や栄養についての健康教育を行うことで、保護者に対し児の栄養や食事について学ぶ機会をつくり、適切に離乳食が進められるよう支援を行い、また、歯科衛生士からは、乳歯がはえ始めるこの時期に適切な歯の手入れ方法について等の相談を行っている。

令和2年度から新型コロナウイルス感染症の影響により、集団教育から予約制の個別相談に変更になったことで、栄養相談では離乳食等栄養状況の把握がしやすく、適切な指導がしやすくなった反面、保健師による講義がなくなり事故予防について周知できない状況となった。このことから、事故予防のプリントを問診票と一緒に全員に郵送し、事故予防の周知を図った。

感染症防止対策のために個別相談として事業を行っているが、来所しない親子の支援のためにも、健康さくら21(第2次)の『栄養・運動・事故防止に心がけ、健やかに子どもを育てよう』という目標の実現につながるよう努めていきたい。

11. 1 歳 6 か月児健康診査

根拠法令等	母子保健法第 12 条
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・積極的に育児をしている父親の割合 61.1% → 66.0% ・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 90.2% → 95.0% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0% ・1 歳 6 か月までに麻しん風しんの予防接種を終了している人の割合 88.9% → 増加

《目 的》

母子保健法第12条に基づき、1歳6か月児期の幼児に対し、健康診査を行い運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等をもった幼児を早期に発見する。また、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する指導を行うことにより、母子の心身の健康の保持増進を図る。

《内 容》

- ①対 象 1歳6か月を超え2歳に満たない児
- ②実施場所 (集団健診) 年30回
健康管理センター (9回) ※施設工事期間中は、他会場へ振り替えて実施。
西部保健センター (13回) 南部保健センター (8回)
(個別健診) 市内15協力医療機関
- ③実施内容 (集団健診)
全員実施：身体計測・歯科健診・育児相談・M-CHAT短縮版の問診 (注1)
必要者のみ実施：栄養相談・歯科相談
(個別健診)
市が交付した受診券を持参して、医療機関で個別に医師診察を実施
- ④周知方法 1歳6か月に達した幼児全員に個人通知、ホームページ等に掲載。

《実 績》

① 受診状況

年度	回数	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)	要支援率(%)
平成29年度	30回	1,102	1,031	93.6	292	28.3
平成30年度	30回	1,058	1,023	96.7	301	29.4
令和元年度	27回	951	907	95.4	307	33.8
令和2年度	33回	1,081	1,010	93.4	400	39.6
令和3年度	30回	884	852	96.4	366	43.0

②地区別受診状況

(人)

対象者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
受診者数 (人)	118	153	407	154	5	6	41	884
受診率 (%)	93.2	97.4	96.1	98.7	100	100	95.1	96.4
要支援者数 (人)	50	63	180	56	1	3	13	366
要支援率 (%)	45.5	42.3	46.0	36.8	20.0	50.0	33.3	43.0

③主要支援理由と割合 上段（人） 下段は受診者数に対する割合（％）

ことば・社会性・行動面	育児・生活態度	保護者の不安・負担	保護者の精神疾患（疑い含む）	発育	疾患	栄養	虐待ケース	虐待ハイリスク	運動	計
272	23	22	21	8	5	5	4	4	2	366
74.3	6.3	6.0	5.7	2.2	1.4	1.4	1.1	1.1	0.5	100

④健康水準の指標に関する結果（問診項目から）

ア. お子さんに対して、育てにくさを感じますか			イ. 育てにくさを感じたときに相談先を知っているなど、何らかの解決する方法を知っていますか※		
回答	人数（人）	割合（％）	回答	人数（人）	割合（％）
いつも感じる	4	0.5	はい	110	69.6
時々感じる	154	18.1	いいえ	45	28.5
感じない	687	80.6	無回答	3	1.9
無回答	7	0.8			

※イはアの設問で「いつも感じる」または「時々感じる」と回答した者への再設問

⑤歯科健康診査結果 上段（人） 下段は受診者数に対する割合（％）

受診者数 (受診率%)	相談 者数	結果判定※							不正 咬合	軟組織 異常	その他 異常
		01 型	02 型	03 型	A 型	B 型	C1 型	C2 型			
851	251	429	407	10	3	1	0	1	47	2	76
(96.3)	29.5	50.4	47.8	1.2	0.4	0.1	0.0	0.1	5.5	0.2	8.9

（備考）歯科健診未受診 1 人 ・むし歯罹患率 0.6％ ・1 人平均むし歯本数 0.03 本

※歯科健康診査 結果判定の分類

01型 むし歯がなく、口腔環境が良好なもの

02型 むし歯はないが、将来むし歯罹患の不安のあるもの

03型 要観察歯（むし歯とは判定しないが、注意が必要な歯）があるもの

A 型 上の前歯のみ、または奥歯のみにむし歯のあるもの（比較的軽症）

B 型 奥歯および上の前歯にむし歯のあるもの（放置すれば重症になる恐れ）

C1型 下の前歯のみにむし歯のあるもの（比較的予後は良好）

C2型 下の前歯を含む他の部位にむし歯のあるもの（重症）

⑥個別医師診察結果（人）

※令和4年4月末現在

集団健診 受診者数	医師診察 受診者数	医師診察 受診率 (%)	医師診察結果（内訳）				
			異常な し	既医療	要経過 観察	要紹介 (要精密)	要紹介 (要治療)
852	629	73.8	577	8	35	9	0

⑦精密健康診査結果 (人)

※令和4年5月末現在

精密健康診査 対象数	受診数	受診結果 (内訳)			
		異常なし	診断確定	経過観察	その他
10	9	3	0	6	0

《考 察》

新型コロナウイルス感染症の影響から前年度受診率は一時的に減少したが、今年度は3.0ポイント増加し、感染症流行以前とほぼ同様まで受診率の回復がみられた。

一方で、要支援率は、前年度より4.6ポイント増となっており、理由の内訳では、「ことば・社会性・行動面」が7割以上を占めた。発達面における特性への支援が必要な児が増加している社会背景と相まって、前年度より発達の判定方法を変更し早期支援を行っていることが影響していると考えられる。

要支援項目である「保護者の不安・負担」は、前年度と比べて半減した。前年度は、緊急事態宣言等により家庭で孤立傾向にあった保護者の方が感染症流行下の育児不安・負担について健診会場で話し込まれて行かれる姿が散見されていたが、今年度は、感染症収束の見通しはたたないものの、感染症との付き合い方がわかってきたこと等が影響していることを推察する。

一方で、「育児・生活態度」や「虐待ケース」、「虐待ハイリスク」で支援が必要となる方の割合は横ばいである。「児の育てにくさ」を保護者が感じる要因は子側の因子のみならず、保護者側の因子であったり、親子をとりまく環境因子であったり様々であるが、「児の育てにくさ」を感じる負担感が虐待行為に転じるリスクがあることをふまえ、健診会場の短時間の面接場面であっても面接から相談支援につながる相談支援関係の構築を心がけ、保護者に寄り添う支援に重点を置きつつ、専門職間かつ地域医療機関との連携の下、児の心身の健やかな成長と発達のサポートを目指している。

発達等の子の要因や親子関係の要因で支援の必要性のある家庭については、地区担当保健師による訪問や幼児歯科健診等で状況を把握し、継続的に支援を行っていくこととしたい。

注1：M-CHAT 短縮版(乳幼児自閉症チェックリスト)について

1歳半から3歳の幼児に対して自閉症スペクトラムのスクリーニング目的で使用されるもの。

(1歳6か月までにみられる社会的発達について)

- (1)何か欲しいものがある時、指をさして要求しますか
- (2)何かに興味を持った時、指をさして伝えようとしますか
- (3)お母さん(お父さん)に見て欲しいものがある時、それを見せに持ってきますか
- (4)お母さん(お父さん)が見ているものを、お子さんも一緒に見ますか
- (5)お母さん(お父さん)のすることをまねしますか
- (6)お母さん(お父さん)が部屋の離れたところにあるおもちゃを指でさすと、お子さんはその方向を見ますか
- (7)いつもと違うことがある時、お母さん(お父さん)の顔を見て反応を確かめますか

根拠法令等	母子保健法第 12 条	
健康さくら 21（第 2 次）	・ 積極的に育児をしている父親の割合	61.1% → 66.0%
【改訂版】目標値	・ 育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	90.2% → 95.0%
（市の現状）→（目標値）	・ 子どもを虐待していると思う保護者の割合	10.3% → 0%

③主要支援理由と割合 上段（人） 下段は受診者数に対する割合（％）

ことば・社会性・行動面	保護者の不安・負担	保護者の精神疾患（疑い含む）	育児・生活態度	虐待ハイリスク	保護者の体調・疾患	虐待ケース	運動発達	計
382	10	6	3	3	2	1	1	408
93.7	2.5	1.5	0.7	0.7	0.5	0.2	0.2	100

④健康水準の指標に関する結果（問診項目から）

ア. お子さんに対して、育てにくさを感じますか			イ. 育てにくさを感じたときに相談先を知っているなど、何らかの解決する方法を知っていますか※		
回答	人数（人）	割合（％）	回答	人数（人）	割合（％）
いつも感じる	18	1.7	はい	227	78.8
時々感じる	270	26.2	いいえ	52	18.1
感じない	735	71.2	無回答	9	3.1
無回答	9	0.9			

※イはアの設問で「いつも感じる」または「時々感じる」と回答した者への再設問

⑤尿検査結果

検査数（人）	有所見数（人）	有所見率（％）	有所見内訳（延人数）			
			糖	蛋白	潜血	小計
894	27	3.0	1	4	22	27

⑥歯科健康診査結果

上段（人） 下段は受診者数に対する割合（％）

受診者数 (受診率%)	相談者数	結果判定 ※							不正咬合	軟組織異常	その他異常
		01 型	02 型	03 型	A 型	B 型	C1 型	C2 型			
1,029 (93.3)	27 2.6	798 77.6	119 11.6	27 2.6	58 5.6	21 2.0	1 0.1	5 0.5	100 9.7	2 0.2	12 1.2

・むし歯罹患率 8.3％ ・1人平均むし歯数 0.30本

※判定結果の分類は、1歳6か月児健康診査の「歯科健康診査結果」参照
（備考）歯科健診3人未受診。

⑦医師診察結果(人)

※令和4年5月末現在

集団 健診 受診者数	医師診察 受診者数	医師診察 受診率 (%)	医師診察結果(内訳)				
			異常なし	既医療	要経過観察	要紹介 (要精密)	要紹介 (要治療)
1,032	645	62.5	601	16	19	9	0

⑧精密健康診査実施状況(人)

※令和4年5月末現在

健診内容	精密健康診 査交付数	受診者数	精密健康診査結果			
			異常なし	診断確定	経過観察	その他
尿二次	9	9	4	0	5	0
眼科精密 健康診査	127	74	29	5	40	0
聴力二次	0	0	0	0	0	0
医師診察	9	6	3	2	1	0
計	145	89	36	7	46	0

* 診断確定の内訳

眼科精密健康診査：遠視性弱視1人、遠視性乱視2人、間歇性外斜視1人、左眼不同弱視疑い1人
 医師診察：食物アレルギー1人、遠視性乱視・弱視1人

《考 察》

今年度も前年度と同率の受診率を維持した。新型コロナウイルス感染症収束の見通しはたまたずとも、保護者が成長発達過程の最中にある児にとって必要な健診として認識してくださっていることが読み取れる。また、感染症対応として予約制の健診に変更したことや、前年度後期より未受診者への来所勧奨方法を郵送から個別電話連絡へ変更し、健診の意義についてお伝えすると共に、連絡時点で予約を確保する等して利便性が図れたことも受診率維持に影響したと考える。

要支援理由の内訳では、前年度と同様「ことば・社会性・行動面」が要支援者数408人、構成比93.6%と高い割合を占めている。これは、発達特性を持つ児に対する早期支援を目的として、前年度から発達確認の指標を変更したこと、また、指標を取り扱う職員の質の向上と健診の精度維持のために、内部研修と自己研鑽に努めていることも影響するものと考えられる。

新型コロナウイルス感染症対策として、眼科二次検査を中止し、眼科一次検査から直接眼科精密健康診査としての医療機関受診としていることから、眼科精密健康診査数は増加した。一方で、感染症流行下、受診のタイミングが図れない等の理由により精密健康診査受診が遅れる傾向にあった。この年齢の児の視力は、早期発見し必要な時期に治療を受けることで改善が図れることがわかっているため、時期を逃さず精密健康診査を受診するよう勧奨を強化していくことが必要である。

※1 発達チェック項目

<応答>

下記の質問について、言葉を用いてやりとりする力を確認する。

- ① 氏名 ② 年齢 ③ 健診会場に誰と来たか

<了解課題>

目の前に見えないことについて、質問されたときに、言葉を用いてやりとりする力を確認する。

- ① お腹が空いたらどうしたらいいですか。
 ② 眠くなったらどうしたらいいですか。
 ③ 寒いときはどうしたらいいですか。

13. 幼児歯科健診

根拠法令等	佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例 母子保健法第10条
健康さくら 21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・むし歯のない3歳児の割合 86.7% → 90% ・フッ化物配合歯みがき剤を使う3歳児の割合 70.1% → 90%

《目的》

乳歯のむし歯は進行性が早く広範囲になりやすい傾向にあり、定期的な健診とともに予防が大切である。歯科健診と併せて、予防処置と保護者に対してむし歯予防教育を実施することにより、幼児の健全な口腔の育成を促す。また、1歳6か月児健診の事後相談として、ことば・育児相談を実施し、保護者の不安の軽減や幼児の発育・発達の把握に努めることにより、幼児の健康の保持増進を図る。

《内容》

- ①対象 2歳児・2歳6か月児・3歳児
- ②実施回数 年59回 月5回（言語聴覚士によることばの相談は各会場月1回。）
健康管理センター、西部保健センター：月2回、南部保健センター月1回
※新型コロナウイルス感染拡大のため、西部保健センターの1回を中止した
- ③実施内容 歯科健診→フッ素塗布（希望者）→言語聴覚士・保健師・栄養士の相談（希望者）
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、染め出しは中止した。
- ④周知方法 各該当月全員に幼児歯科健診のお知らせを送付
広報、健康カレンダー、ホームページにて周知

《実績》

①年度別受診状況

年度	回数	対象者数(人)	受診者数(人)		受診率 (%)
			受診者数(人)	受診率 (%)	
平成29年度	60	3,698	2,830	76.5	
平成30年度	60	3,413	2,566	75.2	
令和元年度	55	2,988	2,186	73.2	
令和2年度	35	1,451	928	64.0	
令和3年度	59	2,841	2,040	71.8	

※令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため3月を中止した。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2歳児を中止した。

②会場別受診状況

実施会場	対象者数(人)	受診者数(人)		受診率 (%)
		受診者数(人)	受診率 (%)	
健康管理センター	944	630	66.7	
西部保健センター	1,311	979	74.7	
南部保健センター	586	431	73.5	

③地区別受診状況

	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
対象者数(人)	376	442	1,311	549	19	18	126	2,841
受診者数(人)	261	293	979	405	14	12	76	2,040
受診率(%)	69.4	66.3	74.7	73.8	73.7	66.7	60.3	71.8

④年齢別結果

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	結果判定 ※							フッ素塗布者 (フッ素塗布率)
				O1型	O2型	O3型	A型	B型	C1型	C2型	
2歳児	902	682	75.6	0	673	2	6	1	0	0	614(90.0)
2歳6か月児	937	661	70.5	2	639	8	10	1	0	1	576(87.1)
3歳児	1,002	697	69.6	1	658	13	20	3	1	1	603(86.5)

※判定結果の分類は、1歳6か月児健康診査の「歯科健康診査結果」参照

⑤言語聴覚士によることばの相談状況

対象	相談数(人)	要支援者(人)
2歳児	86	57
2歳6か月児	48	31
3歳児	35	16
合計	169	104

⑥保健師・栄養士による個別相談状況

	保健師相談(人)	栄養士相談(人)
健康管理センター	61	34
西部保健センター	87	77
南部保健センター	73	45
合計	221	156

《考 察》

むし歯のない3歳児の割合は91.7%（3歳6か月児健診結果）であり、毎年増加している。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年度は中止していた2歳児対象の健診を令和3年度から再開し、2歳・2歳6か月児・3歳児を対象に実施することができた。

1歳6か月児健診において、ことばや社会性、行動面が要支援となった場合、2歳幼児歯科健診の受診機会を利用して言語聴覚士による面接相談を実施している。健診から幼児歯科健診で支援予定となっている者の数は132人いた。健診では要支援判定ではなかったが、ことばの相談があった者は86人で、そのうち57人が「ことばと発達の相談室」や「次回母子保健事業」での継続支援が必要となった。言語聴覚士による支援予定者のうち2歳幼児歯科健診の未受診者については、ことばや社会性等に関する手紙を送付して状況を確認している。

そのほか、幼児歯科健診の場において、保健師相談を221人、栄養士相談を156人に実施した。今後も、幼児歯科健診で支援する予定のかたを確実に支援できるように、多職種で連携を図り進めていきたい。

14. すくすく発達相談

根拠法令等	母子保健法第10条
健康さくら 21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7%

《目 的》

乳幼児の成長及び発達に応じた適切な指導を保護者に行い、疾病等の異常を早期に発見することに努め、乳幼児の心身の発育及び発達を支援することである。

《内 容》

母子保健事業において、専門医による発達相談・指導が必要、または保護者から希望があった乳幼児をすくすく発達相談の対象とする。相談は予約制であり、月1回（年12回）健康管理センターで行う。相談の体制及び内容は、保健師による問診・計測と、医師による診察・相談が行われる。（ただし理学療法士・言語聴覚士による指導は、必要と判断される場合に行われる）

《実 績》

① 利用状況 (人)

年度	回数	相談実数	相談延数
平成29年度	12	19	30
平成30年度	12	23	26
令和元年度	11	19	21
令和2年度	10	16	18
令和3年度	11	19	21

※相談希望者のいない月は中止。令和3年度は相談希望者がいない10月の相談を中止した。

② 地区別利用状況 (人)

地区	実数
佐倉	4
臼井	4
志津	8
根郷	3
和田	0
弥富	0
千代田	0
計	19

③ 主な相談経路別利用状況 (人)

相談経路元事業	実数	相談経路元事業	実数
保健師紹介	2	幼児歯科健診	0
電話相談	11	新生児訪問	0
ことばの相談室	4	他機関からの紹介	1
乳児相談	0	親子教室	0
もぐもぐ教室	0	継続	0
1歳6か月児健診	1	その他	0
3歳児健診	0	計	19

④年齢別相談内容（実数）

（人）

相談内容 年齢	運動発達	言語発達	社会性の 発達	身体発育	多動	その他	計
0～5 か月	1	0	1	0	0	0	2
6 か月～1 歳未満	2	0	0	0	0	0	2
1～2 歳未満	1	0	1	0	1	0	3
2～3 歳未満	1	1	0	0	0	0	2
3～4 歳未満	0	1	1	0	0	0	2
4～5 歳未満	0	1	1	0	1	0	3
5 歳以上	2	1	2	0	0	0	5
計	7	4	6	0	2	0	19

⑤相談内容別結果・終了者内訳（実数）

（人）

初回相談 内容	相談件数 (実)	結果		終了者内訳			
		継続	終了	問題なし	医療機関 紹介	療育紹介	その他(※)
運動発達	7	1	6	3	2	1	0
言語発達	4	0	4	0	2	1	1
社会性の発達	6	2	4	1	0	2	1
身体発育	0	0	0	0	0	0	0
多動	2	1	1	0	0	0	1
その他	0	0	0	0	0	0	0
計	19	4	15	4	4	4	3

《考 察》

相談利用者年齢および相談内容をみると、2歳未満は運動発達、2歳以降は言語発達や社会性の発達についての相談が多い。

相談件数の経年的な変化はみられないが、新型コロナウイルス感染症拡大により、遊び場や子育て支援センターなど親子交流の場に出向くのを控え、日中家庭で母子2人きりで過ごすことで、家族以外の者との関りなど児への刺激が少なくなっていることで児の言語や社会性の発達に影響を及ぼすリスクがあると考え。また、保護者同士の情報交換、他の児を見る機会の減少などが、保護者の不安増加につながる可能性があると考え。児の発達支援と保護者の不安軽減のための相談先として今後も事業が必要とされると考える。

すすく発達相談では、相談内容に応じて小児神経医師、理学療法士、言語聴覚士、保健師が多角的視点で児の発達支援を行っている。専門職に相談ができ、多職種から家庭で実践できる具体的な方法が提案されることで、保護者の不安軽減につながるものとする。

また、事前・事後カンファレンスにて児の発達の状況や、保護者の育児状況について専門職間で情報共有を行っている。必要時、医療機関への紹介状を発行するなど、相談から適切な支援につなげることができている。引き続き専門職間の連携に努めていき、児の発達と保護者の気持ちに寄り添った支援を行っていききたい。

15. ことばと発達相談室

根拠法令等	母子保健法第10条
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・育てにくさを感じた時に対処できる親の割合 90.2% → 95.0%

《目 的》

乳幼児とその保護者に対し、ことば、きこえ又は発達（社会性、行動面等）について個別に相談又は検査を実施し、問題点を総合的に把握した上で、必要な助言及び指導を行い、児のコミュニケーション能力の改善や、保護者の不安の軽減を図ることを目的とする。

《内 容》

- ①対 象 ことば、きこえ又は発達に関する何らかの相談を希望する就学前児及びその保護者
- ②方 法 祝日を除く月曜日から金曜日に、健康管理センターにて予約制の面接相談または電話相談を実施。
- ③実施内容 発達検査、言語検査、聴力検査等を実施し、助言及び指導を行う。
- ④周知方法 幼児健診等の母子保健事業、健康カレンダー、広報、ホームページ、ポスター等
- ⑤担当職種 言語聴覚士（必要時、地区担当保健師、理学療法士、栄養士等）

《実 績》

① 年度別相談者数 (人)

年 度	実 数	延 数	新規申込者数	終了者数
平成29年度	509	2,588	184	231
平成30年度	502	2,725	212	185
令和元年度	526	2,578	242	164
令和2年度	535	1,205	195	138
令和3年度	570	1,741	244	171

② 地区別来所者数 (人)

地 区	実 数	割合 (%)
佐 倉	70	12.3
臼 井	99	17.4
志 津	287	50.4
根 郷	83	14.6
和 田	3	0.5
弥 富	3	0.5
千代田	25	4.4
合 計	570	100.1

③ 年齢別来所者数 (人)

年 齢	実 数	割合 (%)
0歳児	10	1.8
1歳児	52	9.1
2歳児	72	12.6
3歳児	141	24.7
4歳児	146	25.6
5歳児	149	26.1
合 計	570	99.9

④ 新規来所者の経路 (人)

経 路	実 数	割合 (%)
1 歳 6 か月児健康診査	12	4.9
2 歳手紙	1	0.4
3 歳児健康診査	65	26.6
4 歳手紙	9	3.7
5 歳児子育て相談	41	16.8
すくすく発達相談	1	0.4
幼児歯科健診	24	9.8
電話相談	80	32.8
その他	11	4.5
合 計	244	99.9

⑥ 来所者の相談結果 (人)

相談結果	実 数	割合 (%)
継続	381	66.8
経過観察	18	3.2
終了	171	30.0
合 計	570	100.0

※「継続」には年度内に一旦終了したが、再相談を行い、継続支援になったものが含まれる。

⑧ 電話相談 (人)

年 度	延 数
令和 2 年度	466
令和 3 年度	372

※来所者以外の相談も含む。

⑨ 保護者のみの面接相談 (人)

年 度	延 数
令和 3 年度	81

⑤相談内容 (重複あり) (人)

相談内容	延 数
ことばの発達	408
行動面	143
対人面、社会性	96
学習面	6
発音	46
きこえ	5
吃音	23
視知覚認知	32
発達のばらつき	29
その他	11

※相談内容は1人に対して複数選択可能。

※「視知覚認知」とは、読み書きや図形、動くものを見るために必要な基礎的能力。

⑦ 終了者の終了理由 (人)

終了理由	終了者数
改善	23
問題なし	7
保護者の希望なし	17
就学	115
転出	8
他機関管理	1
合 計	171

※終了者の内訳は、年度内来所者 121 人と年度内の未来所者 50 人を含む。

《考 察》

新規申込者の経路は電話相談が多く、幼児歯科健診を経路とする者は少なかったが、電話相談を経路とする者のうち過去に幼児歯科健診のことばの相談を利用して本事業を利用した者が 10 人いた。その他、幼児健診等の母子保健事業をきっかけに本事業を利用した者は 6 割を超えているが、本事業の利用開始時期が 3 歳児健診以降の者が半数近くで、早期支援に取り組んでいるとは言えない。

保護者が育てにくさを感じる場合、お子さん自身の発達等の問題が関係していることがある。コロナ禍で生活が制限されたことにより、お子さんの持つ特性と育児環境やお子さん自身の経験不足によ

り更に問題が複雑化する場合もある。本事業において面接相談を重ねた結果、当初は「子どもが言うことを聞かないのでイライラしてしまう」、「子どものことがわからない」と話していた保護者から、「子どもへの対応方法がわかった」、「子どもの特性を知ることができて良かった」という前向きな発言が聞かれるようになることがある。今後も発達の問題を指摘するだけでなく、保護者の不安に寄り添い、家庭の中で取り組めることを具体的に伝えていくことが重要と考える。その上で、家庭への支援だけでなく、お子さんが所属する機関との連携や情報共有を含めて支援の在り方を更に検討していきたい。

16. 親子教室

根拠法令等	母子保健法第 10 条
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 90.2% → 95.0%

(1) たんぽぽグループ

《目 的》

発達上何らかの問題を抱える児とその保護者に対し、集団及び個別に対応することで児の発達を支援するとともに、保護者の不安を軽減する。

《内 容》

- ①対 象 ことばと発達の相談室において、集団指導の必要性が認められた児とその保護者のうち
- ・ Aグループ：1 歳 6 か月から 2 歳児
 - ・ Bグループ：2 歳 6 か月以上で、未就園かつ他機関において継続的に集団指導を受けていない児
- ②方 法 ・各グループ毎月 1 回、健康管理センターにて実施。Bグループについては、参加希望者がなく中止とした。また、Aグループについては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4～7 月、10～12 月の全 7 回実施した。
- ・ 1 回の開催につき、定員 20 組（令和 3 年度は、感染拡大防止のため定員 5 組）
- ③実施内容 ・ Aグループ：遊びの紹介、子どもへの関わり方の指導
- ・ Bグループ：自由遊び、集団活動（親子での体操、手遊び、制作等）、個別面接
- ④参加期間 各グループ最長で 1 年までとし、年度途中でも随時申し込み可能。Aグループの参加期間終了後は、必要時 Bグループへの参加も可能。
- ⑤担当職種 言語聴覚士、保健師、保育士（外部に依頼）

《実 績》

①たんぽぽグループ 年度別参加組数

年度	Aグループ			Bグループ		
	実施回数	実数（組）	延数（組）	実施回数	実数（組）	延数（組）
平成 29 年度	12	17	106	12	19	118
平成 30 年度	12	21	86	12	17	98
令和元年度	11	22	93	7	5	23
令和 2 年度	2	5	7	0	—	—
令和 3 年度	7	8	25	0	—	—

《考 察》

たんぽぽグループについては、1歳からの早期支援が可能なAグループを平成29年度に増設し、令和3年度で開始から5年が経過した。たんぽぽグループでは、子どもへの関わり方の見本をスタッフが見せたのちに保護者が実践し、それに対して助言することにより、子どもとの関り方が分からないなど子育てに自信が持てない保護者への支援を行っている。また、遊びに集中することが難しいなど対応方法に工夫が必要な児については、工夫の仕方を助言することにより保護者が育てにくさを感じたときに対処できるよう支援している。さらに令和3年度は、グループで学んだ内容を保護者が家庭で実践した様子について、保護者同士の情報共有の時間を設けた。家庭でうまくできたこと、できなかったことを保護者同士が情報共有することにより、本事業が育児について気軽に相談できる場となり、さらに学んだ内容を積極的に家庭で取り組もうとする保護者が多く見られた。

幼稚園等への就園準備を主な目的としているBグループについては、令和3年度についても前年度と同様に参加希望者がなかったため実施しなかった。参加希望者が年々減少している理由としては、市内幼稚園における未満児保育の拡充、共働き家庭の増加、児童発達支援事業所の増加による低年齢からの専門機関での支援の開始等があげられる。Bグループについては、対象者や目的、内容について再検討する必要がある。

(2) ひまわりグループ

《目 的》

発達上何らかの問題を抱える児に対し、社会生活をよりスムーズに送るためのスキルを身に付けられるよう支援を行うことで、現在の所属先や就学先における不適応をできる限り予防・軽減する。

《内 容》

- | | |
|--------|---|
| ①対 象 者 | 以下の条件をすべて満たす児 <ul style="list-style-type: none">・ことばと発達の相談室において集団指導の必要性が認められた児・5歳児（年長児）・保育園、幼稚園などの集団に所属している児・他機関において継続的に専門的な集団指導を受けていない児 |
| ②方 法 | ・各グループ毎月1回、健康管理センターにて実施
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、1月は中止し全11回実施
・1グループ定員7組とし、令和3年度は4グループを編成 |
| ③実施内容 | 集団活動（発表、ゲーム、制作等）、記録用紙を用いた保護者との認識の共有 |
| ④参加期間 | 就学前の1年間（ただし、定員に空きがある場合は年度途中からの参加も可能） |
| ⑤担当職種 | 言語聴覚士 |

《実 績》

①ひまわりグループ 年度別参加組数

年度	実施回数	実数（組）	延数（組）
平成 29 年度	12	15	127
平成 30 年度	12	15	127
令和元年度	11	15	147
令和 2 年度	9	15	110
令和 3 年度	11	27	235

《考 察》

令和3年度のひまわりグループは、参加組数が多数となったため1グループの定員を7組に増やし、全4グループを編成した。感染予防のため、実施会場内では学習机を使用し参加者同士の距離を取ったうえ、参加者同士が接触しない活動内容を中心に実施した。様々な制限の中で、活動を通して自分の意見を相手に伝えることや相手の意見を聞くこと、グループの仲間と協力して活動すること、時間や手順を守って作業を行うこと等の練習を行うことができた。また保護者には、活動の様子を観察しながら子どもの良い行動を具体的に書き出し、子どもの行動を肯定的に把握することにより子どもの成長を感じ、子どもをかわいいと思える機会を提供することができた。

個別指導とは異なる様子を見せる児については、指導担当者同士が情報共有することにより、就学や育児について各参加者の悩みに応じたより具体的な支援や相談を行うことができた。

令和3年度は、指導担当者による子どもの参加状況の評価方法および保護者への通知方法について、評価基準を明確にし、年間で子どもの達成状況の変化を追えるものにと変更した。

17. 5 歳児子育て相談

根拠法令等	母子保健法第 10 条
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 90.2% → 95.0%

《目 的》

5 歳になる児の保護者に対して児の発達状況の確認を促し、発達の問題について啓発を行うことで、円滑に就学期を迎えられるよう適切な支援につなげることを目的とする。

《内 容》

①対 象 5 歳を迎える児及びその保護者

②方 法 〈面接相談〉会 場：健康管理センター、西部保健センター

実施月：令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月

回 数：指定日 18 回（1 回につき予約枠を 3 枠設定）

指定日外 9 回（指定日に来所困難であった市民に個別対応）

〈電話相談〉会 場：健康管理センター

実施日：祝日を除く月曜日から金曜日に、随時実施

③実施内容 〈面接相談〉保護者聴取と、児の発達状況を確認する簡易的な検査を実施し、必要に応じて助言を行う。利用は 1 人につき 1 回限りで、時間は 30 分程度。児の発達状況の精査や継続的な支援が必要な場合は、「ことばと発達の相談室」等、他の母子保健推進事業の利用を勧奨する。

〈電話相談〉保護者が電話での相談を希望する場合、電話にて児の状況を聴取し、必要に応じて助言を行う。

④周知方法 対象児全員に「5 歳児子育て相談のご案内」を送付

市のホームページに掲載

市内の保育園・幼稚園・認定こども園にポスターの掲示を依頼

⑤担当職種 言語聴覚士（必要時、保健師、栄養士、歯科衛生士等も従事する場合あり）

《実 績》

①年度別利用者数

(人)

年度	面接（回）		実数	要支援者数	終了者数
	指定日	指定日外			
平成 29 年度	16	—	21	18	3
平成 30 年度	11	—	30	23	7
令和元年度	12	—	42	29	13
令和 2 年度	13	6	52	39	13
令和 3 年度	18	9	68	46	22

※指定日外：令和 2 年度は新型コロナウイルス感染対策により中止とした回の振替として実施、令和 3 年度は保護者の都合や体調不良により指定日の来所が困難な児に個別対応を実施。
 ※終了者：発音または吃音の相談で即時の支援は不要と判断された児 4 人、継続支援は不要と判断された児 10 人、保護者が継続支援を希望しなかった児 8 人。

②利用者の相談方法 (人)

相談方法	実数
面接相談	43
電話相談	18

③利用者の相談内容 (人)

相談内容	延数
ことばの発達	32
社会性	29
行動面	29
発音	17
学習面	24
吃音	4
その他	3

※相談内容は、1 人の利用者に対して複数選択可能。

《考 察》

令和 3 年度は、昨年度と同様、面接相談の実施回数を年間 18 回（予約枠数 54）とした。予約枠の 6 割程度が埋まる状況についても昨年度と同様であり、相談回数を適切に確保できたものとする。さらに今年度からは、指定日以外の日程であっても、言語聴覚士が対応可能な日程と会場に限り個別に面接相談を実施することとした。これまで、指定日に来所することが難しい児については、電話相談で対応した後、ことばと発達の相談室事業等の利用を勧奨していたが、5 歳児子育て相談の利用希望者の増加に伴い、面接相談の日程に関する問い合わせも増加したため、より柔軟に対応することとした。その結果、指定日以外の日程で 9 人の相談の機会を確保することができた。

相談内容の中に、社会性に関する相談（対人関係の弱さや集団生活への不適応など）及び行動面に関する相談（落ち着きのなさや不注意など）が含まれていた児は、いずれも全体の 4 割程度であり、例年よりも割合が高くなっていた。集団活動の機会や実施方法が制限されているコロナ禍においては、周囲と協力して物事を達成する力や自分の行動を調整する力が自然に育まれる機会も減少していることが推察される。そのような状況下においては、発達に遅れや偏りのある児はより大きな影響を受ける可能性が高く、同時に保護者が育てにくさを感じる場合も増えることが考えられるため、一層の細やかな支援が必要となる。今後も、社会性や行動面に心配をもつ児とその保護者が支援につながる良いきっかけとなるよう、5 歳児子育て相談を適切に運営していきたい。

18. 健康教育 - 健康相談

根拠法令等	母子保健法第9条、第10条
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・近所に育児について話し合える友人のいる保護者の割合 65.8% → 84.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0%

《目 的》

保健センターや各地区での集まり等で母子を対象に、育児や健康管理について正しい知識の普及を図ると共に、育児相談に対応し、もって子育て支援の一助とする。

（１）保健センターでの健康教育

beans circle（ビーンズ・サークル）

《内 容》

- ①対 象 者：多胎児をもつ親とその子ども・多胎妊婦
- ②方 法：令和3年度は新型コロナウイルス感染症予防のためオンラインで開催
- ③内 容：交流・講演
- ④周知方法：佐倉市ホームページ・佐倉市公式LINE・対象者に案内送付

《実 績》

参加人数（延）

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
回数	12回	12回	11回		2回
参加人数	186人	198人	98人		4人

※平成29～令和元年は子どもを含む人数であるが、令和3年度はオンラインでの開催のため、保護者のみの参加人数となっている。

（2）地区の集まりにおける健康教育

《内 容》

児童センターや地区組織から依頼され、保健師、栄養士、歯科衛生士が実施する健康教育。
以下の施設から依頼があった。

佐倉地区：佐倉老幼の館

臼井地区：臼井老幼の館、子育て支援センター

志津地区：志津児童センター、北志津児童センター

《実 績》

実施状況

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
佐倉	10 回	185 人	7 回	227 人	8 回	173 人	0 回	0 人	3 回	52 人
臼井	2 回	53 人	2 回	25 人	2 回	47 人	1 回	6 人	5 回	51 人
志津	12 回	364 人	17 回	478 人	11 回	208 人	0 回	0 人	4 回	40 人
根郷	4 回	228 人	8 回	260 人	6 回	197 人	0 回	0 人	0 回	0 人
和田	0 回	0 人	3 回	35 人	2 回	32 人	0 回	0 人	0 回	0 人
弥富	0 人	0 人	0 人	0 人	1 回	13 人	0 回	0 人	0 回	0 人
千代田	3 回	68 人	3 回	57 人	3 回	33 人	0 回	0 人	0 回	0 人
全市	31 回	898 人	40 回	1,082 人	33 回	703 人	1 回	6 人	12 回	143 人

(3) 健康教育に伴う健康相談

《内 容》

地区の集まりにおける健康教育の終了後に希望者に育児相談を実施。

佐倉地区 : 佐倉老幼の館

臼井地区 : 臼井老幼の館

志津地区 : 志津児童センター、北志津児童センター

《実 績》

①年度別実施状況

(人)

年度	妊産婦	乳児	幼児	その他	合計
平成 29 年度	2	52	69	29	152
平成 30 年度	0	81	37	14	132
令和元年度	8	99	64	26	197
令和 2 年度	0	8	4	14	26
令和 3 年度	0	31	20	21	72

(4) 女性の健康づくり教育（妊娠力向上啓発）

《目 的》

将来、希望した時に自然妊娠ができる健康的な身体づくりに向け、実践できる具体的な情報を提供することにより、自身の健康情報を把握・管理し、積極的に取り組むことができる。

《内 容》

○周知啓発活動

- ・啓発ブースの出店：千葉敬愛短期大学の学園祭「KEIAI フェスタ」において「出張 健康美ボディ講座」として、健康教育(体組成測定、測定結果からのアドバイス、リーフレット類の配布)の実施を予定していたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止。
- ・啓発コーナーの設置：佐倉市役所ロビーで「妊娠力向上」に関するパネルの展示やリーフレットの配布を実施。
- ・その他、成人式での啓発リーフレットの配布、こうほう佐倉での記事掲載など。

《実 績》

- ・成人式での啓発リーフレットの配布：1,400 枚
- ・啓発コーナーの設置：1 回
- ・こうほう佐倉での記事掲載：1 回

(5) 保育園・幼稚園における歯科健康教育

《内 容》

- ① 対 象：園児

《実 績》

①年度別実施状況

(人)

年度	保育園 (認定こども園含む)	幼稚園	合計
平成 29 年度	1,035	801	1,836
平成 30 年度	1,205	750	1,955
令和元年度	1,167	718	1,885
令和 2 年度	0	0	0
令和 3 年度	393	0	393

※令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

《考 察》

例年、保健センターにおいて、母子を対象とした健康教育を実施し、共通の思いを抱えている者同士で交流を図りながら専門職への相談を実施していたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大によりオンラインのみでの開催となった。

地区の健康教育については、新型コロナウイルス感染症の感染が落ち着いている時期に依頼があった児童センター等に健康教育を実施した。

女性の健康づくり教育では、新型コロナウイルス感染症予防を理由に、敬愛短期大学での文化祭での啓発ブースの出店が中止となったため、対象者と対面しての健康教育の実施を行うことができなかった。女性の健康づくり教育は若い女性を対象としており、妊娠出産前に保健センターや専門職を知ってもらい、後に妊娠出産を迎える対象者に自身の健康や育児について相談できる場として保健センターを認識してもらえよう、健康教育の実施場所、内容を検討していきたい。

19. ママの心の相談

根拠法令等	母子保健法第9条、第10条、第22条	
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合	48.1% → 23.0%
	・子どもをかわいいと思える保護者の割合	98.9% → 100%
	・育児についての相談相手のいない保護者の割合	3.5% → 0.7%
	・子どもを虐待していると思う保護者の割合	10.3% → 0%
	・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	90.2% → 95.0%

《目 的》

妊娠中及び子育て期にある母親の不安やストレス、心の悩み等について心理専門職が相談に応じることにより状況の改善を図り、安定した心の状態で育児にあたることができるよう支援する。

《内 容》

- ①対 象 妊婦・18歳未満の子を持つ母親、及びその家族
- ②実施場所及び回数 健康管理センター（12回） 西部保健センター（11回）
※年12回を予定していたが、予約者なしのため1回中止
- ③内 容 公認心理士による個別相談（年度内3回まで相談可能）
- ④従事者 公認心理士・保健師

《実 績》

① 相談実績

	回数	実（人）	延（件）
令和3年度	23	34	49

※令和2年度までは子育て世代包括支援センター事業として、子育て支援課で実施していたが、令和3年度の組織改編により母子保健課で実施となった。相談実績は、平成30年度（実27/延43）令和元年度（実24/延39）、令和2年度（実20/延27）。実施回数は、年12回実施のうち令和2年度は新型コロナウイルス感染症のため4回中止。

②主な相談内容と支援状況

相談件数	主な相談内容					相談結果 （うち保健師の支援）	
	育児	健康	家族	経済／ 生活勤労	その他	終了	継続
49件	30	4	14	1	0	11（10）	38（33）

《考 察》

今年度の相談件数は、過去3年間に比べ増加した。相談内容は育児に関するものが主であるが、家族関係や自身の健康等多岐に渡っている。相談49件のうちの77.6%が継続となり、相談対応後も地区担当保健師が継続して支援を行ったのは43件で全体の87.8%となっている。当相談をきっかけに、受診や継続的な支援につなげ、不安や負担を抱えたままとならないよう努めることができた。

成育基本法では、父親も支援の対象と位置付けられており、父親の孤立を防ぐ対策を講ずることが急務とされていることから、当相談の対象者について検討していく必要がある。

20. 母子保健事業未受診者勧奨事業

根拠法令等	母子保健法第 10 条、13 条 児童虐待の防止等に関する法律第 5 条、第 6 条
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・ 新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問を受けた人の割合 93.5% → 94.0% ・ 1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診に満足している保護者の割合 74.8% → 増加 ・ 子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0%

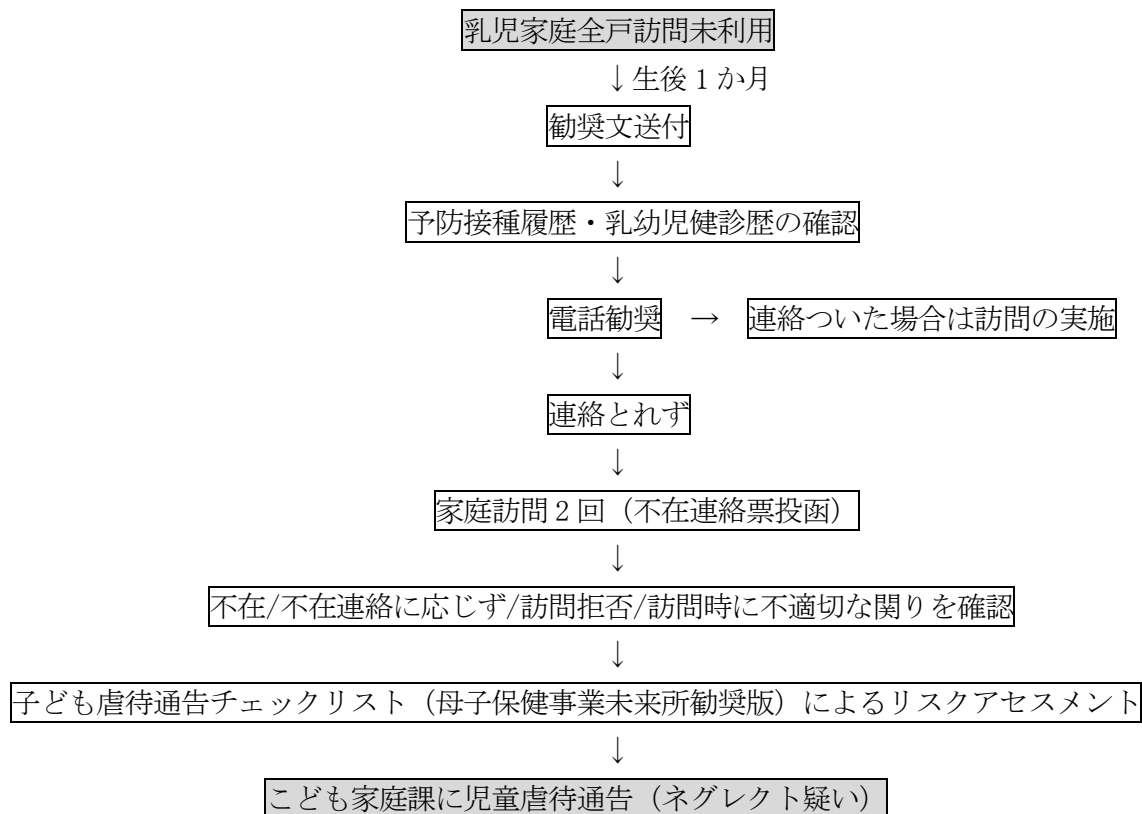
《目 的》

母子保健法、児童虐待防止法に基づき、乳幼児に対し、保健指導、健康診査、訪問指導について、必要に応じこれを勧奨することによって受診率の向上を図り、もって乳幼児等の健康の保持増進に努める。併せて、児童虐待事案の早期発見を目的として、受診勧奨に応じない事案等の追跡調査を実施し、状況に応じてこども家庭課への通告を行うことで児童虐待の重症化を防止する。

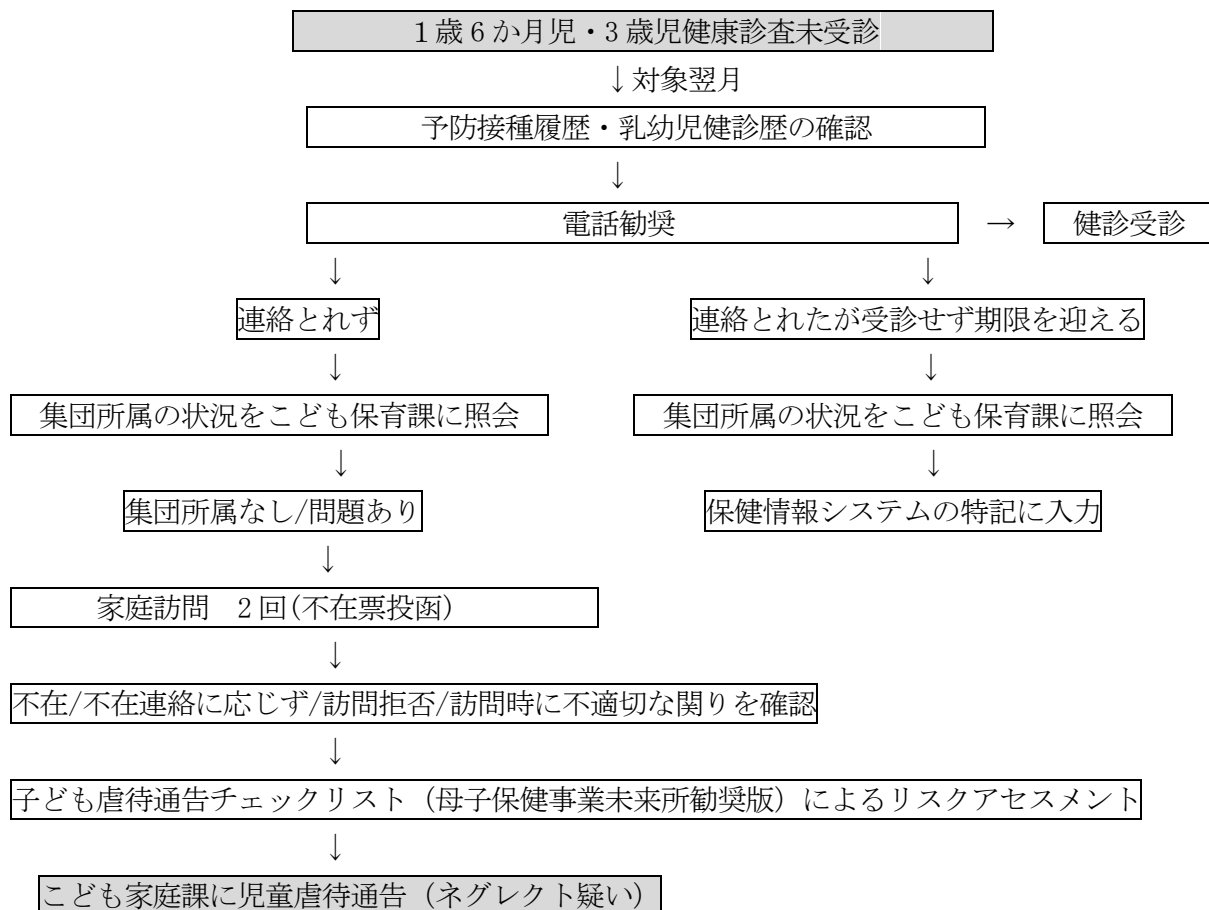
《内 容》

事業の流れ

【全戸訪問】



【1歳6か月児健診、3歳児健診】



《実 績》

① 令和3年度事業別実施状況

令和4年5月24日現在

【全戸訪問】

(人)

事業実施人数	実施後の把握人数(割合%)	未把握数	児童虐待通告数
48	48 (100.0%)	0	0

【幼児健診】

(人)

事業名	年度比較	勧奨実施数	事業担当訪問数	児童虐待通告数	勧奨後受診した人数(割合%)
1歳6か月児健診	令和3年度	68	1	0	49 (72.1%)
	令和2年度	141	4	0	101 (71.6%)
3歳児健診	令和3年度	128	2	0	86 (67.2%)
	令和2年度	217	1	1	129 (59.4%)
合計	令和3年度	196	3	0	135 (68.9%)
	令和2年度	358	5	1	230 (64.2%)

※前年度対象者も勧奨対象としているため、当該年度の未受診者数と「勧奨数」は一致しない。

※「事業担当訪問数」は、訪問して不在だった数も含むので、③の表の「訪問で把握」と一致しない。

②事業別勧奨文送付・電話勧奨実施結果

(人)

事業名	勧奨実施数	勧奨文送付・電話勧奨の結果把握できた未受診の理由							期限内(勧奨文送付・電話勧奨から1か月以内)に把握できなかった者
		今後受診(訪問)予定	医療機関・前住地で受診済	受けたので必要ない	必要ないので受けない(保育園・幼稚園)	拒否(受診できない(仕事で忙しい・交通手段がない等)	市外・海外居住	転出	その他(継続支援中・伝言のみ等)
全戸訪問	48	46	0	0	0	1	1	0	5
1歳6か月児健診	68	58	1	1	1	0	0	7	2
3歳児健診	128	91	0	1	1	4	0	31	21
合計	244	195	1	2	2	5	1	38	28

③「期限内(勧奨文送付・電話勧奨から1か月以内)に把握できなかった者」の把握結果

(人)

事業名	期限内（勧奨後一か月以内）に把握できなかった者	把握した数（a＋b）	把握した数の内訳							未把握の数
			a. 訪問で把握した数			b. 訪問以外で把握した数				
			訪問後の判定			把握経路				
			継続支援なし	継続支援あり		文書、電話、面接、健診、相談、支援・予防接種歴、他機関からの情報等	属情報	こども保育課からの集団所	握家庭課等で把握	
全戸訪問	5	5	5	3	2	0	0	0	0	0
1歳6か月児健診	2	2	0	0	0	2	0	2	0	0
3歳児健診	21	21	1	1	0	20	1	19	0	0
合計	28	28	6	4	2	22	1	21	0	0

【医師診察未受診勧奨】

- 令和2年度に中止していた医師診察の未受診勧奨を令和3年度より再開した。

	集団健診受診者数	勧奨数	勧奨後受診した人数(割合%)
1歳6か月児医師診察	852	290	231(79.7%)
3歳児健診医師診察	1032	535	404(75.5%)

《考 察》

未受診勧奨の実施数について、全戸訪問は昨年度とほぼ同数であったが、幼児健診については大幅に減少する結果となった。勧奨後に受診した者の割合は、令和2年度と比較し、増加する結果となった。これは、令和2年度後半より、勧奨方法を郵送から電話での個別勧奨に変更し、その場での予約変更につなげ保護者の利便性を図っていること、勧奨の際は、健診の重要性を具体的に伝えるようにしたこと、一度予約変更をしたが未来所だった場合も、2回の電話連絡を行っていること等が影響していると考ええる。

健診未受診者についても個別に育児相談に応じる等、保護者の状況に応じて臨機応変な対応に努めている。健診に来所ができなかった者でも、保育園や幼稚園の所属など、他所属からの情報提供や、訪問等により、全員の状況を把握することができている。今後も、各事業の状況に応じた勧奨事業の実施方法を検討していき、必要に応じて他機関と連携しながら未受診者の把握に努めていきたい。

医師診察の未受診勧奨については、令和2年度中止としていたが令和3年度より再開している。1歳6か月児健診では受診者の約3割、3歳児健診では受診者の約半数と勧奨対象者が多い事業となっている。勧奨後は7割から8割が受診しており、勧奨が有効であると評価できるが、勧奨対象者数が多いことは課題であると考ええる。今後、健診会場での案内方法等を検討し、勧奨対象者の減少に努めていきたい。

21. 里帰り困難妊産婦への育児支援サービス 費用助成事業（新型コロナウイルス感染症対策関連）

《目 的》

新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた里帰り出産ができなくなり、実家等による支援を受けられなくなった妊産婦に対して、民間等が提供する育児支援サービス費用にかかる費用を助成することで、安心して産前・産後期を過ごすことを目的とする。

《内 容》

①対象者

佐倉市に住民票があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて県外の実家等に里帰りができなくなった妊産婦で以下の条件を満たすもの。

- ・日中、育児や家事を支援してくれる親族や知人が不在であること。
- ・民間や地域団体が妊産婦に提供する育児支援サービス（食事の準備及び片付け、衣類の洗濯、居室の簡単な清掃及び整理整頓、生活必需品の買い物、授乳、おむつ交換又は沐浴の準備及び手伝い、未就学児童の世話、育児に関する助言及び相談等のサービス（佐倉市ファミリーサポートセンターが提供する援助活動を除く。）をいう）を利用したもの。
- ・利用日が令和3年4月1日～令和4年3月31日までの期間内であるもの。
- ・産前10週から産後6か月の間に利用したもの（最初の利用日から数えて6か月間まで）。

②助成方法

- ・事前に母子保健課に本事業を利用する予定であることを相談する。
- ・育児支援サービスを利用した妊産婦が、交付申請書兼実績報告書に利用明細・領収書等の原本を添えて市に申請する。
- ・市は助成対象の経費について審査し、交付（不交付）決定の通知を対象者に行う。
- ・助成金交付請求書の申請後、後日市から指定口座に助成金を振り込む。

③助成金額

妊産婦の属する一世帯当たりにつき、1回10,000円を限度×利用回数（月4回を限度）×実施月数（半年を限度）に育児支援サービスに係る費用を助成

④周知方法

- ・こうほう佐倉・ホームページに制度の案内を掲載
- ・各保健センター・子育て世代包括支援センターにてパンフレット配架。

《実 績》

利用者数（人）	利用回数（回）
5	57

《考 察》

新型コロナウイルス感染症の影響により、里帰りができなくなった妊産婦が、当該事業の助成を受けて民間の育児・家事援助サービスを利用することで、身体的・精神的・経済的な負担の軽減につながった。新型コロナウイルスの状況が変化し、里帰り先で14日間の待機を行い症状等がなければ受診や出産ができるようになったため、今年度で事業は終了となった。

22. 新生児すくすく応援給付金交付事業（新型コロナウイルス感染症対策関連）

《目 的》

新型コロナウイルス感染症の感染リスクに不安を抱えながら新生児の誕生を迎えた母に対し、迅速かつ的確に家計への支援を行うことを目的とする。

《内 容》

①交付対象児

給付金の交付対象となる新生児は、令和2年4月28日から令和3年4月1日までの間に出生した乳児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。）であって本市の住民基本台帳に記録されているもの（出生後最初に記録された住民基本台帳が本市のものであるものに限る。）とする。

②交付対象者

給付金の交付対象者は、市内において交付対象児と同居する母とする。

ただし、交付対象者が交付対象児と同居していない場合などは、これを監護し、かつ生計を同じくする者を交付対象者としてすることができる。

③給付金の額

交付対象児1人につき10万円とする。

④周知方法

交付対象者に対し、文書にて通知をする。

《実 績》

	令和3年度	令和2年度	合 計
新生児すくすく応援給付金支給者数	71人	654人	725人

《考 察》

新型コロナウイルス感染症の影響により、感染リスクに不安を抱えながらお子さんの誕生を迎えた世帯へ応援給付金を交付することにより、家計への支援を行うことができた。

Ⅲ 思春期保健

1. 思春期保健に関する取組み

根拠法令等	佐倉市独自
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・シンナー・薬物使用を勧められたとき、断る自信のある中・高校生の割合 78.0% →増加 ・シンナー・薬物使用の有害性について、知っている中・高校生の割合 84.5～98.5% →増加 ・避妊法を正確に知っている高校生の割合 男子 85.3% →増加 女子 91.2% →増加 ・性感染症を正確に知っている高校生の割合 9.5～93.9% →増加 ・性についてオープンに話せる家庭の割合 31.6% →増加 ・子どもから性に関する悩みや相談を受けたときにきちんと応えられる保護者の割合 幼児保護者 40.3% →増加 小学生保護者 48.8% →増加 ・自己肯定感を持てる中・高校生の割合 男子 50.6% →増加 女子 43.8% →増加 ・育児に関して肯定的な意見を持つ中・高校生の割合 男子 67.8% →増加 女子 75.2% →増加

《目 的》

思春期は大人と子どもの両方の面をもつ時期であり、飲酒や喫煙、いじめや不登校、望まない妊娠等、思春期における問題は本人の現在の問題にとどまらず、生涯にわたる健康問題や次世代へ悪影響を及ぼすと言われているため、家庭・学校・地域等の連携による教育、啓発普及、相談等を通して、課題の共有と情報の提供を行う。

《内 容》

- ①養護教諭研修会への参加
- ②保健授業の協働実施
- ③小学校及び中学校への健康教育教材の貸し出し、健康教育

《実 績》

- ① 養護教諭研修会への参加

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
3 回	3 回	4 回	2 回	4 回

②保健授業の協働実施

佐倉市教育委員会と連携しながら、『自分を大切にする』という視点で、学校の養護教諭、クラス担任と保健師が思春期保健に取り組む保健授業の協働実施状況 (人)

実施年度	対象学年	題材	児童数	保護者数	児童数/実施校 (総数)
29年度	小学2年生	おへそのひみつ	162	118	230/4校
	小学4年生	生命誕生	33	8	
30年度	小学2年生	おへそのひみつ	126	95	195/4校
	小学4年生	生命誕生	42	20	
令和元年度	小学2年生	おへそのひみつ	153	133	168/4校
	小学4年生	生命誕生	54	12	
令和2年度	小学2年生	おへそのひみつ	46	0	207/4校
	小学4年生	生命誕生	36	0	
令和3年度	小学2年生	おへそのひみつ	31	0	84/3校
	小学4年生	生命誕生	53	0	

※令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、保護者の参加はなしで実施

③小学校及び中学校への健康教育教材の貸し出し

ア. 沐浴人形

市内小学校 2校、市内中学校 6校 計8校

イ. 妊婦ジャケット

市内小学校 1校、市内中学校 4校 計5校

《考 察》

市内3か所の小学校において、小学2年生と4年生の児童を対象に保健事業の協働実施を行った。児童の感想からは、「これからも、自分の命を大切に、友達の名も大切にしようと思った」「私が赤ちゃんだった時、どうやって生まれてきたのか、またどのように成長しているのかがよく分かった」「ぼくが生まれてきたことは奇跡なんだと思った。これからも命を大切にしていきたい」という言葉が聞かれた。単なる性教育ではなく、児童の自己肯定感や命の大切さ、人権感覚を育むきっかけづくりとなる「生」教育として、今後も協働授業を展開していきたい。そのため、引き続き養護教諭研修会にて情報や課題の共有を行いながら、教育の機会の確保に努めていく。

IV 感染症予防

1. 感染症予防及び防疫

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法） 予防接種法
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・ BCG を 1 歳までに受ける人の割合 101.4% → 100% ・ 1 歳 6 か月までに四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ）の予防接種（1 期初回）を終了している人の割合 97.2% → 増加 ・ 1 歳 6 か月までに麻しん風しんの予防接種を終了している人の割合 88.9% → 増加

《目 的》

近年、新たな感染症の出現や既存感染症の再興などが見られ、予防対策の充実が求められている。感染力の高い新型感染症については、市民の健康を脅かす 1 つの要因となっており、市民を感染症から守り、健康的に暮らせるよう、未然防止に努めるとともに、発生に対しては迅速で的確な対策を講じることが必要となる。そのためには、各年代にあった定期的・計画的な予防接種を行い効果的な予防接種事業の推進に努めるなど、感染症の発生予防やまん延防止を進めながら、公衆衛生の向上を図るための予防接種の重要性や知識、予防対策を広く市民に広報・啓発を行い、感染症流行時に迅速に対応できる体制づくりを進めることが必要である。

《予防接種実施時期》

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日（実施日時については、各医療機関が定める）

※高齢者インフルエンザは、令和 3 年 10 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日（令和 3 年度に限り、令和 4 年 1 月 31 日まで延長）

《予防接種実施場所》

- ・市内の 76 個別予防接種協力医療機関（令和 4 年 3 月末時点）

※医療機関により実施している予防接種の種類が異なる。

- ・千葉県内相互乗り入れ制度協力医療機関等

《予防接種周知方法》

乳幼児

- ・出生届出又は転入届出後、予防接種の予診票つづり又は予診票等を個別通知。
- ・市内の協力医療機関を、予診票同封の案内文、健康カレンダー、ホームページに掲載。

学童

- ・対象となる年齢の誕生月の末日に予診票等を個別通知。
- ・市内の協力医療機関を、予診票同封の案内文、健康カレンダー、ホームページに掲載。

※子宮頸がん予防接種については、予診票の自動発送はせず、接種希望者のみに接種の有効性とリスク等を説明した上で予診票を発行。

高齢者

- ・65 歳以上の対象者に、予診票等を個別通知。
- ・60～64 歳の対象者のうち希望者には母子保健課に連絡をもらい、予診票を個別通知。
- ・市内の協力医療機関を、予診票同封の案内文、ホームページに掲載。

成人

- ・昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性には、令和元年度に風しん抗体検査・予防接種クーポン券を個別通知済だが、希望があればクーポン券を再発行。

《普及啓発概要》

【個別通知】

	対象者	内容	時期	回数
予診票等発行 (75回)	出生者	予診票つづりと案内文	毎月	12回(847通)
	転入者	予診票と案内文	随時	12回(625通)
	日本脳炎2期 対象者 (9歳)	日本脳炎2期案内文 (ワクチンの供給状況により、 予診票は、令和4年4月頃に送 付する旨の内容)	毎月	12回 (1,374通)
	二種混合 対象者 (11歳)	二種混合予診票と案内文	毎月	12回 (1,377通)
	高齢者インフルエンザ 対象者 (満65歳以上)	予診票と案内文	9月～ 12月	25回 (56,925通)
	高齢者肺炎球菌 対象者 (年度内に65歳になる方)	予診票と案内文	4月	1回 (2,133通)
	(年度内に70歳・75歳・ 80歳・85歳・90歳・95歳、 100歳以上になる方)	案内文	4月	1回 (4,047通)

	対象者	内容	時期	回数
接種等勧奨 (210回)	麻しん風しん (MR) 1期 未接種者 (令和元年6月1日～ 令和元年5月31日生まれ)	麻しん風しん (MR) 1期勧奨 ハガキ	2歳 誕生月 前々月	12回 (29通)
	麻しん風しん (MR) 2期 未接種者 (平成27年4月2日～ 平成28年4月1日生まれ)	麻しん風しん (MR) 2期勧奨 ハガキ	7月 2月	2回 (1,057通) (202通)
	日本脳炎 未接種者 (18歳) (平成15年4月2日～ 平成16年4月1日生まれ)	日本脳炎経過措置勧奨ハガキ	6月	1回 (834通)
	(平成21年4月1日～ 平成22年3月31日生まれ) (12歳)	日本脳炎経過措置勧奨ハガキ	4月～ 3月	12回 (723通)
	二種混合 未接種者 (平成21年4月1日～ 平成22年3月31日生まれ) (12歳)	二種混合勧奨ハガキ (10月～3月については、日本 脳炎未接種者 (12歳) と同時に 勧奨したため、勧奨通数は減少)	4月～ 3月	12回 (468通)

対象者	内容	時期	回数
高齢者肺炎球菌 未接種者 (年度内に 65 歳になる方)	高齢者肺炎球菌お知らせハガキ	1 月	1 回 (1, 235 通)
風しんの追加的対策 抗体検査 未実施者 (昭和 37 年 4 月 2 日～ 昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性)	風しん抗体検査・予防接種 勧奨ハガキ	3 月	1 回 (16, 430 通)
予防接種 未接種者 (昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性のうち、抗体検 査結果が定期接種対象の方)	麻しん風しん (MR) 5 期 勧奨ハガキ	3 月	1 回 (204 通)
1 歳 1 か月児	麻しん風しん (MR) 1 期、 水痘の接種勧奨ハガキ (おたふ くかぜワクチン接種費用一部助 成制度についても記載)	4 月～ 3 月	12 回 (625 通)
4 か月乳児相談 対象者	BCG の案内文 (案内文に同封)	4 月 ～3 月	12 回
1 歳 6 か月児健診 対象者	予防接種実施状況確認リーフレ ット (問診票に同封)	12 月 ～3 月	12 回
2 歳半幼児歯科健診 対象者	予防接種実施状況確認リーフレ ット (問診票に同封)	4 月 ～3 月	12 回
3 歳幼児歯科健診 対象者	予防接種実施状況確認リーフレ ット (問診票に同封)	4 月 ～3 月	12 回
4 か月乳児相談・1 歳 6 か月児健診・ 3 歳児健診	「遅らせないで！子どもの予防 接種と乳幼児健診」リーフレッ ト (問診票に同封)	4 月～ 3 月	12 回
4 か月乳児相談、1 歳 6 か月児健診、 3 歳児健診 来所者	保健師相談において未接種者へ 勧奨	4 月 ～3 月	96 回

【広報紙・ポスター・ホームページ他】

種類	内容
麻しん風しん (MR) 予防接種	・ こうほう佐倉に掲載 (2 回) ・ ポスターを、市内保育施設 (44 か所)、市内幼稚園 (7 か所) に掲示 ・ ホームページに掲載
日本脳炎予防接種	・ こうほう佐倉に掲載 (1 回) ・ ホームページに掲載
高齢者インフルエンザ 予防接種	・ こうほう佐倉に掲載 (3 回) ・ ポスターを市内協力医療機関 (73 か所) に掲示 ・ ホームページに掲載
高齢者肺炎球菌予防接種	・ こうほう佐倉に掲載 (4 回) ・ ホームページに掲載

風しんの追加的対策	・ こうほう佐倉に掲載（3 回） ・ ホームページに掲載
おたふくかぜワクチン 接種費用一部助成制度	・ こうほう佐倉に掲載（1 回） ・ ポスターを、保健センター等各公共施設（29 か所）、市内保育施設（44 か所）、市内幼稚園（7 か所）に掲示 ・ ホームページに掲載
風しんワクチン 接種費用一部助成制度	・ こうほう佐倉に掲載（1 回） ・ ホームページに掲載
その他感染症	・ 蚊・ダニ媒介感染症予防ポスターを、保健センター等各公共施設（33 か所）に掲示 ・ 狂犬病、エボラ出血熱、蚊媒介感染症対策、ダニ媒介感染症対策についてホームページに掲載

【その他】

- ・ 就学時健診における予防接種説明、予防接種履歴確認、接種勧奨（10 月～11 月）
小学校 23 校、計 24 回、1,275 名に対し実施。

(1) ロタウイルス感染症予防接種

《目 的》

ロタウイルスによる感染症発生の予防

《対象及び実施方法》

対象		実施方法
ロタリックス (1 価)	出生 6 週 0 日～ 24 週 0 日まで	ロタリックス 1.5ml を 27 日以上の間隔をおいて 2 回経口投与
ロタテック (5 価)	出生 6 週 0 日～ 32 週 0 日まで	ロタテック 2.0ml を 27 日以上の間隔をおいて 3 回経口投与

※令和 2 年 10 月 1 日から定期接種として導入された。

《実 績》

令和 3 年度実施結果

	対象者数 (人)	接種者数 (人) (1 価)	接種者数 (人) (5 価)	合計	接種率 (%)
1 回目	807	634	194	828	102.6
2 回目	807	638	193	831	103.0
3 回目	807	—	198	198	24.5
合計	2,421	1,272	585	1,857	76.7

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和 3 年 9 月末人口で算出しているため、接種率が 100%を超える場合がある。対象者は 0 歳人口としている。

年度別接種率の推移

年度	接種者数 (人)	接種率 (%)
令和 2 年度	707	28.2
令和 3 年度	1,857	76.7

※ロタウイルスワクチンは令和 2 年 8 月 1 日以降に生まれた方で、かつ 10 月 1 日以降の接種から対象としている。

《考 察》

ロタウイルス感染症予防接種は、令和 2 年 10 月から定期接種となっている。3 回目の接種率が 24.5%となっているが、ロタリックス(1 価)は 2 回接種となっており、3 回目がいないためと考えられる。(3 回目接種対象者数について、1 価を 2 回接種し接種完了となっている者の数を除くと、117.2%である。) また、令和 3 年度の接種率は 76.7% (3 回目接種者数について、1 価を 2 回接種し接種完了となっている者の数を除いた場合は 109.8%) と高い接種率となっている。

(2) B型肝炎予防接種

《目 的》

B型肝炎ウイルスによる感染症発生の予防

《対象及び実施方法》

対象		実施方法
1・2回目	1歳未満	B型肝炎(HB)ワクチン 0.25ml を 27 日以上の間隔をおいて 2 回皮下注射
3回目		初回接種後 139 日以上の間隔をおいて 0.25ml を 1 回皮下注射

※平成 28 年 10 月 1 日から定期接種として導入された。

《実 績》

令和 3 年度実施結果

	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
1 回目	807	837	103.7
2 回目	807	843	104.5
3 回目	807	784(長期療養 1 人含む)	97.1
合計	2,421	2,464	101.8

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和 3 年 9 月末人口で算出しているため、接種率が 100%を超える場合がある。

年度別接種率の推移

年度	接種者数 (人)	接種率 (%)
平成 29 年度	3,060	103.8
平成 30 年度	2,977	97.5
令和元年度	2,650	97.8
令和 2 年度	2,481(長期療養 5 人含む)	98.8
令和 3 年度	2,464	101.8

《考 察》

今後も高い接種率を維持できるよう、接種勧奨を継続していく。

(3) ヒブ予防接種

《目 的》

インフルエンザ菌 b 型による感染症、特に侵襲性の感染症（髄膜炎、敗血症、蜂巣炎、関節炎、喉頭蓋炎、肺炎および骨髄炎）の予防

《対象及び実施方法》

対象		実施方法
初回	生後 2 か月～5 歳未満	ヒブワクチン 0.5ml を 27 日以上の間隔をおいて 3 回皮下注射
追加		初回接種後 7 か月以上の間隔をおいて 0.5ml を 1 回皮下注射

※平成 25 年 4 月に定期接種に位置づけられた。

※接種開始年齢によって接種回数が異なる。

《実 績》

令和 2 年度実施結果

	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（％）
1 回目	807	838	103.8
2 回目	807	847	105.0
3 回目	807	831	103.0
4 回目	807	796	98.6
合計	3,228	3,312	102.6

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和 3 年 9 月末人口で算出しているため、接種率が 100％を超える場合がある。

年度別接種率の推移

年度	接種者数（人）	接種率（％）
平成 29 年度	4,119	104.8
平成 30 年度	4,093	105.0
令和元年度	3,654	101.2
令和 2 年度	3,468	103.6
令和 3 年度	3,312	102.6

《考 察》

接種率は常に 100%前後を推移している。今後も適切に接種ができるよう周知啓発を図っていきたい。

(4) 小児用肺炎球菌予防接種

《目 的》

肺炎球菌（血清型 1, 3, 4, 5, 6A, 6B, 7F, 9V, 14, 18C, 19A, 19F, 23F）による侵襲性感染症の予防

《対象及び実施方法》

対象		実施方法
初回	生後2か月～5歳未満	小児用肺炎球菌ワクチン0.5mlを27日以上の間隔で3回皮下注射
追加		初回接種後60日以上の間隔でワクチン0.5mlを1回皮下注射

※平成25年4月に定期接種に位置づけられた。

※平成25年11月より使用されるワクチンが7価ワクチンから13価ワクチン（血清型1, 3, 4, 5, 6A, 6B, 7F, 9V, 14, 18C, 19A, 19F, 23F）に変更された。（接種間隔・回数に変更なし）

※接種開始年齢によって接種回数が異なる。

《実 績》

令和3年度実施結果

	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（％）
1回目	807	841	104.2
2回目	807	849	105.2
3回目	807	832	103.1
4回目	807	778	96.4
合計	3,228	3,300	102.2

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和3年10月末人口で算出しているため、接種率が100%を超える場合がある。

年度別接種率の推移

年度	接種者数（人）	接種率（％）
平成29年度	4,134	105.1
平成30年度	4,092	100.5
令和元年度	3,793	105.0
令和2年度	3,336	99.6
令和3年度	3,300	102.2

《考 察》

接種率は100%前後と高い値で推移しており、令和3年度についても同様の傾向にある。今後も適切に接種ができるよう周知啓発を図っていきたい。

- (5) 四種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ）DPT-IPV
 三種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風）DPT
 不活化ポリオ予防接種
 二種混合（ジフテリア、破傷風）DT 予防接種

四種混合 DPT-IPV ・ 三種混合 DPT

《目 的》

ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎の発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

種 別	対 象		実 施 方 法
四種混合	第 1 期 (初回)	生後 3 か月～90 か月未満	沈降精製ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ混合ワクチンを 20 日以上の間隔をおいて 0.5ml を 3 回皮下注射
	第 1 期 (追加)		沈降精製ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ混合ワクチンを 1 期初回完了後 6 か月以上の間隔をおいて 0.5ml を 1 回皮下注射
三種混合	第 1 期 (初回)		沈降精製ジフテリア・百日せき・破傷風混合ワクチンを 20 日以上の間隔をおいて 0.5ml を 3 回皮下注射
	第 1 期 (追加)		沈降精製ジフテリア・百日せき・破傷風混合ワクチンを第 1 期初回完了後 6 か月以上の間隔をおいて 0.5ml を 1 回皮下注射

※平成 24 年 11 月から四種混合ワクチンが定期予防接種として導入された。

《実 績》

令和 3 年度実施結果

種別	回数		対象者数（人）	実施者数（人）	接種率（％）
四種混合	第 1 期	1 回	825	847	102.7
		2 回	825	841	101.9
		3 回	825	825	100.0
		追加	825	870	105.5
	合計		3,300	3,383	102.5
三種混合	第 1 期	1 回	825	0	—
		2 回	825	0	—
		3 回	825	0	—
		追加	825	0	—
	合計		3,300	0	—

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和 3 年 9 月末人口で算出しているため、接種率が 100%を超える場合がある。

年度別接種率の推移（四種混合 1 期合計）

年度	実施者数（人）	接種率（％）
平成 29 年度	4, 197	103. 5
平成 30 年度	4, 305	104. 6
令和元年度	3, 920	103. 6
令和 2 年度	3, 455	100. 3
令和 3 年度	3, 383	102. 5

年度別接種率の推移（三種混合 1 期合計）

年度	実施者数（人）	接種率（％）
平成 29 年度	0	—
平成 30 年度	2	0. 0
令和元年度	8	0. 2
令和 2 年度	2	0. 06
令和 3 年度	0	—

《考 察》

例年100%前後の高い接種率を推移しており、令和3年度についても同様の傾向であった。

不活化ポリオ予防接種

《目 的》

急性灰白髄炎（ポリオ）の発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

対 象		実 施 方 法
第 1 期 (初回)	生後 3 か月～90 か月未満	不活化ポリオワクチンを 20 日以上の間隔をおいて 0. 5ml を 3 回皮下注射
第 1 期 (追加)		不活化ポリオワクチンを第 1 期初回完了後 6 か月以上の間隔をおいて 0. 5ml を 1 回皮下注射

《実 績》

令和 3 年度実施結果

回数		対象者数（人）	実施者数（人）	接種率（％）
第 1 期	1 回	825	0	—
	2 回	825	0	—
	3 回	825	0	—
	追加	825	1	0. 12
合計		3, 300	1	0. 03

年度別接種率の推移

年度	接種者数（人）	接種率（％）
平成 29 年度	138	3.4
平成 30 年度	45	1.1
令和元年度	5	0.1
令和 2 年度	5	0.1
令和 3 年度	1	0.03

《考 察》

平成 24 年 11 月から四種混合ワクチンが定期予防接種として導入されたことにより、不活化ポリオワクチンの接種者は年々減少している。

二種混合（ジフテリア、破傷風）DT 予防接種

《目 的》

ジフテリア、破傷風の発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

対 象	実 施 方 法
11 歳～13 歳未満	沈降精製ジフテリア、破傷風混合トキソイドワクチン 0.1ml を 1 回皮下注射

《実 績》

令和 3 年度実施結果

種別	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（％）
二種混合 第 2 期	1,396	1,020	73.1

年度別接種率の推移

年度	接種者数(人)	接種率 (%)
平成 29 年度	1,145	80.0
平成 30 年度	1,218	79.2
令和元年度	1,101	73.5
令和 2 年度	1,084	72.4
令和 3 年度	1,020（長期療養 1 人含む）	73.1

《考 察》

二種混合（ジフテリア、破傷風）DT 予防接種

二種混合の接種率は前年度とほぼ同様であった。また、日本小児科学会で推奨していることもあり、百日咳の予防を含めて、二種混合（定期接種）の代わりに三種混合（任意接種）を接種する者が増えている。市で把握している令和 3 年度の三種混合（任意接種）の接種者数は 182 人で、任意接種扱いのため接種率に反映されていないが、二種混合の接種者数に含めると接種率は 86.0％となる。二種混合の接種状況と併せて、これらについても注視していきたい。

(6) BCG 予防接種

《目 的》

乳幼児における結核性髄膜炎や粟粒結核などの予防、結核のまん延の予防

《対象及び実施方法》

対 象	実 施 方 法
生後 1 歳未満	乾燥 BCG ワクチンを 1 滴滴下し管針で経皮接種

※佐倉市予防接種委員会での検討結果を踏まえ、免疫不全症が比較的明らかとなる 3 か月からを原則の接種期間としている。

《実 績》

令和 3 年度実施結果

対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
807	829	102.7

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和 3 年 9 月末人口で算出しているため、接種率が 100%を超える場合がある。

年度別接種率の推移

年度	接種者数 (人)	接種率 (%)
平成 29 年度	997	101.4
平成 30 年度	1,055	103.6
令和元年度	911	100.9
令和 2 年度	848	101.3
令和 3 年度	829 (長期療養 1 人含む)	102.7

《考 察》

この 5 年間の接種率は、100%を超える高い数値で推移している。引き続き、適切な時期に接種を行えるよう周知啓発を行っていききたい。

(7) 麻しん（はしか）・風しん予防接種

《目 的》

麻しん、風しんの発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

対 象		実 施 方 法
第 1 期	生後 12 か月～24 か月未満	・麻しん風しん混合ワクチン(MR)0.5ml を 1 回皮下注射 <単抗原ワクチン希望の方> ・麻しん単抗原ワクチン 0.5ml を 1 回皮下注射 ・風しん単抗原ワクチン 0.5ml を 1 回皮下注射
第 2 期	5 歳～7 歳未満で小学校就学前の 1 年間	

《実 績》

令和 3 年度麻しん風しん実施結果

種別	期別	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（％）
麻しん風しん	第 1 期	878	771	87.8
	第 2 期	1,253	1,198	95.6
	合計	2,131	1,969	92.4
麻しん	第 1 期	878	0	—
	第 2 期	1,253	0	—
	合計	2,131	0	—
風しん	第 1 期	878	0	—
	第 2 期	1,253	0	—
	合計	2,131	0	—

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を第 1 期は令和 3 年 9 月末人口、第 2 期は令和 4 年 3 月末人口で算出しているため、接種率が 100％を超える場合がある。

年度別麻しん風しん接種率の推移（麻しん風しん混合＋麻しん単抗原＋風しん単抗原実施者）

年度	期別	接種者数（人）	接種率（％）
平成 29 年度	第 1 期	1,134	102.3
	第 2 期	1,249	93.5
平成 30 年度	第 1 期	1,046	98.6
	第 2 期	1,280（長期療養 1 人含む）	94.8
令和元年度	第 1 期	995（長期療養 1 人含む）	92.8
	第 2 期	1,253（長期療養 1 人含む）	94.3
令和 2 年度	第 1 期	930（長期療養 1 人含む）	99.7
	第 2 期	1,233	95.7
令和 3 年度	第 1 期	771	87.8
	第 2 期	1,198	95.6

《考 察》

1期、2期ともに接種率を95%以上にすることが目標とされているが、1期については、目標を下回った。毎月の未接種者に対する勧奨では、対象者は1～7人（ほぼ1～3人）となっており、年間で合計約30人程度であったため、100人を超える未接種者となることは考えにくい。接種者数を9月末の1歳人口としているため、出生数の減少や転出入の影響があると考えられる。今後も、状況を確認しながら、ハガキや電話、第2期については、就学時健診での勧奨を継続し、接種率の向上に努めたい。

(8) 水痘（みずぼうそう）予防接種

《目 的》

水痘 - 帯状疱疹ウイルスによる感染症の発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

対象	実施方法
生後 12 か月から生後 36 か月未満	乾燥弱毒生水痘ワクチン 0.5ml を 2 回皮下注射。 3 月以上の間隔をおく

《実 績》

令和 3 年度実施結果

期別	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（％）
1 回目	878	775	88.3
2 回目	878	800（長期療養 1 人含む）	91.1
合計	1,756	1,575（長期療養 1 人含む）	89.7

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和 3 年 9 月末の 1 歳人口としている。

年度別接種率の推移

年度	接種者数（人）	接種率（％）
平成 29 年度	2,143	96.7
平成 30 年度	2,096	98.8
令和元年度	1,951	91.0
令和 2 年度	1,864（長期療養 1 人含む）	99.9
令和 3 年度	1,575（長期療養 1 人含む）	89.7

《考 察》

昨年度の接種率より 10.2 ポイント減となっており、1 回目の接種に減少がみられている。対象者を令和 3 年 9 月末の 1 歳人口としているので、出生数の減少や、転出入の影響を受けている可能性が考えられる。引き続き、未接種者の状況や傾向を分析し、高い接種率を維持できるよう周知啓発を図ってきたい。

(9) 日本脳炎予防接種

《目 的》

日本脳炎の発生の予防

《対象及び実施方法》

対 象		実 施 方 法
第 1 期 (初回)	生後 6 か月～90 か月未満	日本脳炎ワクチンを 6 日以上の間隔 において 0.5ml を 2 回皮下注射 (3 歳未満の場合、接種量は 0.25ml)
第 1 期 (追加)		初回接種後 6 か月以上の間隔をおい て 0.5ml を 1 回皮下注射 (3 歳未満の場合、接種量は 0.25ml)
第 2 期	9 歳～13 歳未満	0.5ml を 1 回皮下注射
特例 (実施規則 附則第 5 条)	平成 17 年度から平成 21 年度にかけての積極 的勧奨の差し控えにより接種を受ける機会を 逸した者 (平成 7 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日生まれ) 20 歳未満	第 1 期、第 2 期の未接種分を接種
特例 (実施規則 附則第 4 条)	平成 17 年度から平成 21 年度にかけての積極 的勧奨の差し控えにより接種を受ける機会を 逸した者 (平成 19 年 4 月 2 日から平成 21 年 10 月 1 日生まれ) 13 歳未満	第 1 期の未接種分を接種

《実 績》

令和 3 年度実施結果

種別	回数	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
第 1 期	1 回目	1,106	778	70.3
	2 回目	1,106	764	69.1
	追加	1,096	460	42.0
第 2 期		1,400	419	29.9
特 例	第 1 期	1 回目	29	
		2 回目	30	
		追加	78	
	第 2 期		140	8.9
合計		6,277	2,698 (2,561)	43.0 (40.8)

※特例第 1 期の対象者数は、平成 27 年度以降算出方法が示されていない。

※ () は、特例第 1 期(対象者数が示されていない期間)の実施者数を除いて算出したもの。

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和 3 年 9 月末の 3 歳、4 歳、9 歳、
18 歳 (特例措置対象者) の人口で算出しているため、接種率が 100%を超えるこ
とがある。

接種時の年齢（特例措置分を除く）

	第 1 期初回			第 2 期	総計
	1 回目	2 回目	追加		
0 歳	354	306	—		660
1 歳	161	176	91		428
2 歳	47	49	79		175
3 歳	145	142	44		331
4 歳	27	35	68		130
5 歳	12	17	45		74
6 歳	30	35	79		144
7 歳	2	4	54		60
9 歳				54	54
10 歳				72	72
11 歳				67	67
12 歳				226	226
総計	778	764	460	419	2,421

全接種者 年度別接種率の推移

年度	接種者数(人)	接種率(%)
平成 29 年度	6,560	95.3
平成 30 年度	7,058	101.5
令和元年度	6,389	97.0
令和 2 年度	5,421	86.5
令和 3 年度	2,698	43.0

第 1 期 年度別接種率の推移（特例措置を除く）

年度	接種者数(人)	接種率(%)
平成 29 年度	5,136	133.7
平成 30 年度	5,070	131.6
令和元年度	4,595	126.6
令和 2 年度	3,875	115.4
令和 3 年度	2,002	60.5

第 2 期 年度別接種率の推移（特例措置を除く）

年度	接種者数(人)	接種率(%)
平成 29 年度	883	60.2
平成 30 年度	1,332	89.8
令和元年度	1,205	87.2
令和 2 年度	1,010	74.9
令和 3 年度	419	29.9

《考 察》

令和 3 年度は、日本脳炎ワクチンの供給量が大幅に減少したことにより、優先接種の対象者が設定され、第 2 期の接種対象者は令和 4 年度に繰り下げて通知することとなった。また、積極的勧奨の対象を限定するよう国から通知が発出されたため、接種率が昨年度に比べると大幅に低下した。次年度は、ワクチン供給量を鑑みながら通知及び勧奨等を検討していきたい。

(10) 子宮頸がん予防接種（サーバリックス・2価、ガーダシル・4価）

《目 的》

サーバリックス

子宮頸がんの原因となる HPV16 型及び 18 型のウイルス感染予防及び前がん病変予防。

ガーダシル

子宮頸がんの原因となる HPV16 型及び 18 型のウイルス感染予防及び前がん病変予防。

尖圭コンジローマや再発性呼吸器乳頭腫症の原因となる 6 型及び 11 型の感染予防。

《対象及び実施方法》

ワクチン名	対象	実施方法
サーバリックス	小学校 6 年生 ～高校 1 年生 の女子	子宮頸がん予防ワクチン 0.5ml を 0・1・6 か月の間隔で 3 回筋肉注射
ガーダシル		子宮頸がん予防ワクチン 0.5ml を 0・2・6 か月の間隔で 3 回筋肉注射

※平成 23 年 4 月から子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の一環としての接種が行われ、その後、平成 25 年 4 月に定期接種に位置づけられた。

※平成 25 年 6 月 14 日に開催された厚生科学審議会において、「ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が接種後に特異的にみられたことから、同副反応の発生頻度等がより明らかになるまで、定期接種を積極的に勧奨すべきでない」とされた。引き続き定期接種として無料で受けていただくことは可能。副反応によって健康被害が生じた場合には予防接種法に基づく補償を受けることができる。

※令和 2 年 10 月 9 日、厚生労働省より、対象者等への周知に関する具体的な対応として、対象者等が情報に接する機会を確保し、接種するかどうかについて検討・判断ができるよう、情報提供を行うための資材を対象者へ個別に送付する等の通知があった。

※令和 3 年 11 月、「積極的勧奨の差し控え」を終了すると通知が出され、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対する対応として令和 3 年 12 月、時限的に、従来の定期接種の対象者を超えて接種を行うこと（以下、「キャッチアップ接種」という）とする通知が出された。

《実 績》

令和 3 年度実施結果

	対象者数(人)	接種者数(人)	接種率(%)
1 回目	701	255	36.4
2 回目	701	237	33.8
3 回目	701	173	24.7
合計	2,103	665	31.6

年度別接種率の推移

年度	接種者数(人)	接種率(%)
平成 29 年度	3	0.1
平成 30 年度	20	0.9
令和元年度	34	1.6
令和 2 年度	199	9.3
令和 3 年度	665	31.6

《考 察》

令和2年10月9日の国からの通知を受け、令和3年3月、小学6年生から中学3年生を対象に厚生労働省作成のリーフレットを送付し、情報提供を実施した。接種を希望する場合は、保護者から健康管理センターへ連絡してもらい、予診票を発行した。また、令和3年11月26日に積極的勧奨の差し控えが終了とされ、報道等で取り上げられた。これらの結果、昨年度までと比べて接種率が上昇したと考えられる。今後も、適切な情報提供を行い、接種率の向上と接種に関する相談に対応していく。

(11) インフルエンザ予防接種

《目 的》

インフルエンザの個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれにより間接的な集団予防を図ることを目的とする。

《対象及び接種方法》

対 象	接 種 方 法
①65 歳以上の者 ②60～65 歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	インフルエンザ HA ワクチンを 1 回皮下注射

《実 績》

令和 3 年度実施結果

対象年齢	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（%）
65 歳以上	56,431	35,276	
60～64 歳		27	
合計	56,431	35,303	62.6

年度別接種率の推移

年度	接種者数（人）	接種率（%）
平成 29 年度	27,205	51.5
平成 30 年度	28,667	53.0
令和元年度	31,029	56.5
令和 2 年度	38,031	68.1
令和 3 年度	35,303	62.6

《考 察》

令和 3 年度も新型コロナウイルス感染症の流行状況が継続しており、インフルエンザの発症や重症化を予防するため、インフルエンザ予防接種の需要が高まっていたが、ワクチンの供給に遅れが出たため、接種期限を令和 4 年 1 月末まで延長した。接種率は昨年度より 5.5 ポイント低い、新型コロナウイルス感染症の流行前より高くなっている。

(12) 高齢者肺炎球菌予防接種

《目 的》

肺炎球菌（血清型 23 種類）による呼吸器感染症、副鼻腔炎、中耳炎、髄膜炎、敗血症などの予防

《対象及び実施方法》

対象	実施方法
過去に 23 価肺炎球菌莢膜多糖体ワクチンの接種歴のない者で、以下に該当する者 ①令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳又は 100 歳となる者 ②60～65 歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン 0.5ml を 1 回筋肉内又は皮下に注射する。

※平成 23 年 4 月から接種費用一部助成を行ってきたが、平成 26 年 10 月 1 日より定期接種に位置づけられた。

《実 績》

令和 3 年度実施結果

対象年齢	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（%）
65 歳以上	12,415	1,790	
60～64 歳		0	
合計	12,415	1,790	14.4

年度別接種率の推移

年度	接種者数（人）	接種率（%）	（再掲）65 歳相当の者の接種状況	
			接種者数（人）	接種率（%）
平成 29 年度	5,872	46.3	1,686	61.3
平成 30 年度	5,439	43.7	1,545	60.5
令和元年度	1,876	15.5	1,275	53.8
令和 2 年度	2,020	17.0	1,592	66.9
令和 3 年度	1,790	14.3	1,341	62.8

《考 察》

平成 26 年から平成 30 年度までの 5 年間に於いて、65 歳以上で 5 歳刻みの接種対象者に予防接種を実施し、平成 30 年度で制度が終了する予定であった。しかし、特例措置として 5 年間、令和 5 年度まで期間が延長となった。70 歳以上の者については 5 年前に一度対象となっていること、接種対象者は任意接種も含めてこれまでに接種したことがない者であるため、接種率は大きく減少している。

一方、今年度初めて対象となる 65 歳相当の者の接種率は 62.8%となっており、令和元年度を除いて 60%代を推移している。

(13) 風しんの追加的対策（第5期接種）

《目 的》

風しんの発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

対 象：昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性

抗体検査を実施し、その結果「十分な量の風しんの抗体がない者」を風しんの第5期定期接種の対象とする。

実施方法：予防接種法に基づく定期接種とし、令和元年度から3年間全国無料で実施する。

※令和4年2月16日厚生労働省通知により、令和7年3月末まで、期限の延長が決定

《実 績》

令和3年度 抗体検査実施結果

種別	対象者数 (人)	実施件数 (人)	抗体検査の 実施率(%)	結果 (人)	陰性率(%)
風しんの抗体検査	17,141	1,500	8.8	陽性：1,111 陰性：389	25.9%

*抗体検査の実施率＝令和3年度中の実施件数／令和3年3月末の昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性の人数（令和元年度と令和2年度に抗体検査をした人数を除く）

令和3年度 予防接種の実施結果

種別	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率(%)
麻疹風しん混合ワクチン	389	340	87.4
風しんワクチン		1	0.3
合計	389	341	87.6

*予防接種の接種率＝令和3年度中の実施件数／抗体検査の陰性者

年度別接種率の推移

年度	抗体検査		予防接種	
	実施件数 (人)	実施率(%)	接種者数 (人)	接種率 (%)
令和元年度	2,006	19.9	359	81.0
令和2年度	2,048	10.7	351	79.1
令和3年度	1,500	8.8	341	87.6

《考 察》

転入者や令和4年1月末時点で検査を実施していない者を対象に風疹抗体検査の案内文を送付した。本事業の対象者の多くが働く世代であることから、抗体検査の実施に当たっては、事業所健診の機会を利用した実施や、休日・夜間の実施の体制を整備している。令和7年度までの時限措置として事業が継続されるため、対象者への周知、啓発を繰り返し行う等、受検率の向上に努めたい。

2. 予防接種（任意）

(1) おたふくかぜワクチン接種費用助成事業

《目 的》

耳の下にある耳下腺の腫れを特徴とするウイルス感染症の発生を予防し、子育て支援の一助とするため接種費用の一部を助成する。

《内 容》

①対象

- ・1、2歳児（生後12か月～36か月未満）の市民（接種日時点）

※令和3年4月1日～令和4年3月31日の接種が対象

②実施方法

- ・医療機関にある予診票を使って接種を受け、接種費用を医療機関に支払う
- ・接種後、各保健センターで助成の申請（郵送可）
- ・申請後、後日市から指定口座に助成金を振り込む

③助成金額

3,000円

④周知方法

- ・こうほう佐倉・ホームページに制度の案内を掲載
- ・市内実施医療機関や保健センター等にてポスター掲示、リーフレット配布
- ・1歳1か月時に制度の案内はがきを個別通知

《実 績》

令和3年度実施結果

対象者数（人）	助成者数（人）
1,106	616

※対象者数は、令和3年9月末時点の1歳児と2歳児の人口1,820人から、令和2年度助成済の1歳児714人を除いた数。

年度別助成者数の推移

年度	対象者数（人）	助成者数（人）
平成29年度	1,484	826
平成30年度	1,407	792
令和元年度	1,382	781
令和2年度	1,261	754
令和3年度	1,106	616

《考 察》

平成26年度より制度が開始され、制度の利用率は56～60％で推移している。平成27年度から継続して行っている個別通知など、今後も様々なかたちでの制度の周知、啓発に努めていく。

(2) 風しんワクチン接種費用助成事業

《目 的》

千葉県等が実施主体となり、先天性風しん症候群の発生を未然に防止するため風しん抗体検査を実施している。本事業は千葉県が実施する抗体検査の結果、抗体価が低かった者の風しんワクチン接種を促進し、妊婦への風しん感染防止、先天性風しん症候群の発症防止を図り、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

《内 容》

①対象

- ・平成 30 年 12 月 25 日以降に県の実施する抗体検査又は、風しん追加的対策による抗体検査を受けた結果が HI 法で 32 倍未満、又は EIA (IgG) 法で 8.0 未満の方で、ワクチン接種を受けた方
- ※令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日の接種が対象

②実施方法

- ・医療機関にある予診票を使って接種を受け、接種費用を医療機関に支払う
- ・接種後、各保健センターで助成の申請（郵送可）
- ・申請後、後日市から指定口座に助成金を振り込む

③助成金額

- ・風しんワクチン 3,000 円
- ・麻しん風しん混合（MR）ワクチン 5,000 円

④周知方法

- ・こうほう佐倉・ホームページに制度の案内を掲載
- ・市内実施医療機関や各保健センター等にてリーフレット配布

《実 績》

令和 3 度実施結果

助成者数（人）
13

年度別助成者の推移

年度	助成者数（人）
平成 30 年度	10
令和元年度	27
令和 2 年度	12
令和 3 年度	13

《考 察》

助成者の男女比は男性 4 人、女性 9 人であった。新型コロナウイルス感染症の流行があり、風しんの感染者数も減少しているため、問い合わせや申請が減少している。

3. 結核予防

(1) 結核検診

根拠法令等	感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）
-------	----------------------------------

《目 的》

結核検診を行うことにより、結核患者の発生防止及び結核の蔓延を予防する。

《内 容》

① 対象者

市内在住の 65 歳以上の男女

② 実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期 間 7 月 2 日～3 月 10 日、市内 7 会場、31 日間実施。
- ・費 用 300 円（税込み）
- ・検診内容 検診車両での、胸部レントゲン間接撮影及び読影を実施。

イ 個別検診

- ・期 間 6 月 1 日～12 月 10 日、市内 38 医療機関で実施。
- ・費 用 1,300 円（税込み）
- ・検診内容 胸部レントゲン直接撮影及び読影を実施。

③ 周知方法

ア 個人通知

市内在住の 65 歳以上の男女で、下記に該当するかた

- ・ 70 歳のかた
- ・ 令和 2 年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・ 市の特定健診(健康診査)の対象となるかた
- ・ 生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ、周知啓発に努めた。

《実 績》

① 過去 5 年間の実施状況

年度	対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)
平成29年度	52,350	14,711	28.1
平成30年度	53,650	15,327	28.6
令和元年度	54,690	15,365	28.1
令和2年度	55,590	12,234	22.0
令和3年度	56,302	13,394	23.8

② 胸部レントゲン検診（結核検診）実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精密検査 者 (人)	要精密検査率 (%)	精密検査受診 者 (人)	結核発見 数 (人)
集団	56,302	3,644	6.5	60	1.6	40	0
個別		9,750	17.3	276	2.8	215	0
合計	56,302	13,394	23.8	336	2.5	255	0

③ 性別、年代別受診状況及び精密検査実施状況

性別	年代	対象者 人	受診者				要精密検査区分										精密検査受診状況	
			人	%	要 精 密 検 査 (人)		結核性		非結核性		腫瘍性		循環器		その他		未 受 診 者 (人)	結核 (人)
							人	%	人	%	人	%	人	%	人	%		
男性	65～69	5,925	748	12.6	12		0	0.0	5	41.7	6	50.0	0	0.0	1	8.3	1	0
	70～74	7,652	1,792	23.4	43		1	2.3	10	23.3	25	58.1	2	4.7	5	11.6	11	0
	75～79	5,662	1,635	28.9	38		0	0.0	16	42.1	10	26.3	7	18.4	5	13.2	13	0
	80歳以上	6,446	1,639	25.4	71		3	4.2	21	29.6	28	39.4	11	15.5	8	11.3	18	0
	小計	25,685	5,814	22.6	164		4	2.4	52	31.7	69	42.1	20	12.2	19	11.6	43	0
女性	65～69	6,690	1,300	19.4	21		0	0.0	8	38.1	8	38.1	1	4.8	4	19.0	5	0
	70～74	8,607	2,483	28.8	52		2	3.8	10	19.2	26	50.0	9	17.3	5	9.6	10	0
	75～79	6,237	2,047	32.8	53		3	5.7	16	30.2	23	43.4	7	13.2	4	7.5	10	0
	80歳以上	9,083	1,750	19.3	46		2	4.3	11	23.9	21	45.7	7	15.2	4	8.7	13	0
	小計	30,617	7,580	24.8	172		7	4.1	45	26.2	78	45.3	24	14.0	18	10.5	38	0
男性	集団	25,685	1,836	22.6	34		0	0.0	21	61.8	13	38.2	0	0.0	0	0.0	9	0
	個別		3,978		130		4	3.1	31	23.8	56	43.1	20	15.4	19	14.6	34	0
女性	集団	30,617	1,808	24.8	26		1	3.8	9	34.6	11	42.3	0	0.0	5	19.2	11	0
	個別		5,772		146		6	4.1	36	24.7	67	45.9	24	16.4	13	8.9	27	0
合計		56,302	13,394	23.8	336		11	3.3	97	28.9	147	43.8	44	13.1	37	11.0	81	0

※検診対象者数は、5月末時点での65歳以上の人口とする。

《考 察》

令和3年度は前年度と比較して、受診数は1,160人増加し受診率は1.8%増加した。

今後も高齢者が増加するため、検診の受診者数を増やし、結核患者の発生防止及び結核の蔓延予防をする必要がある。

V おとなの保健

1. 健康手帳の交付

根拠法令等	健康増進法第 17 条第 1 項
-------	------------------

《目 的》

特定健診・保健指導等の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資することを目的に健康手帳を交付する。

《内 容》

- ①対象 市内在住の 40 歳以上のかた
- ②方法 健（検）診会場、健康相談等の保健事業、各保健センター・健康保険課・高齢者福祉課窓口において交付

《実 績》

健康手帳の交付状況 （単位：冊）

	40～74歳			75歳以上			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
H29 年度	2,698	6,427	9,125	1,440	1,666	3,106	4,138	8,093	12,231
H30 年度	2,697	6,389	9,086	868	1,102	1,970	3,565	7,491	11,056
R元年度	1,839	4,175	6,014	1,818	1,688	3,506	3,657	5,863	9,520
R2年度	1,255	2,737	3,992	989	1,162	2,151	2,244	3,899	6,143
R3年度	1,697	3,355	5,052	1,090	1,146	2,236	2,787	4,501	7,288

健康手帳の変遷

H19 年度まで	健診(検診)の結果の見方や健康に関する情報などについてまとめた小冊子は、健康手帳と併せて健診(検診)受診者に配布していた。
H20 年度	健康手帳をこの小冊子と一冊にまとめて作成し、健康手帳の使用時に小冊子の情報を役立ててもらうようにした。
H21 年度	健康の記録のページの特定健診の欄に検査の基準値を印字し、自己チェックできるような工夫をした。
H22 年度	相談や教室の日程等は掲載せず、小冊子を役立てながら健康手帳として経年的に健診の記録を記載しやすようにした。
H23 年度	慢性閉塞性肺疾患（COPD）の普及啓発を図るため、たばこのページに慢性閉塞性肺疾患（COPD）についての説明を追加。
H24 年度	クレアチニンの検査項目が追加になり、クレアチニン値の検査項目についての説明を追加。
H25 年度	国の方針により HbA1c が JDS から NGSP に表記変更となったことを受け、JDS と HbA1c の値を併記。 こころの健康に対する関心や正しい知識の普及・啓発を図るため、こころの健康のページを新設。
H26 年度	下記の情報を追記 ①健康に関する情報（肝炎ウイルス、骨の健康） ②成人保健事業の体系図、特定保健指導の流れ ③小児初期急病診療所、休日夜間急病診療所、休日当番医テレホンサービス ④保健センターの案内図
H27 年度	・健康手帳を記録媒体として活用できるように、自身で記入する項目（健康の記録・予防接種・休日当番医/かかりつけ医情報）を前面に配置 ・高齢者福祉課のページを増やし、ロコモ体操を入れた
H28 年度	糖尿病性腎症重症化予防事業開始に伴い、健診結果に eGFR の値が表記されることになり、検査項目についての説明を追加。

H29 年度	サイズ変更 (A4→A5)
H30 年度	・検査項目に non-HDL コレステロールが加わったため、検査値の読み方に表記を追記。 ・文字サイズを大きくし、内容やレイアウトを見やすく変更。30 ページ増。
R 元年度	・表紙に発行年度を表記。 ・特定健診の尿蛋白の判定基準変更に伴い、「検査値の読み方」「特定健診の記録」「尿検査からわかること」を修正。 尿蛋白の判定基準変更：基準値「－・±」⇒「－」、 保健指導判定値「＋以上」⇒「±」、受診を勧める値（新設）「＋以上」 ・歯のページ：「噛むことの効果」⇒「メタボ予防」に内容変更。 ・「健康づくり」のページ ・介護予防ボランティアの紹介と「佐倉市わくわく生活手帳」を追記。 ・「介護予防」⇒「フレイル予防」に内容修正。 ・「物忘れチェックシート」⇒「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」に変更。
R2・R3 年度	・変更なし。

《考 察》

健康手帳は、毎年受診結果を記録しておくことにより、健康状態を5年間にわたり経年的に管理でき、生活習慣病の予防に効果があることから、19歳以上40歳未満のかたにも配布している。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により全体的に受診率が減少したことから、健康手帳の配布数が大幅に減少した。令和3年度は、受診者数がやや回復したことにより配布数も増加している。

今後も、各保健事業の場において、健康手帳を活用していく。

2. 健康教育

根拠法令等	健康増進法 17 条の 1
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】	健康寿命の延伸・健康格差の縮小を達成するために、以下の 7 つを重点的に取り組む項目とする。 ①生活習慣病 ②栄養・食生活 ③身体活動・運動 ④こころ ⑤飲酒 ⑥喫煙 ⑦歯と口腔

(1) 集団健康教育

《目 的》

生活習慣病の予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的とする。

《内 容》

(1) 対象者

① 健康教育

40～64 歳の市民を対象とする。

ただし、健康教育の内容や対象者の状況によっては、対象者に代わってその家族等を対象とすることができる。(健康増進事業実施要領より)

② 衛生教育

上記「健康教育」以外のかた

(2) 種類・内容

① 健康教育

・一般健康教育

生活習慣病の予防のための日常生活上の心得、健康増進の方法、食生活のあり方その他健康に関して必要な事項について

・歯周疾患健康教育

歯科疾患の予防及び治療、日常生活における歯口清掃、義歯の機能及びその管理等の正しい知識について

・ロコモティブシンドローム(運動器症候群)健康教育

骨粗鬆症・転倒予防を含めたロコモティブシンドローム(運動器症候群)に関する正しい知識、生活上の留意点について

・慢性閉塞性肺疾患(COPD)健康教育

慢性閉塞性肺疾患(COPD)に関するリスクや正しい知識、禁煙支援等

・病態別健康教育

肥満、高血圧、心臓病等と個人の生活習慣との関係及び健康的な生活習慣の形成について

・薬健康教育

薬の保管、適正な服用方法等に関する一般的な留意事項、薬の作用・副作用の発言に関する一般的な知識について

② 衛生教育

- ・地域保健に関する知識の普及、地域住民の健康の保持及び増進に関すること

《実 績》

※各表の（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲

年次別実績

年度	回数	延人数	延人数 内訳			
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上	不明
平成 29 年度	163 (116)	5,926 (2,715)	876	2,903 (2,715)	2,147	0
平成 30 年度	152 (107)	5,437 (2,299)	1,056	2,378 (2,299)	2,003	0
令和元年度	136 (90)	5,313 (2,093)	932	2,164 (2,093)	2,217	0
令和 2 年度	28 (15)	139 (43)	17	64 (43)	58	0
令和 3 年度	32 (20)	557 (126)	64	193 (126)	299	1

教育種類別実績

	一 般 その他	歯周疾患	ロコモティブ・シンドローム (運動器症候群)	慢性閉塞性肺疾患 (COPD)	病態別	薬	計
回数	29	0	0	0	3	0	32
延人数	491	0	0	0	66	0	557

40～64 歳の教育種類別実績〔再掲〕

※健康増進事業実施要領に基づくもの

	一 般 その他	歯周疾患	ロコモティブ・シンドローム (運動器症候群)	慢性閉塞性肺疾患 (COPD)	病態別	薬	計
回数	17	0	0	0	3	0	20
延人数	105	0	0	0	21	0	126

《考 察》

令和 2 年度に引き続き、新型コロナウイルスの影響で、中止や延期、規模を縮小しての実施となった。令和 2 年度よりも実施回数、人数が増加しており、ウィズコロナ時代の健康づくりとして、徐々に集団健康教育の場も増えてきている。今後も感染対策を取りながら、効果的な実施方法を検討し実施していきたい。

【一般健康教育】

●出前健康講座（一般健康教育、食生活改善推進員の出前も含む）

《内 容》

① 対象者

市内在住・在勤の方

② 方法

自治会、自主サークル、市民大学等から、出前健康講座・講師派遣について申請を受け、保健師、栄養士、歯科衛生士、食生活改善推進員を派遣する。午前9時から午後8時の間の2時間以内。
(年末年始を除く。)

③ 内容

出前健康講座メニューからの選択または、申請者と協議のうえ決定する。

《実 績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
計	6 (4)	108 (13)	10	13	85

《考 察》

新型コロナウイルスの影響で令和2年度は依頼がなかったが、今年度は6件依頼あり。内容は、運動・身体活動、栄養、歯科など、多岐にわたっていた。今後も感染対策を取りながら、希望団体からの依頼内容に沿って実施していきたい。

●出張ピラティス・エクササイズ教室

《内 容》

① 対象者

- ・市内に在住在勤の20歳以上59歳以下のかた
- ・5人以上20人以内のグループ制。

② 方法

自主グループやその他団体からの依頼を受け、ピラティス・エクササイズインストラクターと保健師を派遣する。平日、午前9時から午後5時の間の2時間以内。

③ 内容

保健師が生活習慣病とその予防について講義を行い、インストラクターが初めてでも取り組みやすく効果的な運動(ピラティス、エアロビクス等)について実技指導を行うことで、日常生活の中で取り入れ実践できるように健康教育を実施する。

《実 績》

今年度は新型コロナウイルスの感染拡大予防のため集団の場が減り、実施されなかった。

●メタボ予防のための「知って得する食事教室」

《内 容》

① 対象者

- ・特定保健指導の対象となったかた及び生活習慣病予防のため食生活改善をしたい方
- ・40歳～74歳の市民

② 方法

1 コース 1 回 5 コース実施。定員 8 名で規模を縮小して実施した。

③ 内容

- ・食生活を改善するための必要な知識や情報の提供
- ・各自の食生活の問題点を見つけ改善できるよう具体的な方法を個別にアドバイスする

④ 周知方法

こうほう佐倉、健康アドバイス会、健診結果票送付時に案内文同封、チラシによる P R 等

《実 績》

コース・場所	実人数	内 訳	
		40～64 歳	65 歳以上
1. 健康管理センター [令和 3 年 10 月 21 日]	8	2	6
2. 西部保健センター [11 月 16 日]	6	2	4
3. 南部保健センター [12 月 10 日]	5	2	3
6. 西部保健センター [令和 4 年 1 月 12 日]	6	1	5
7. 健康管理センター [2 月 15 日]	6	0	6
計	31	7	24

《考 察》

参加者の利便性に配慮し高血糖、高血圧、脂質異常症とテーマごとの開催から、全コース同じテーマでの開催に変更した。また、実施方法については新型コロナウイルス感染症の感染対策のため個別指導方式で実施していたが、定員 8 名の集団指導方式に変更し、特徴でもあった栄養士による調理のデモンストレーションを再開し、より具体的かつ実践的な内容で実施した。

今後も生活習慣病やメタボリックシンドロームを予防するために、食生活の知識や正しい情報を提供する教室として継続して実施していく。

●検診会場でのがん予防健康教育

《内 容》

① 対象者

子宮頸がん検診、乳がん検診受診者(集団検診)

② 方法

子宮頸がん検診、乳がん検診の集団検診会場

③ 内容

乳房自己触診法について

《実 績》

新型コロナウイルスの感染対策として、①検診にかかる時間を最短で実施する②大声を出すような健康教育を避ける、という 2 点の必要性から検診会場での健康教育を中止し、チラシ配布啓発のみとした。

●健診(検診)のPRと生活習慣病予防の啓発

《内 容》

① 対象者

民生委員・児童委員、市内在勤者等

② 方法

各地区組織の会議、第三工業団地連絡協議会等

③ 内容

健診(検診)や健康づくりに関する事業について説明

《実 績》

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
計	2 (2)	134 (74)	30	74	30

各地区組織の会議では、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、文書による周知のみとなった。

《考 察》

例年、健診(検診)や生活習慣病予防に関する事業について、各地区組織の会議等に出向き、説明やPRをしている。今年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、文書による周知のみの会議もあった。各企業の会議に出向いたり、地区の代表者から地域住民へ情報が提供される事で、健診(検診)の受診や健康教育、健康相談の利用につながっていくと考えるため、感染状況に留意しながら今後も継続していきたい。

●メタボ予防のための「運動習慣づくり教室」

《内 容》

① 対象者

特定保健指導の対象となったかた及び特定健康診査などの健診結果から生活習慣病の予防が必要な方

② 方法

1 コース 2 回、計 3 コースの実施。(計 6 回)。定員 8 名の小集団型で、規模を縮小して実施した。

1 コース : 11/4 、 11/29 健康管理センター

2 コース : 1/13 、 1/25 西部保健センター

3 コース : 2/3 、 2/25 南部保健センター

③ 内容

健康運動指導士が、有酸素運動や筋力トレーニングなど自宅で手軽にできる運動の実技を指導し、運動習慣が身につくように健康教育を実施する。

④ 周知方法

対象者へ個別通知、健康アドバイス会で案内

《実 績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲

コース・場所	回数	実人数	延人数	延人数 内訳		
				39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
1. 健康管理センター	2(2)	4(2)	7(4)	0	4	3
2. 西部保健センター	2(0)	2(0)	4(0)	0	0	4
3. 南部保健センター	2(2)	2(1)	4(2)	0	2	2
計	6(4)	8(3)	15(6)	0	6	9

《考 察》

新型コロナウイルスの影響で、規模を縮小しての実施となったが、アンケートでの満足度は高く、対象者のニーズに沿った事業展開ができた。今後も感染状況を見ながら、定員を増やしたり、就労している世代が参加しやすい実施方法にする等、より多くの方が参加しやすい内容を検討していく。

●佐倉市オリジナル体操体験会

《内 容》

① 対象者

市内在住・在勤者で医師から運動を制限されていない者。

② 方法

2 部制にて各回定員 5 名（計 10 名）にて、計 6 回各保健センターで実施。

③ 内容

「sakura 10 minutes exercise～気軽に 10 分筋活～」の内容に沿って、体操の基本を指導。運動を継続することによる効果の説明。

《実 績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲

場所	回数	人数	人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
1. 南部保健センター	1(1)	9(1)	0	1	8
2. 西部保健センター	1(0)	9(0)	0	0	9
3. 西部保健センター	1(1)	8(2)	0	2	6
4. 南部保健センター	1(1)	10(2)	0	2	8
5. 西部保健センター	1(0)	7(0)	0	0	7
6. 健康管理センター	1(0)	3(0)	0	0	3
計	6(3)	46(5)	0	5	41

《考 察》

今年度新しく作成した佐倉市オリジナル体操の普及のため、体験会を開催した。各回定員に近い参加者となり、普及啓発の一助になった。今後は、より多くの市民が体操を実施できるよう、体験会の継続とともに、周知方法を検討していく。

【歯周疾患健康教育】

《内 容》

① 対象者

出前健康講座参加者

② 方法

出前健康教育での依頼に対応

③ 内容

生活習慣病と歯周病の関係や歯周病の症状、歯の健康を守るための予防法について

《実 績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲。教育種類別実績では、出前健康講座として一般に計上。

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
計	1 (1)	28 (3)	0	3	25

【ロコモティブシンドローム(運動器症候群)健康教育】

●骨粗しょう症検診での健康教育

《内 容》

① 対象者

骨粗しょう症検診受診者

② 方法

骨粗しょう症検診会場で実施

③ 内容

骨粗しょう症の予防やロコモティブシンドロームの予防について

《実 績》

新型コロナウイルスの感染対策として、①検診にかかる時間を最短で実施する②大声を出すような健康教育を避ける、という 2 点の必要性から検診会場での健康教育を中止し、チラシ配布啓発のみとした。

●家庭教育学級限定 出前教室

《内 容》

① 対象者

市内小中学校等に在籍するこどもをもつ保護者で 20 歳以上 59 歳以下のかた

② 方法

家庭教育学級限定の出前健康講座(6 校限定)として、6 月上旬まで申込みを受付、9 月～翌年 2 月の期間で、希望する学校と日程を調整する。

③ 内容

初めてでも取り組みやすく効果的な運動(ラジオ体操、ウォーキング、エアロビクス等)についての知識と技術を健康運動指導士から学び、日常生活の中で取り入れ実践できるように健康教育を実施する。

《実 績》

今年度は新型コロナウイルスの感染拡大予防のため、家庭教育学級が、実施されなかった。

【病態別健康教育】

●糖尿病予防学習会

《内 容》

① 対象者

佐倉市の特定健診で以下の基準に該当し、現在糖尿病の治療を受けていないかた

- ・HbA1c[NGSP 値]5.6～6.0%
- ・40～65 歳

② 方法・内容

1 コース 2 課の構成で実施。

1 課は成人講演会「糖尿病予防講演会」と連動して ZOOM にて行い、2 課は期間を定めて YouTube にて配信を行った。

【1 課】令和 4 年 2 月 14 日（月）糖尿病予防講演会 ZOOM 配信

講師：東邦大学医療センター佐倉病院 糖尿病・内分泌・代謝センター 齋木 厚人 准教授

【2 課】令和 4 年 3 月 7 日（月）～ 11 日（金）YouTube 配信

動画視聴後、希望者に電話にて個別栄養相談実施。

③ 周知方法

対象者に個別通知。

《実 績》

参加者：13 名

《考 察》

オンラインでの開催だったが、アンケートにて「自宅で受けられるのがよい」など、好評であった。また、申込者数以上の視聴があったため、参加者が日にちをわけて複数回視聴することができ、オンライン開催のメリットを活かすことができた。複数回視聴することで、より知識の定着が図れるため、今後も感染状況や対象者の年代に合わせて、オンラインでの開催も検討していきたい。

●成人の健康づくり講演会

《内 容》

① 対象者

佐倉市の特定健診で以下の基準に該当し、現在糖尿病の治療を受けていないかた

- ・HbA1c[NGSP 値]5.6～6.0%
- ・40～69 歳

② 方法

令和 4 年 2 月 14 日（月）ZOOM 配信

③ 内容

テーマ：発症する前に知ってほしい、糖尿病予防

講師：東邦大学医療センター佐倉病院 糖尿病・内分泌・代謝センター 齋木 厚人 准教授

内容：糖尿病予防に関する講演

④ 周知方法

対象者に個別通知。

《実 績》

参加者：19 名

《考 察》

オンライン開催について、申込者より「やったことがなくて不安」との声がいくつかあったが、事前に ZOOM の使い方や接続方法を参加者に案内したことで、当日は大きなトラブルなく開催することができた。アンケートにて、講演会のわかりやすさは 10 点満点中 8.4 点であり、参加者の満足度が高いことが伺えた。また、アンケート回答者の約 9 割が生活習慣の改善に取り組めそうと回答し、その他にも「知識を深められた」との声があったため、オンライン開催においても、効果的に知識の普及啓発ができた。

●慢性腎臓病予防講演会

《内 容》

詳細は「7. (3) 糖尿病性腎症重症化予防事業 ⑥講演会」に掲載

《実 績》※ () 内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
計	1 (1)	34 (1)	0	1	33

【衛生教育】

● ゲートキーパー養成研修

こころの健康づくり講演会

《内 容》

詳細は「8. こころの健康づくり」に掲載

《実 績》

ゲートキーパー養成研修

	回数	延人数	延人数 内訳			
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上	不明
市民向け（高齢者）	1	63	0	3	60	0
市民向け（若年層）	1	26	4	21	0	1
市役所職員向け	1	19	8	11	0	0
計	3	108	12	35	60	1

こころの健康づくり講演会

	回数	延人数	延人数 内訳			
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上	不明
オンライン開催	1	49	12	32	5	0

Youtube で令和 4 年 3 月 1 日～3 月 8 日に公開し、期間中の総視聴回数は 127 回であった。

3. 健康相談

根拠法令等	健康増進法第17条第1項
健康さくら21（第2次） 【改訂版】	健康寿命の延伸・健康格差の縮小を達成するために、以下の7つを重点的に取り組む項目とする。 ①生活習慣病 ②栄養・食生活 ③身体活動・運動 ④こころ ⑤飲酒 ⑥喫煙 ⑦歯と口腔

《目 的》

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導および助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とする。

《内 容》

対 象 佐倉市に住所を有する40歳から64歳までのかた

方 法 ①定例健康相談：各保健センターにおいて健康相談窓口を設置し実施する。
②健康教育に健康相談を併設し実施する。
③各イベント等に健康相談を併設し実施する。
④電話相談

周知方法 「こうほう佐倉」や健康カレンダー等への掲載、公共施設にちらし配架・ポスター掲示、地区活動時にPR。

《実 績》

① 健康相談年度別実績

定例健康相談開催時に随時禁煙相談も実施。

年 度	開 催 回 数		延 人 数			定例健康相談 (再掲)
		定例健康相談 (再掲)				
平成 29 年度	211	23	801			44
			40 歳未満 46	40 歳～64 歳 318	65 歳以上 437	
平成 30 年度	217	22	1, 057			26 (内禁煙相談 2)
			40 歳未満 131	40 歳～64 歳 368	65 歳以上 558	
令和元年度	183	21	853			27 (内禁煙相談 2)
			40 歳未満 72	40 歳～64 歳 314	65 歳以上 467	
令和 2 年度	121	21	410			55 (内禁煙相談 1)
			40 歳未満 5	40 歳～64 歳 126	65 歳以上 279	
令和 3 年度	77	20	550			84 (内禁煙相談 4)
			40 歳未満 7	40 歳～64 歳 193	65 歳以上 350	

② 令和３年度 健康相談種類別実績

健康相談の種類		年齢別内訳
		40歳～64歳
重点相談	高血圧	1
	高脂血症	2
	糖尿病	7
	歯周疾患	0
	骨	35
	女性の健康	0
	病態別	2
総合健康相談		145

③ 禁煙相談（再掲）合計 309 件

健康相談の種類	開催回数	年齢別内訳			合計
		40歳未満	40歳～64歳	65歳以上	
特定健診会場での実施	16	0	138	167	305
定例健康相談での実施		0	1	3	4

④ 電話相談 合計 3784 件

内訳	件数（割合％）
母子の健康に関すること（新型コロナウイルス感染症関連４件含む）	2410 (63.7%)
生活習慣に関すること	250 (6.6%)
こころの健康	95 (2.5%)
感染症に関すること	1 (0.1%)
新型コロナウイルス感染症に関すること	767 (20.2%)
歯科に関すること	49 (1.3%)
その他健康・病気に関すること	212 (5.6%)

《考 察》

定例健康相談は、令和３年度の開催回数 20 回、令和２年度 21 回、令和元年度は 21 回。相談の延人数は、令和３年度は 84 件、令和２年度は 55 件、令和元年度は 27 件であり、相談の延人数が、数年と比較して大きく増加している。増加の要因として、佐倉市健康診査の結果の裏面に案内を載せたこと、HbA1c が保健指導判定値の方へ糖尿病予防相談会のお知らせをしたことが考えられる。

定例外健康相談の開催回数は、令和３年度は 57 回、令和２年度は 100 回、令和元年度 162 回。定例外健康相談の延人数は、令和３年度は 466 件、令和２年度は 355 件、令和元年度は 827 件で令和元年度と比較して大幅に少ないが、前年度よりは上昇している。相談件数の減少の原因の一つとして、新型コロナウイルス感染症の影響で、スポーツフェスティバルや歯ッピーかみんぐフェアが中止となり、イベント会場での健康相談数が減ったことが考えられる。前年度よりも相談数が増加している要因は、特定健診会場での禁煙相談数が増加したことが考えられる。今後も市民の相談ニーズの把握に努め、市民が利用しやすい健康相談の実施方法を検討していく。また、定例健康相談については、今後も健

診の結果から保健指導値等の方への個別通知や、健診結果の裏面に案内を載せるなどの周知を行っていく。

電話相談に関しては、「新型コロナウイルス」に関する内容が多く、年間 767 件であった。コロナウイルスワクチンに関することや、発熱時の対応、濃厚接触者についてなど新型コロナウイルス全般の問い合わせがあった。その他の相談内容については、前年度と横ばいの相談数である。「こころの健康」についての相談数は、令和元年度の 77 件と比較して、令和 2 年度、本年度共に多い状況。新型コロナウイルスに関する生活様式の変化に伴い、こころの相談が増加している可能性がある。今後も、市民のニーズに合わせた電話相談を継続していく。

禁煙相談については令和 3 年度 309 件、令和 2 年は 186 件で 123 件増加している。令和 3 年度は、複合集団健診の開催が 7 月～3 月であり、健診の会場が保健センター3 か所で多く実施されていたため、特定健診での禁煙相談を実施できた件数が増加した可能性がある。平成 29 年度市民意識調査の結果、成人の喫煙率は 11.5%であり、健康さくら 21（第 2 次）の目標値 11.3%をわずかに上回る状況にあるため、引き続き目標達成に向け、健診会場や出前健康教育、イベント等での普及啓発を行っていく。

4. 健康診査

(1) 健康診査

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目 的》

平成20年4月から、医療保険者（国民健康保険、協会けんぽ、共済組合等）に、40～74歳の被保険者・被扶養者を対象とした健康診査（特定健康診査）と保健指導（特定保健指導）の実施が義務付けられ、これまでの健康診査の目的である個々の病気の早期発見・早期治療から、メタボリックシンドロームに着目した健康診査となった。生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積が原因となっていることが多いことから、メタボリックシンドロームに該当する方とその予備群の方について、運動や食生活等の生活習慣を見直すサポートを行うことにより、生活習慣病の予防につなげることを目的としている。

生活保護受給者の健康診査は健康増進法に基づき、特定健診・健康診査に準じた形で実施する。

《内 容》

① 対象者

市内在住の40歳以上の生活保護受給者

② 実施方法

ア 集団健診 （7月2日～令和4年3月10日、市内7会場延べ31日間）

検診業者に委託し、大腸がん検診・胸部レントゲン検診・肝炎ウイルス検診と併せて実施（新型コロナウイルス感染症の状況から、3密を避けるため完全予約制で実施）

イ 個別健診 （6月1日～12月10日、市内39協力医療機関）

③ 周知方法

ア 個人通知

40歳以上の生活保護受給者

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ掲載、市内協力医療機関・地区掲示板・9月に市民ギャラリーにポスター掲示等、周知啓発を実施

ウ 社会福祉課担当ケースワーカーから、検診PRチラシ配布

④ 健診項目

ア 基本的な検査項目（全ての対象者が受診する項目）

身体測定（身長、体重、腹囲測定）※75歳以上のかたには、腹囲測定は実施しない

血圧測定・問診・診察・尿検査（糖・蛋白）

血液検査（肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・腎機能検査）

イ 詳細な健診項目（特定の対象者が受診する項目）

心電図・眼底検査基準

血圧が収縮期血圧140mmHg以上または拡張期血圧90mmHg以上に該当し、医師が必要と判断した者（心電図のみ不整脈が疑われる場合も含む）

ただし、個別健診について、眼底検査は受診勧奨とする。

貧血検査基準

既往歴および自覚症状

⑤受診に係る費用

無料

《実 績》

①実施状況

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
H29年度	839	54	6.4
H30年度	864	57	6.6
R元年度	855	60	7.0
R2年度	837	58	6.9
R3年度	869	65	7.5

②性別、年代別、保健指導区分別結果

性別	年代 (歳)	対象者数 (人)	受診者数 (人) %		保健指導区分別実人数					
					情報提供		動機付け支援		積極的支援	
					(人)	%	(人)	%	(人)	%
男性	40～49	37	3	8.1	1	33.3	0	0.0	1	33.3
	50～59	64	2	3.1	1	50.0	1	50.0	0	0.0
	60～64	47	2	4.3	2	100.0	0	0.0	0	0.0
	65～69	69	1	1.4	0	0.0	0	0.0		
	70～74	99	4	4.0	2	50.0	1	25.0		
	75歳以上	140	9	6.4						
	小計	456	21	4.6	6	28.6	2	9.5	1	4.8
女性	40～49	57	7	12.3	3	42.9	1	14.3	0	0.0
	50～59	53	8	15.1	3	37.5	1	12.5	1	12.5
	60～64	35	3	8.6	2	66.7	1	33.3	0	0.0
	65～69	36	3	8.3	2	66.7	0	0.0		
	70～74	56	3	5.4	1	33.3	2	66.7		
	75歳以上	176	20	11.4						
	小計	413	44	10.7	11	25.0	5	11.4	1	2.3
男性	集団	456	6	4.6	6	28.6	2	9.5	1	4.8
	個別		15							
女性	集団	413	9	10.7	11	25.0	5	11.4	1	2.3
	個別		35							
合計		869	65	7.5	17	26.2	7	10.8	2	3.1

《考 察》

国の医療制度改革により、平成19年度まで老人保健法に基づき実施していた基本健康診査は、平成20年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき医療保険者（佐倉市国民健康保険）が特定健診と特定保健指導を実施するよう義務付けられた。このため、生活保護受給者の健康診査については健康増進法に位置付けられた。

平成21年度からは、対象者全員に受診券セットを郵送して健診の周知を図った。また、平成28年

度から生活保護の担当課である社会福祉課と連携し、ケースワーカーから受給者にちらしを配布し、健康診査の勧奨を実施した。これにより、平成 28 年度以降は受診者数が 50 人を超えている。

生活保護法の改正により、被保護者健康管理支援事業が創設され、令和 3 年 1 月から必須事業として施行された。これに伴い社会福祉課で健診受診勧奨を強化したことから、令和 3 年度は受診者数が過去 5 年間で最多となっている。今後とも両課で連携し、生活保護受給者への周知および受診勧奨を実施していく。

(2) 成人歯科健康診査

根拠法令等	健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2			
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・ 定期歯科健診を受けている人の増加	20 歳以上	42.1%	→ 65%
	・ 歯間部清掃用具を使う人の増加	20 歳台	20.0%	→ 50%
		40 歳台	41.9%	→ 50%
		60 歳台	46.7%	→ 50%

《目 的》

生涯を通じて食べる楽しみを享受でき、健康で豊かな生活が送れるよう、口腔の維持・向上を図る。

《内 容》

①対象者 19 歳以上の市民で、現在、治療中又は定期歯科健診受診者を除く。

②周知方法

個人通知： 40～74 歳の佐倉市国民健康保険加入者。

年度末で 19・20 (女性のみ)・25・30・35 (女性のみ)・40・45・50・55・60・65
・70 歳の節目のかた。

令和 2 年度に市の検診を受診したかた。

国指定のがん検診無料クーポン券対象のかた。

「こうほう佐倉」： 6 月 1 日広報特別号「みんなの保健」に各種健診関係と同時に掲載した。

ホームページ：市のホームページに成人歯科健診の P R を掲載した。

ポスター掲示：市内協力歯科医療機関に掲示した。

チラシ配布：各種教室、幼児歯科健診、保育園・幼稚園にチラシを配布した。

P R 活動：各種教室、地域での健康教育活動等で歯科健診の必要性を P R した。

③方法 印旛郡市歯科医師会に委託し、市内 57 歯科医療機関で口腔診査を実施した。

④実施期間 6 月 1 日～12 月 10 日

《実 績》

① 受診状況 対象者数 対象者数 147, 179 人 (19 歳以上の市民)

受診数 817 人 (男性 296 人、女性 521 人)、受診率 0.6%

② 年度別受診数の推移

年度	対象者(人)	受診者(人)	受診率 (%)
平成 28 年度	149, 579	968	0.6
平成 29 年度	149, 563	903	0.6
平成 30 年度	149, 350	834	0.6
令和元年度	149, 250	788	0.5
令和 2 年度	149, 010	763	0.5
令和 3 年度	147, 179	817	0.6

③ 年代別、性別受診数 (人)

(受診者 817 人の内訳)

(歳) 性別	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
男性	27	24	33	18	39	107	48	296 (36.2)
女性	52	77	72	67	87	130	36	521 (63.8)
総数	79	101	105	85	126	237	84	817 (100.0)

④ 年代別、地区別受診数（人）

（受診者 817 人の内訳）

地区	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
佐倉	11	14	25	11	25	41	15	142 (17.4)
臼井	19	15	19	19	23	48	10	153 (18.7)
志津	31	52	42	37	49	115	49	375 (45.9)
根郷	10	18	11	11	14	19	4	87 (10.7)
和田	1	0	0	2	0	0	1	4 (0.5)
弥富	0	0	1	0	0	0	0	1 (0.1)
千代田	7	2	7	5	15	14	5	55 (6.7)
総数	79	101	105	85	126	237	84	817 (100.0)

⑤ 年代別、現在歯数の状況（人）

（受診者 817 人の内訳）

	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
24 歯以上	79	101	104	83	111	173	50	701 (85.8)
20～23 歯	0	0	1	1	7	47	17	73 (8.9)
19 歯以下	0	0	0	1	8	17	17	43 (5.3)

⑥ 年代別、歯周病のり患状況（人）

（受診者 817 人の内訳）

※対象外：総義歯使用や歯根の露出が著しい場合などの、歯周ポケットの診査が出来ない者

ポケットコード	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
健全	49	42	53	35	49	81	24	333 (40.8)
うち、出血あり	25	16	15	18	10	13	4	101
4mm～5mm	27	50	38	40	46	88	25	314 (38.4)
6mm 以上	3	9	14	10	31	68	34	169 (20.7)
対象外※	0	0	0	0	0	0	1	1 (0.1)

⑦ 年代別、歯間部清掃用具使用状況（人）

（受診者 817 人の内訳）

(歳) 使用状況	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
使用する	16	33	44	52	68	124	35	372 (45.5)
使用しない	63	66	61	30	56	97	41	414 (50.7)
未記入	0	2	0	3	2	16	8	31 (3.8)

⑧ 年代別、判定区分（人）

（受診者 817 人の内訳）

(歳) 判定区分	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
異常なし	4	9	10	2	9	11	3	48 (5.9)
要指導	27	21	28	20	29	49	9	183 (22.4)
要精検	48	71	67	63	88	177	72	586 (71.7)

⑨ 補助金対象者の受診状況（人）

	受診者数	判定区分		
		異常なし	要指導	要精検
40 歳	12	1	4	7
50 歳	16	0	4	12
60 歳	14	0	3	11
70 歳	19	1	7	11

※補助金・・・健康増進事業費補助金

《考 察》

受診状況を性別でみると、男性が 36.2%、女性が 63.8%と男性の受診数が少ない。健診結果は、中程度・重度の歯周病罹患状況（ポケットコード 4mm 以上）が 59.1%であり、精密検査の判定が 71.7%と高い状況である。佐倉市歯科口腔保健計画の中間評価では、「40 歳で喪失歯のない人の割合」が 63.8%であり平成 24 年度の調査時 64.7%よりも悪化していたため、今後も若年層、中年層への周知を図り、受診を促すとともに、定期歯科健診を受ける必要性について啓発していきたい。

(3) 骨粗しょう症検診

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目 的》

骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、早期に骨量減少者を発見し、骨粗鬆症を予防することを目的とする。

《内 容》

① 対象者

市内在住の20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳で、職場等において検診を受ける機会のない女性

②実施方法

- ・期 間 8月3日から9月4日、4会場延べ8日間実施。
- ・費 用 500円（税込み）
- ・検査内容 検診業者へ委託し、測定方法はDXA法（測定部位は橈骨）にて実施。予約制。
結果は「原発性骨粗鬆症の診断基準(2012年度改訂版)」を用いて、年齢に関係なく統一基準とする。

③ 周知方法

ア 個人通知

- ・20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳になる女性
- ・20、25、30、35、40、45、50歳になる女性へ勸奨ハガキを送付
（無理なダイエットや生理不順、閉経等による女性ホルモンと骨は大きく関係しているため実施）

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

各検診会場でパネル掲示、地区回覧

母子事業の案内郵送時にチラシを同封

《実 績》

①過去5年間の実施状況および実施結果

年度	対象者数 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	精検受診率 (%)	要医療 (人)
H29年度	12,072	1,234	10.2	210	17.0	174	82.9	96
H30年度	12,591	1,153	9.2	139	12.1	124	89.2	67
R1年度	12,259	1,118	9.1	142	12.7	112	78.9	49
R2年度	12,054	640	5.3	102	15.9	72	70.6	33
R3年度	11,592	841	7.3	105	12.5	74	70.5	42

※精検受診者については、令和4年4月27日までに報告された方

②性別、年代別受診状況及び判定結果（人）

年齢 歳	対象者数 人	受診者数		検診結果						精密検査受診状況			
				異常認めず		要指導		要精密検査		受診者数		未受診者	要医療
		人	%	人	%		%	人	%	人	%	人	人
20	764	21	2.7	21	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
25	725	22	3.0	22	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
30	684	39	5.7	37	94.9	2	5.1	0	0.0	0	0.0	0	0
35	821	82	10.0	82	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
40	983	99	10.1	99	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
45	1,244	123	9.9	123	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
50	1,387	177	12.8	170	96.0	5	2.8	2	1.1	0	0.0	2	0
55	1,127	42	3.7	33	78.6	5	11.9	4	9.5	3	75.0	1	3
60	1,003	55	5.5	22	40.0	16	29.1	17	30.9	12	70.6	5	7
65	1,233	76	6.2	14	18.4	31	40.8	31	40.8	23	74.2	8	11
70	1,621	105	6.5	18	17.1	36	34.3	51	48.6	36	70.6	15	21
	11,592	841	7.3	641	76.2	95	11.3	105	12.5	74	70.5	31	42

※国の補助金は、40歳～70歳の女性のみが対象

※精密検査未受診者には、精検未受診勧奨を実施予定（新型コロナウイルス感染の影響で未実施）

③栄養士による健康アドバイス実施状況

年 齢（人）		相談者の内訳（人）		受診者数（人）
20～39歳	3	要指導	94	95
40～64歳	35	要精密検査（希望者）	0	105
65歳以上	66	異常を認めず（希望者）	10	641
合 計	104	合 計	104	841

- ・要指導となった方を対象に健康アドバイスを実施しているが、平成27年度から、異常なし判定の方にも予防に努めていただくため、検診結果と一緒に資料を配布。平成28年度から、要精密検査判定コーナーでも、希望者へ簡易資料を配布した。
- ・検診が5年に一度のため、アドバイスコーナーの内容も5年ごとに見直すことにし、平成30年度から、栄養士1名でチェックリスト結果から改善ポイントをアドバイスし、その後展示しているパネルを来所者に自由に見学してもらう方法で実施している。パネルの展示があることで栄養士が質問や相談に対応中でも来所者が各自のペースで見学することができ、チェックリストを使用することで来所者に合った相談ができた。

④その他

- ・要精密検査となったかたを受診につなげるため、平成28年度より要精密検査と判定されたかたに身長測定を実施しており、平成30年度からは、要精密検査となり5年前に骨粗しょう症検診を受診したかたに5年前の結果を健康手帳に記載して比較することで、精密検査の重要性を伝えている。しかし令和2年度に引き続き令和3年度も、新型コロナウイルス感染症の状況から3密を避けできるだけ短時間での検診実施としたため、前述の取り組みを見合わせた。

- ・問診票で若い世代の月経不順の治療状況をみると、20 歳・25 歳の月経不順は 9.3%（43 人中 4 人）、30 歳・35 歳の 16.5%（121 人中 20 人）。未治療の割合は、20 歳・25 歳が 4 人中 2 人（50.0%）と高率。結果は、全員「異常なし」。30 歳・35 歳では、月経不順のうち、未治療の割合が 65.0%（20 人中 13 人）。結果は、全員「異常なし」。月経不順で極端なダイエット歴がある 2 名は、2 名とも未治療だった。
- ・精密検査未受診者への受診勧奨は、新型コロナウイルス感染症の影響により全体的に医療受診を控える傾向にあるため、令和 2 年度に引き続き令和 3 年度も実施していない。
- ・切れ目のない支援を目的に、平成 26 年度より高齢者福祉課と担当者会議を実施しているが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況から、令和 3 年度は会議を実施せず、資料提供を受けるのみとした。次年度は感染拡大状況をみながら、担当者会議を実施する。

《考 察》

新型コロナウイルス感染症の影響により受診者は令和 2 年度大幅に減少したが、令和 3 年度はやや回復している。

若い世代の月経不順のうち、未治療の割合が 5～6 割と高率なため、骨粗しょう症の予防や妊娠出産といったライフイベントのためにも、治療の必要性を周知していくことが重要である。

また、実際は「月経不順」でも、そうと自覚していないかたもいるのではと考えられることから、平成 29 年度から「月経不順」に関しての知識を周知するちらしを作成し、20～35 歳の受診者全員に配布している。今後は、幼児健診等の母子保健事業でもちらしを配布し、さらなる周知を図っていく。

要精密検査未受診者は昨年度よりやや増加しており、新型コロナウイルス感染の収束状況をみながら、今後受診勧奨を実施する。

65 歳以上の受診者に対しては、骨粗しょう症予防から介護予防に取り組むため、今後も高齢者福祉課と連携をしていく。

(4) 肝炎ウイルス検診

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目 的》

肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関に受診することにより、肝炎に関する健康障害の回避、症状の軽減、進行の遅延を目的とする。

《内 容》

①対象者

市内在住の40歳以上で、下記に該当するかた

- ・過去にB型肝炎およびC型肝炎ウイルス検査を受けたことがないかた
- ・現在、肝炎の治療を受けていないかた、または経過観察中でないかた
- ・過去にB型肝炎およびC型肝炎で受診していないかた

②実施方法

ア 集団検診（7月2日～3月10日、市内7会場延べ31日間）

検診業者へ委託し、特定健診（健康診査）・大腸がん検診・胸部レントゲン検診と併せて実施（新型コロナウイルス感染症の状況から、3密を避けるため完全予約制で実施）。

イ 個別検診（6月1日～12月10日、市内39医療機関）

③周知方法

ア 個人通知

佐倉市検診受診券および案内文等送付

- ・40歳以上の佐倉市国民健康保険被保険者
- ・40歳以上の生活保護受給者
- ・40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳のかた
- ・令和2年度に市の健診（検診）を受診したかた
- ・国指定の無料検診クーポン券対象のかた

※新型コロナウイルス感染症の状況により、40歳の勧奨はがきは実施せず。

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ等に掲載、市内協力医療機関等にポスターを掲示、地区掲示板により周知啓発を実施

④検査内容

B型およびC型肝炎ウイルス血液検査

⑤受診に係る費用

500円（税込み）

40, 45, 50, 55, 60, 65歳になるかたは無料

《実 績》

①過去5年間の実施状況

	受診者 (人)	B型陽性		C型に感染の可能性が 高い	
		(人)	(%)	(人)	(%)
H29年度	1,129	4	0.4	2	0.2
H30年度	1,240	2	0.2	0	0.0
R元年度	1,246	7	0.5	2	0.2
R2年度	887	5	0.6	1	0.1
R3年度	713	3	0.4	0	0.0

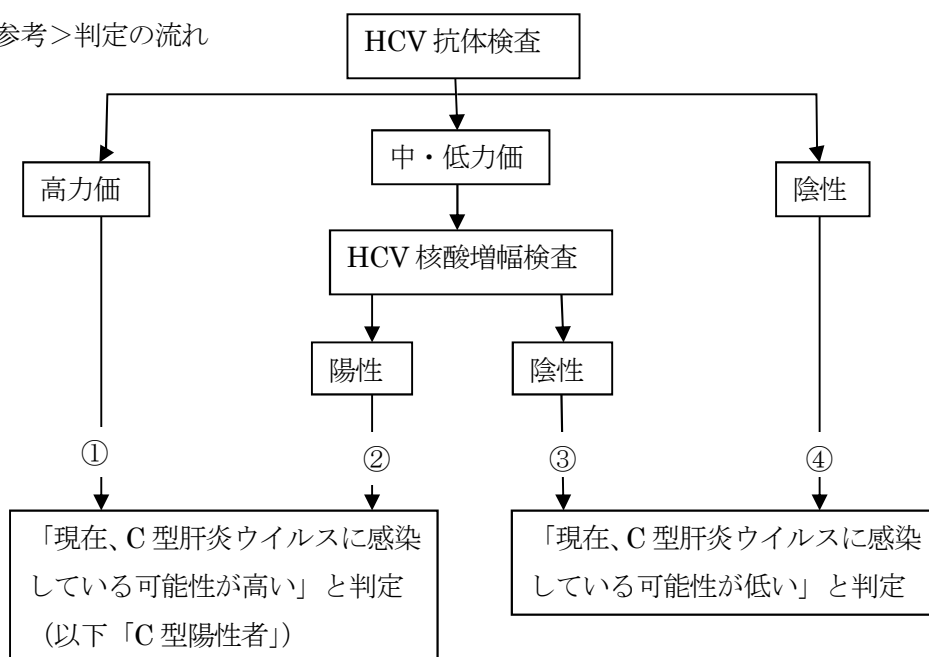
②B型肝炎、C型肝炎検査判定結果

年代 (歳)	B型 肝炎 受診者 (人)	陽性 (人)	C型 肝炎 受診者 (人)	「現在C型肝炎に 感染している 可能性が極めて 高い」(人)		「現在C型肝炎に 感染していない 可能性が極めて 高い」(人)	
				判定①	判定②	判定③	判定④
40	117	0	117	0	0	0	117
41～44	23	1	23	0	0	0	23
45～49	66	0	66	0	0	0	66
50～54	90	0	90	0	0	0	90
55～59	54	0	54	0	0	0	54
60～64	62	1	62	0	0	0	62
65～69	148	0	148	0	0	0	148
70～74	88	0	88	0	0	0	88
75～79	49	0	49	0	0	0	49
80歳以上	16	1	16	0	0	0	16
集団	478	1	478	0	0	0	478
個別	235	2	235	0	0	0	235
合計	713	3	713	0	0	0	713

無料対象者判定結果（再掲）

年齢 (歳)	B型 肝炎 受診者 (人)	陽性 (人)	C型 肝炎 受診者 (人)	「現在C型肝炎に 感染している 可能性が極めて 高い」(人)		「現在C型肝炎に 感染していな い可能性が極め て低い」(人)	
				判定①	判定②	判定③	判定④
40	117	0	117	0	0	0	117
45	47	0	47	0	0	0	47
50	67	0	67	0	0	0	67
55	42	0	42	0	0	0	42
60	41	1	41	0	0	0	41
65	109	0	109	0	0	0	109
集団	331	0	331	0	0	0	331
個別	92	1	92	0	0	0	92
合計	423	1	423	0	0	0	423

<参考>判定の流れ



《考 察》

肝炎ウイルス検診は、国の医療制度改革により、平成 20 年度から健康増進法に位置付けられた。

平成 25 年度より、HCV 抗体検査が、中・低力価の人に対して HCV 核酸増幅検査が加わり、C 型肝炎ウイルス検査の精度が上がった。

自己負担額は、平成 23 年度から「肝炎ウイルス検診実施要領」の一部改正により『40 歳以上で 5 歳刻みの年齢に達する者については、費用を徴収しないことができるものとする』となったため、40・45・50・55・60 歳のかたで、市が実施している肝炎ウイルス検診の受診歴のないかたは、検診費用を無料とし、全員に個別通知を送付した。平成 28 年度からは、65 歳のかたも検診費用が無料となった。

平成 27 年度からは、肝炎ウイルス検査を受けていないかたに、より多くの検診の機会を提供するため集団検診での予約制を廃止し、複合検診実施会場のうち肝炎ウイルス検診が行える 4 つの会場で、予約なしで肝炎ウイルス検診を実施した。令和元年度からは、複合検診の全会場で肝炎ウイルス検診を実施し、集団検診での受診者が増加、陽性者も同様に増加した。令和 2 年度は、肝炎ウイルス検診の利便性を高め、さらなる受診機会を提供するため、個別検診の対象を 40 歳限定から 41 歳以上に拡大したことから、個別検診受診者数が増加している。令和 3 年度の個別検診受診者数は令和 2 年度の約半数となったが、一生に一度の検診のため、令和 2 年度に個別検診を受けたかたが多かったと考えられる。

新型コロナウイルス感染症の影響により検診全体で受診者は減少し、肝炎ウイルス検診も総受診者数は減少している。

40 歳以上の全ての市民が一生に一度肝炎ウイルス検診を受診できるよう、今後も周知を図っていく。

(5) 肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目 的》

佐倉市における肝炎ウイルス検査受検後のウイルス性肝炎陽性者等を早期に治療につなげ、重症化予防を図ることを目的とする。

《内 容》

①対象者

- ・平成 28 年度以降に、肝炎ウイルス検診において「B 型肝炎ウイルス陽性」および「現在、C 型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い（以下「C 型陽性）」と判定されたかた

②実施方法

- ・検診結果通知に、フォローアップ事業案内（同意書・調査票同封）、受診勧奨、県の検査費用助成案内を同封し、随時発送
- ・令和元年度陽性者のうち、精密検査受診状況が把握できない B 型陽性者 1 名
 ※令和元年 11 月受診、令和 2 年 1 月結果発送の B 型陽性者 1 名は、令和 2 年 3 月に再勧奨予定だったが、第 1 回緊急事態宣言が発令されたため、解除後に再勧奨実施。
- ・平成 29 年度陽性者のうち、精密検査受診状況が把握できない B 型陽性者 1 名は、新型コロナウイルス感染の影響により全体的に医療受診を控える傾向にあるため、今年度は実施していない（平成 28・30 年度は、全員精密検査受診のため、該当者なし）

《実 績》

<令和2年度>

	精検受診/精検対象者	フォローアップ事業参加者
B 型陽性者	5 人/ 5 人 (100%)	0 人/3 人 (0%)
C 型陽性者	対象者なし	

※B型陽性者2名は、既に医療機関で治療されていたためフォローアップ事業対象外。

<令和3年度>

	精検受診/精検対象者	フォローアップ事業参加者
B 型陽性者	2 人/ 3 人 (66.7%)	0 人/ 3 人 (0%)

《考 察》

肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業は、平成 26 年 3 月 31 日の厚労省「ウイルス性肝炎患者等重症化予防事業実施要領」を都道府県等に提示、これに基づき平成 27 年 10 月 1 日より、県が「千葉県ウイルス性肝炎患者等重症化予防事業実施要綱」を施行した。これにより、肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業に同意した県民が、初回精密検査や定期検査の助成を受けられることとなったことから、市は肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業を平成 28 年 4 月 1 日より開始。県の検査費用助成の対象となる、平成 27 年度の陽性者から同事業の案内を郵送した。

令和3年度の陽性者の中でフォローアップ事業参加者はいなかったが、精密検査実施医療機関からの情報提供により、2名の精密検査受診が確認できた。1名については、個別検診受診時に市からの書類送付を希望しないかたで、後日、県外在住の息子様よりフォローアップ事業の書類希望があったため書類一式を郵送している。令和3年度に再勧奨できなかった過去の陽性者には、新型コロナウイルス感染症の状況をみながら、今後受診勧奨を実施する。

今後とも、陽性者が精密検査を受診できるよう受診勧奨をしていくとともに、陽性者フォローアップ事業を継続していく。

(6) 口腔がん検診

根拠法令等	佐倉市口腔がん検診実施要綱
佐倉市歯科口腔保健基本計画目標値	(現状値) → (目標) ・ 口腔がんを認知している人の割合 19 歳以上 59.5% → 80.0%

《目 的》

口腔がんの早期発見、早期治療及び口腔がん予防の啓発を行うことで、市民の健康保持、増進及び医療費の削減へ繋げる。

《内 容》

① 対象者 40 歳以上の市民で、現在、口腔がんの治療中および経過観察中のかたを除く

② 周知方法

「こうほう佐倉」：8 月 1 日広報に掲載した。

ホームページ：市のホームページに口腔がん検診のPRを掲載した。

ポスター掲示：市内協力歯科医療機関等に掲示した。

PR活動 佐倉市検診受診券セットに口腔がん検診案内チラシを同封した。

特定健診会場、地域での健康教育活動等で口腔がん検診の必要性をPRし、チラシを配布した。

個別勧奨 年度末年齢 40 歳および 50 歳となる男性を対象に勧奨はがきを送付した。

③ 方法 印旛郡市歯科医師会に委託し、市内 42 歯科医療機関で、問診・視診・触診、および歯科医師の診断により擦過細胞診を実施した。

④ 実施期間 9 月 1 日～2 月 10 日

《実 績》

① 受診状況 定員 330 人（受診申込者 427 人）

1 次検診（問診・視診・触診）受診数 308 人（男性 157 人、女性 151 人）、

2 次検診（細胞診）実施数 6 人

② 年度別受診数の推移（人）

年度	受診者数	申込者数	申込者に対する受診率
平成 29 年度	297	334	88.9%
平成 30 年度	206	258	79.8%
令和元年度	345	438	78.8%
令和 2 年度	297	393	75.6%
令和 3 年度	308	427	72.1%

③ 地区別年代別受診者数（人）

地区	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70～79 歳	80 歳～	計
佐倉	8	13	11	9	3	44
臼井	13	10	8	26	12	69
志津	17	30	27	51	8	133
根郷	13	9	9	7	3	41
和田	1	0	0	0	0	1
弥富	0	1	0	1	0	2
千代田	3	6	2	7	0	18
総数	55	69	57	101	26	308

1 次検診 308 人

所見なし 286 人

細胞診なし 286 人

異常所見なし 286 人

所見あり 22 人

細胞診なし 16 人

細胞診あり 6 人

異常所見なし 2 人

要経過観察 12 人

要精密検査 1 人

要医療 1 人

異常所見なし 1 人 (Class I 1 人)

要経過観察 5 人 (Class II 5 人)

要精密検査 0 人

※1 2 次検診（細胞診）判定結果（Class）の分類

Class I …異常細胞なし

Class II …異形はあるが、異常細胞なし

Class III …疑わしい細胞あり

Class I…異常細胞なし
Class II…異形はあるが、異常細胞なし
Class III…疑わしい細胞あり
Class IV, V…異常細胞あり

性別	年代	受診者数	受診結果（総合判定区分）			
			異常所見なし	要経過観察	要精密検査	要医療
	歳	人	人	人	人	人
男性	40～49	38	36	1	0	1
	50～59	48	45	3	0	0
	60～69	19	17	2	0	0
	70～79	39	36	3	0	0
	80～	13	12	1	0	0
	小計	157	146	10	0	1
女性	40～49	17	17	0	0	0
	50～59	21	20	1	0	0
	60～69	38	36	2	0	0
	70～79	62	59	2	1	0
	80～	13	11	2	0	0
	小計	151	143	7	1	0
総計		308	289	17	1	1

年度	受診者数	要経過観察者数	要精密検査者数	要医療	前がん病変・ 前がん状態疑 い者数 ※3	発見率
平成 29 年度	297	25	2	0	15	5.1%
平成 30 年度	206	25	0	0	15	7.3%
令和元年度	345	22	1	0	9	2.6%
令和 2 年度	297	22	0	0	5	1.7%
令和 3 年度	308	17	1	1	6	1.9%

143

⑦ 研修会

ア. 口腔がん検診指定歯科医師研修会

日 程：令和3年6月8日(火)
 時 間：20時～22時15分
 場 所：健康管理センター
 演 題：口腔がんの基礎知識、見逃さない口腔がん
 実 習：視触診と細胞診
 講 師：東京歯科大学 口腔顎顔面外科学講座 講師 森川貴迪 氏
 参加人数：12人

イ. 口腔がん検診症例検討会（WEB講演）

日 程	令和3年9月14日(火)	令和3年11月30日(火)	令和4年2月22日(火)
時 間	20時～21時50分	20時～21時55分	20時～21時40分
演 題	口腔がんの早期発見のために、スクリーニング	口腔粘膜疾患の診断と治療～アレルギーの分類に沿って～	がん支持療法としての周術期口腔機能管理とネットワーク構築
講 師	東京歯科大学 口腔顎顔面外科学講座 講師 森川貴迪 氏	東京歯科大学 口腔腫瘍外科学講座 助教 三邊正樹 氏	東邦大学医療センター 大森病院 口腔外科診療部長 関谷秀樹 氏
参加人数	39人	42人	32人

《考 察》

新型コロナウイルス感染症の影響により、歯ッピーかみんぐフェア内で実施していた口腔がん検診（集団）を中止した。8月1日から受診券の申し込み受付を開始し、9月初旬で定員330人を上回る427人の申し込みがあり、受診券の受付を終了した。しかし、令和3年1月に新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出されたことにより、実施期間は2月10日までであったが、受診者は308人にとどまった。特に40歳台、50歳台の未受診者が多かった。

また、40歳および50歳となる男性を対象にはがきによる勧奨を実施したところ、男性の受診者が、女性と比べて40歳台で21人、50歳台で27人多かった。今後も口腔がんへの関心を高めるきっかけづくりとなるよう、啓発していきたい。

5. 各種がん検診等

根拠法令等	健康増進法第 19 条の 2			
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・がん検診の受診者の割合	胃がん検診	12.0%	→ 50.0%
		子宮がん検診	5.1%	→ 50.0%
		乳がん検診	11.4%	→ 50.0%
		肺がん検診	16.6%	→ 50.0%
		大腸がん検診	15.2%	→ 50.0%

(1) 胃がん検診

《目 的》

胃がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内 容》

①対象者

市内在住の 40 歳以上で職場等において検診を受ける機会のないかた

②実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 7 月 10 日～3 月 7 日、市内 5 会場延べ 32 日間実施
- ・費用 900 円 (税込み)
- ・検診車輛での胃部間接撮影を実施

イ 個別検診

- ・期間 6 月 1 日～12 月 10 日、市内 26 医療機関で実施
- ・費用 3,000 円 (税込み)
- ・胃部直接撮影を実施 (医師に相談の上、胃内視鏡を実施する場合あり)

③周知方法

ア 個人通知

市内在住の 40 歳以上で、下記に該当するかた

- ・40・45・50・55・60・65・70 歳のかた
- ・令和 2 年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象となるかた
- ・40 歳以上の生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

《実 績》

① 過去5年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
平成29年度	112,207	13,483	12.0
平成30年度	113,052	13,369	11.8
令和元年度	113,878	12,808	11.2
令和2年度	114,339	8,612	7.5
令和3年度	114,669	9,893	8.6

※対象者数：5月末人口

② 検診実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	114,669	3,543	3.1	33	0.9	24	3
個別		6,350	5.5	379	6.0	328	13
計	114,669	9,893	8.6	412	4.2	352	16

③ 性別、年代別受診状況及び精密検査受診状況

性別	年代	対象者	受診者		健診結果				精密検査受診状況				
					精密検査不要		要精密検査		受診者		未受診 ※1	未把握 ※2	がん
	歳	人	人	%	人	%	人	%	人	%	人	人	人
男性	40～44	5,608	95	1.7	92	96.84	3	3.16	3	100.0	0	0	0
	45～49	6,950	121	1.7	119	98.35	2	1.65	1	50.0	0	1	0
	50～54	6,547	145	2.2	142	97.93	3	2.07	3	100.0	0	0	0
	55～59	5,212	110	2.1	104	94.55	6	5.45	4	66.7	0	2	0
	60～64	5,106	195	3.8	187	95.90	8	4.10	6	75.0	0	2	0
	65～69	5,925	491	8.3	470	95.72	21	4.28	15	71.4	1	5	2
	70～74	7,652	1,182	15.4	1,114	94.25	68	4.76	58	85.3	0	10	2
	75～79	5,662	1,064	18.8	1,015	95.39	49	4.61	40	81.6	1	8	3
	80歳以上	6,446	937	14.5	882	94.13	55	5.87	49	89.1	1	5	6
	小計	55,108	4,340	7.9	4,125	95.05	215	4.95	179	83.3	3	33	13
女性	40～44	5,352	265	5.0	262	98.87	3	1.13	3	100.0	0	0	0
	45～49	6,636	342	5.2	339	99.12	3	0.88	3	100.0	0	0	0
	50～54	6,227	295	4.7	288	97.63	7	2.37	5	71.4	1	1	0
	55～59	5,364	289	5.4	284	98.27	5	1.73	4	80.0	0	1	0
	60～64	5,365	398	7.4	388	97.49	10	2.51	8	80.0	0	2	0
	65～69	6,690	788	11.8	762	96.70	26	3.30	21	80.8	0	5	0
	70～74	8,607	1,377	16.0	1,333	96.80	44	3.20	38	86.4	1	5	1
	75～79	6,237	1,067	17.1	1,005	94.19	62	5.81	56	90.3	1	5	1
	80歳以上	9,083	732	8.1	695	94.95	37	5.05	35	94.6	1	1	1
	小計	59,561	5,553	9.3	5,356	96.45	197	4.19	173	87.8	4	20	3
男性	集団	55,108	1,561	7.9	1,541	98.72	20	1.28	15	75.0	0	5	2
	個別		2,779		2,584	92.98	195	7.02	164	84.1	3	28	11
女性	集団	59,561	1,982	9.3	1,969	99.34	13	0.66	9	69.2	0	4	1
	個別		3,571		3,387	94.85	184	5.15	164	89.1	4	16	2
合計		114,669	9,893	8.6	9,481	95.84	412	4.16	352	85.4	7	53	16

※1) 未受診：要精密検査者が精密検査を受けなかったことが判明しているもの。

※2) 未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診をしても精検結果がわからないもの。

《考 察》

「健康さくら 21（第 2 次）」のがん検診受診率の目標は、50.0%としているが、令和 3 年度の受診率は、8.6%であった。受診者数については前年度と比較し 1,281 人(1.1%)増加している。

受診数は男性 4,340 人、女性 5,553 人と男性の受診数は少ないが、がん発生は男性 13 人、女性 3 人と男性の胃がん発見率が高い傾向である。

今年度は、集団検診の日数が増えた(令和 2 年度は 9 月から開始の 18 日間)こともあり、受診者数が増加したと考える。

集団検診は、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として 3 密(密閉・密集・密接)を避ける検診を実施するべく、複合検診から外し、胃がん検診のみの日程を設定(第 2 グループ)、予約制での検診を継続した。検診会場は健康管理センター、西部保健センター、南部保健センターと公共施設の 5 会場で実施。(市民体育館は、新型コロナウイルス予防接種会場となっていたため今年度は中止となった。小学校での検診は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策で中止となった) 検診会場では、受診者が安全・安心して検診を受診できるように、検診会場では受診者に手指消毒を呼びかけ、受診者の使用した椅子や机等の物品の消毒をしている。

検診会場での体温測定と「健康チェック」(予約日時の案内の通知の裏面に健康状態を確認する「健康チェック」の項目を印字)で健康状態の確認後に検診会場施設内へ案内し検診を実施している。

次年度の検診については、新型コロナウイルス感染症等の状況をみながら、実施方法を検討していきたい。

目標値と現在の受診率との差が大きく、目標値を達成するためには、一度も受診したことがない対象者の抽出と、個人に対する検診受診の動機付けが必要である。したがって、様々な状況での健診 PR と併せて、がんに関する知識を広めるための情報提供や、検診を受ける事のメリット等について周知を行い、対象者と勧奨時期を考慮しながら、適切な手段により啓発を図っていく必要がある。

要精密検査においては、検診実施期間が 3 月までだったこともあり、精密検査の受診の確認が取れていない「未把握者」が多い。精密検査の結果の確認に努めていきたい。

(2) 子宮頸がん検診

《目 的》

子宮頸がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内 容》

① 対象者

- ・市内在住の 20 歳以上で、前年度市の同検診を受診しておらず、職場等において検診を受ける機会のない女性
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者

② 実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 12 月 1 日～2 月 25 日、4 会場延べ 7 日間実施
- ・費用 1,000 円（税込み）
- ・検診車両での子宮頸部細胞診を実施

イ 個別検診

- ・期間 6 月 1 日～2 月 28 日、市内 7 医療機関で実施
- ・費用 2,000 円（税込み）
- ・子宮頸部細胞診を実施

③ 周知方法

ア 個人通知

市内在住の 20 歳以上で前年度市の同検診が未受診の女性で、下記に該当するかた

- ・ 20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70 歳のかた
- ・ 令和 2 年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・ 市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・ 令和元年度に市の子宮頸がん検診を受診したかた
- ・ 40 歳以上の生活保護受給者のかた
- ・ 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載

ウ 成人式にて PR チラシを配布

《実 績》

① 過去 5 年間の実施状況 （無料クーポン券対象者を含む）

年 度	対 象 者 (人)	受 診 者 (人)	受 診 率 (%)
平成29年度	75,666	3,895	5.1
平成30年度	75,600	3,990	5.3
令和元年度	75,480	3,532	4.7
令和 2 年度	75,342	3,254	4.3
令和 3 年度	74,951	3,688	4.9

※対象者数：5 月末人口

② 検診実施結果

検診方法	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	異形成 (人)	がん発見者 (人)
集団	74,951	1,205	1.6	8	0.7	5	3	0
個別		2,483	3.3	43	1.7	21	11	1
計	74,951	3,688	4.9	51	1.4	26	14	1

※異形成：子宮頸がんの前段階（前がん病変）

③年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代 歳	対象者 人	受診者		検診結果				精密検査受診状況				
				精密検査不要		要精密検査		精検受診者	未受診※1	未把握※2	異形成	がん
		人	%	人	%	人	%	人	人	人	人	人
20～24	3,748	35	0.9	34	97.1	1	2.9	1	0	1	0	0
25～29	3,356	58	1.7	56	96.6	2	3.4	2	1	1	0	0
30～34	3,734	125	3.3	122	97.6	3	2.4	3	0	0	2	0
35～39	4,552	276	6.1	262	94.9	14	5.1	14	0	6	4	0
40～44	5,352	339	6.3	334	98.5	5	1.5	5	0	1	1	1
45～49	6,636	370	5.6	359	97.0	11	3.0	11	0	6	3	0
50～54	6,227	390	6.3	385	98.7	5	1.3	5	0	1	4	0
55～59	5,364	267	5.0	267	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0
60～64	5,365	318	5.9	318	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0
65～69	6,690	443	6.6	440	99.3	3	0.7	3	0	2	0	0
70～74	8,607	614	7.1	610	99.3	4	0.7	4	0	4	0	0
75～79	6,237	314	5.0	312	99.4	2	0.6	2	0	1	0	0
80歳以上	9,083	139	1.5	138	99.3	1	0.7	1	0	1	0	0
小計	74,951	3,688	4.9	3,637	98.6	51	1.6	51	1	24	14	1
集団	74,951	1,205	4.9	1,197	99.3	8	0.7	8	0	3	3	0
個別		2,483		2,440	98.3	43	1.7	43	1	21	11	1
合計	74,951	3,688	4.9	3,637	98.6	51	1.4	51	1	24	14	1

※要精密検査に HPV 検査/6 か月以内再検査判定者 10 人を計上。

※1) 未受診：要精密検査者が医療機関に行かなかったことが判明しているもの。

※2) 未把握：精検受診の有無がわからないもの及び受診をしても精検結果がわからないもの。

《考 察》

「健康さくら 21（第二次）」のがん検診受診率の目標は 50.0%としているが、令和 3 年度の受診率は、4.9%であった。受診者数については前年度と比較し 434 人（0.6%）増加している。

集団検診は、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として 3 密（密閉・密集・密接）を避ける検診を実施するべく、予約制での検診を継続した。子育て世代の若い年代の受診者が受診しやすいように例年、実施している「保育サービス」も令和 2 年度に引き続き中止とした。

検診会場では、受診者が安全・安心して検診を受診できるように、検診会場では受診者に手指消毒を呼びかけ、受診者の使用した椅子や机等の物品の消毒をしている。

検診会場での体温測定と「健康チェック」（予約日時の案内の通知の裏面に健康状態を確認する「健康チェック」の項目を印字）で健康状態の確認後に検診会場施設内へ案内し検診を実施している。

年代別でみると、70 歳から 74 歳、65 歳から 69 歳の順で受診率が高かった。20 歳から 29 歳の若い世代の受診率が低い状況は変わらない。若い年代に関心を持ってもらい検診を習慣化できる取り組みをしていきたい。

精密検査結果、要精密検査者率は 1.4%（前年度 2.3% 0.9 ポイント減）であった。がん発見者は 40 歳～44 歳で 1 人であった。異形成であった者は 14 人のうち、30 歳から 39 歳までの若い世代が 6 人であった。

この結果を踏まえ、様々な健診 PR と併せ、がんに関する知識を広めるための情報提供や、検診を受ける事のメリット等について周知していく。

次年度の検診については、新型コロナウイルス感染症等の状況をみながら、実施方法を検討していきたい。

また、引き続き要精密検査と判定されたかたが必ず精密検査を受診できるよう努めていく。

●新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

《事業経過》

国の経済危機対策における未来への投資に繋がる子育て支援の一環として、平成 21 年度補正予算に「女性特有のがん検診推進事業」が創設された。

平成 22 年度からはがん対策推進事業の一環として、女性特有のがん検診推進事業が新規事業として位置づけられ、平成 23 年度に大腸がん検診が追加され「がん検診推進事業」となった。

平成 26 年度からは平成 22 年度に始まった「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診が一巡したことで、その間に制度を利用しなかった者への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」となった。

平成 27 年度からは「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」と、平成 25 年度の「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診の対象で、この制度を利用しなかった者への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業」となった。

平成 28 年度からは「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」の実施となった。

平成 28 年 3 月 29 日 厚生労働省健康局長通知

「平成 28 年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」より
(平成 28 年 4 月 1 日より実施)

《目 的》

この事業は、市町村及び特別区が実施する子宮頸がん及び乳がん検診において、一定の年齢の者にクーポン券等を送付して受診を勧奨することで、検診受診の動機付けによるがん検診の受診を促し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

《内 容》

① 対象者

令和 3 年 4 月 20 日の時点での下記の年齢の女性のかた

●子宮頸がん検診無料クーポン券配布対象者の生年月日一覧表

年 齢	生 年 月 日
20 歳	平成 12 (2000) 年 4 月 2 日～平成 13 (2001) 年 4 月 1 日 ※対象年齢かつ、前年度に同検診を受けていない方

② 実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 12 月 1 日～2 月 25 日、4 会場延べ 7 日間実施
- ・費用 無料
- ・検診車両での子宮頸部細胞診を実施

イ 個別検診

- ・期間 6 月 1 日～2 月 28 日、市内 7 医療機関で実施
- ・費用 無料
- ・子宮頸部細胞診を実施

③ 周知方法

ア 個人通知

受診券及びクーポン券の送付

- ・対象者全員に送付（5月末）

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載

《実 績》

① 実施状況

事業名	年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
がん検診推進事業	平成24年度	5,154	885	17.2
	平成25年度	5,051	780	15.4
働く世代の女性支援のための がん検診推進事業	平成26年度	15,634	1,616	10.3
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	平成27年度	812	48	5.9
働く世代の女性支援のための がん検診未受診者対策緊急支援事業		3,160	310	9.8
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	平成28年度	1,448	82	5.7
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	平成29年度	817	36	4.4
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	平成30年度	780	25	3.2
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	令和元年度	775	34	4.4
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	令和2年度	768	21	2.7
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	令和3年度	753	23	3.1

② 検診実施結果（令和3年度）

検診 方法	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	異成形 (人)	がん発見者 (人)
集団	753	4	0.5	0	0.0	0	0	0
個別		19	2.5	1	5.3	0	0	0
計	753	23	3.1	1	4.3	0	0	0

年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代	対象者 人	受診者		検診結果				精密検査受診状況				
				精密検査不要		要精密検査		精検受診	未受診	未把握	異成形	がん
		人	%	人	%	人	%	人	人	人	人	人
20歳	753	23	3.1	22	95.7	1	4.3	0	0	1	0	0
小計	753	23	3.1	22	95.7	0	0.0	0	0	1	0	0
集団	753	4	3.1	4	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0
個別		19		18	94.7	1	5.3	0	0	1	0	0
合計	753	23	3.1	22	95.7	1	4.3	0	0	1	0	0

《考 察》

今回「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」の中で、対象者は 20 歳として行った。例年、対象者への受診勧奨及びアンケート調査を行っていたが、今年度は、新型コロナウイルス感染症の対応等もあり、個別勧奨は実施していない。

若年層の年代に検診の必要性を伝え、受診行動に結びつくよう、今後も対象者に合わせた周知・勧奨を実施していく。

今年度のクーポン券での受診者で要精密検査となった 1 人については、今後、受診状況の確認に努めたい。

(3) 乳がん検診

《目 的》

乳がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内 容》

＜マンモグラフィ：国の指針に合わせ 40 歳以上を対象とし 2 年に 1 回実施＞

① 対象者

- ・市内在住の 40 歳以上で、令和 2 年度に乳がん集団検診を受診しておらず、職場等において検診を受ける機会のない女性
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者

②実施方法

ア 集団検診（予約制）

検診業者に委託し実施

- ・期間 11 月 19 日～2 月 19 日、4 会場延べ 19 日間（40 歳代 9 日間、50 歳以上 10 日間）
- ・費用 1,000 円（税込み）
- ・検診車両でのマンモグラフィを実施
40 歳代 2 方向、50 歳以上 1 方向で撮影

イ 個別検診（予約制）

聖隷佐倉市民病院健診センターに委託し実施

- ・期 間 6 月 1 日～2 月 28 日
- ・費 用 2,000 円（税込み）
- ・マンモグラフィを実施（40 歳代 2 方向、50 歳以上 1 方向で撮影）

＜超音波検査：千葉県乳がん検診ガイドラインに基づき 30 歳以上に実施＞

①集団検診

ア 対象者

市内在住の 30 歳以上 39 歳以下で、令和 2 年度に乳がん集団検診を受診しておらず、職場等において検診を受ける機会のない女性

イ 実施方法

検診事業者に委託し実施

- ・期間 12 月 2 日～2 月 22 日、4 会場延べ 7 日間
- ・費用 1,000 円（税込み）
- ・検診車両での超音波検査を実施

②個別検診

ア 対象者

市内在住の 30 歳以上で、職場等において検診を受ける機会のない女性

イ 実施方法

- ・期間 6 月 1 日から 12 月 10 日、市内 12 医療機関で実施
（聖隷佐倉市民病院健診センターのみ 6 月 1 日から 2 月 28 日）
- ・費用 2,000 円（税込み）
- ・超音波検査を実施

③周知方法

ア 個人通知

市内在住の 30 歳以上の女性で、下記に該当するかた

- ・ 30・35・40・45・50・55・60・65・70 歳のかた
- ・ 令和 2 年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・ 市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・ 40 歳以上の生活保護を受給されているかた
- ・ 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施。

《実 績》

① 過去 5 年間の実施状況 (無料クーポン券対象者を含む)

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	マンモグラフィ 受診者 (再掲：人)	超音波受診者 (再掲：人)	受診率 (%)
平成29年度	67,792	7,746	3,542	4,204	11.4
平成30年度	67,903	7,781	3,768	4,013	11.5
令和元年度	68,026	7,434	3,304	4,130	10.9
令和 2 年度	67,987	5,824	2,401	3,423	8.6
令和 3 年度	67,847	6,686	3,010	3,678	9.9

※対象者数：5 月末人口

② 検診実施結果 (令和 3 年度)

検診の種類		対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診 (人)	がん発見 者 (人)
マンモグラフィ	集団	59,561(※ 1)	2,059	5.1	96	4.7	84	10
	個別		951		63	6.6	41	4
	合計	59,561(※ 1)	3,010	5.1	159	5.3	125	14
超音波	集団	67,847(※ 2)	388	5.4	8	2.1	8	0
	個別		3,290		105	3.2	87	4
	合計	67,847(※ 2)	3,678	5.4	113	3.1	95	4
合計		67,847(※ 3)	6,688	9.9	272	4.1	220	18

(※1 マンモグラフィの対象者は 40 歳以上

(※2 超音波の対象者は 30 歳以上

(※3 乳がん検診全体の対象者 30 歳以上

③ 年齢別検診実施結果及び精密検査受診状況（マンモグラフィ及び超音波：令和３年度）

性別	年代 歳	対象者 人	受診者 人 %		検診結果				精密検査受診状況			
					精密検査不要		要精密検査		精検受診	未受診	未把握	がん
					人	%	人	%	人	人	人	人
女性	30～34	3,734	232	6.2	220	94.8	12	5.2	10	0	2	0
	35～39	4,552	421	9.2	410	97.4	11	2.6	10	0	1	0
	40～44	5,352	578	10.8	188	32.5	390	67.5	381	0	9	3
	45～49	6,636	669	10.1	260	38.9	409	61.1	398	0	11	4
	50～54	6,227	599	9.6	252	42.1	347	57.9	343	0	4	0
	55～59	5,364	474	8.8	196	41.4	278	58.6	274	0	4	0
	60～64	5,365	552	10.3	282	51.1	270	48.9	264	0	6	0
	65～69	6,690	791	11.8	406	51.3	385	48.7	380	0	5	4
	70～74	8,607	1,185	13.8	675	57.0	510	43.0	503	0	7	4
	75～79	6,237	784	12.6	522	66.6	262	33.4	260	1	1	2
	80歳以上	9,083	403	4.4	311	77.2	92	22.8	91	0	1	1
	小計	67,847	6,688	9.9	3,722	55.7	2,966	44.3	2,914	1	51	18
マンモグラフィ	集団	59,561(※1)	2,059	5.1	1,963	95.3	96	4.7	84	0	12	10
	個別		951		888	93.4	63	6.6	41	1	21	4
超音波	集団	67,847(※2)	388	5.4	380	97.9	8	2.1	8	0	0	0
	個別		3,290		3,185	96.8	105	3.2	87	0	18	4
合計		67,847(※3)	6,688	9.9	6,416	95.9	272	4.1	220	1	51	18

※未受診：要精密検査者が精検機関に行かなかったことが判明しているもの

※未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診しても精検結果が正確にわからないもの。

(※1 マンモグラフィの対象者は40歳以上)

(※2 超音波の対象者は30歳以上)

(※3 乳がん検診全体の対象者 30歳以上)

<マンモグラフィ検査：令和３年度>

年代 歳	対象者 人	受診者 人 %		検診結果				精密検査受診状況			
				精密検査不要		要精密検査		精検受診	未受診	未把握	がん
				人	%	人	%	人	人	人	人
40～44	5,352	418	7.8	383	91.6	35	8.4	28	0	7	3
45～49	6,636	425	6.4	395	92.9	30	7.1	22	0	8	3
50～54	6,227	349	5.6	335	96.0	14	4.0	11	0	3	0
55～59	5,364	279	5.2	271	97.1	8	2.9	6	0	2	0
60～64	5,365	277	5.2	264	95.3	13	4.7	8	0	5	0
65～69	6,690	391	5.8	372	95.1	19	4.9	15	0	4	3
70～74	8,607	512	5.9	491	95.9	21	4.1	17	0	4	2
75～79	6,237	268	4.3	253	94.4	15	5.6	14	1	0	2
80歳以上	9,083	91	1.0	87	95.6	4	4.4	4	0	0	1
小計	59,561	3,010	5.1	2,851	94.7	159	5.3	125	1	33	14
集団	59,561	2,059	5.1	1,963	95.3	96	4.7	84	0	12	10
個別		951		888	93.4	63	6.6	41	1	21	4
合計	59,561	3,010	5.1	2,851	94.7	159	5.3	125	1	33	14

※「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）において、マンモグラフィ検診は「40歳以上」を対象としている。

<超音波検査：令和3年度>

年代 歳	対象者 人	受診者		検診結果				精密検査受診状況			
				精密検査不要		要精密検査		精検受診	未受診	未把握	がん
		人	%	人	%	人	%	人	人	人	人
30～34	3,734	232	6.2	220	94.8	12	5.2	10	0	2	0
35～39	4,552	421	9.2	410	97.4	11	2.6	10	0	1	0
40～44	5,352	160	3.0	153	95.6	7	4.4	5	0	2	0
45～49	6,636	244	3.7	230	94.3	14	5.7	11	0	3	1
50～54	6,227	250	4.0	240	96.0	10	4.0	9	0	1	0
55～59	5,364	195	3.6	188	96.4	7	3.6	5	0	2	0
60～64	5,365	275	5.1	269	97.8	6	2.2	5	0	1	0
65～69	6,690	400	6.0	387	96.8	13	3.3	12	0	1	1
70～74	8,607	673	7.8	654	97.2	19	2.8	16	0	3	2
75～79	6,237	516	8.3	507	98.3	9	1.7	8	0	1	0
80歳以上	9,083	312	3.4	307	98.4	5	1.6	4	0	1	0
小計	67,847	3,678	5.4	3,565	96.9	113	3.1	95	0	18	4
集団	67,847	388	5.4	380	97.9	8	2.1	8	0	0	0
個別		3,290		3,185	96.8	105	3.2	87	0	18	4
合計	67,847	3,678	5.4	3,565	96.9	113	3.1	95	0	18	4

《考 察》

「健康さくら21」のがん検診受診率の目標は、50.0%としているが、令和3年度の受診率は、9.9%であった。受診者数では前年度と比較し、862人（1.3%）増加している。

新型コロナウイルス感染症の拡大状況から、令和2年度は乳がん検診の個別勧奨を実施しなかったが、緊急事態宣言解除等の状況を踏まえ、今年度は30歳代・40歳代のうちターゲットを絞り個別勧奨を実施。30歳代・40歳代の受診率が増加した。

集団検診は、令和2年度から新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として3密（密閉・密集・密接）を避ける検診を実施するべく、予約を午前・午後の各予約枠を2部制の検診にしている。子育て世代の若い年代の受診者が受診しやすいように例年、実施している「保育サービス」も令和2年度に引き続き中止とした。

検診会場では、受診者が安全・安心して検診を受診できるように、検診会場では受診者に手指消毒を呼びかけ、受診者の使用した椅子や机等の物品の消毒をした。また、検診会場での体温測定と「健康チェック」（予約日時の案内の通知の裏面に健康状態を確認する「健康チェック」の項目を印字）で健康状態の確認後に検診会場施設内へ案内し検診を実施しており、クラスターが発生することなく検診が実施できた。

個別検診では、今年度も聖隷佐倉市民病院健診センターでマンモグラフィ検査・超音波検査を6月1日～2月28日まで実施した。

年代別でみると、70歳から79歳の年代で受診率が高かった。受診率の高い40歳から44歳の年代は、クーポン対象者も含まれていることから検診に対する意識がある年代と考えられる。若い世代の受診率が低い状況は変わらないため、受診しやすい環境づくり等の検討が必要と考える。

次年度の検診については、新型コロナウイルス感染症等の状況をみながら実施方法を検討していく。

また、様々な健診（検診）PRと併せ、がんに関する知識を広めるための情報の提供や、検診を習慣化させるために啓発活動を推進していく必要がある。

要精密検査においては、検診実施期間が2月までだったこともあり、精密検査の受診の確認が取れていない「未把握者」が多い。精密検査の結果の確認に努めていく。

●新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

《事業経過》

国の経済危機対策における未来への投資に繋がる子育て支援の一環として、平成21年度補正予算に「女性特有のがん検診推進事業」が創設された。

平成22年度からはがん対策推進事業の一環として、女性特有のがん検診推進事業が新規事業として位置づけられ、平成23年度に大腸がん検診が追加され「がん検診推進事業」となった。

平成26年度は平成22年度から始まった「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診が一巡したことで、その間に制度を利用しなかった者への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」となった。

平成27年度からは「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」と、平成25年度の「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診の対象で、この制度を利用しなかった者への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業」となった。

平成28年度からは「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」の実施となった。

平成28年3月29日 厚生労働省健康局長通知

「平成28年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」より
(平成28年4月1日より実施)

《目 的》

この事業は、市町村及び特別区が実施する子宮頸がん及び乳がん検診において、一定の年齢の者にクーポン券等を送付して受診を勧奨することで、検診受診の動機付けによるがん検診の受診を促し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

《内 容》

① 対象者

令和3年4月20日の時点での下記の年齢の女性のかた

●乳がん検診無料クーポン券配布対象者の生年月日一覧表

年 齢	生 年 月 日
40 歳	昭和55（1980）年4月2日～昭和56（1981）年4月1日 ※対象年齢かつ、前年度に同検診を受けていない方

② 実施方法

ア 集団検診（予約制）

検診業者に委託し実施

- ・期間 11月24日～2月19日、4会場延べ40歳代9日間
 - ・費用 無料
 - ・検診車両でのマンモグラフィを実施
- 40歳代（2方向）

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～2月28日、市内1医療機関（聖隷佐倉市民病院健診センター）で実施
 - ・費用 無料
 - ・マンモグラフィを実施
- 40歳代（2方向）

③ 周知方法

ア 個人通知

受診券及びクーポン券の送付

- ・対象者全員に送付（5月末）

ハガキ勸奨（11月19日）

- ・勸奨時点で検診未受診者

イ「こうほう佐倉」、ホームページに掲載

《実 績》がん検診推進事業

① 実施状況

事業名	年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
がん検診推進事業	平成24年度	6,040	1,025	17.0
	平成25年度	6,173	1,052	17.0
働く世代の女性支援のための がん検診推進事業	平成26年度	16,802	1,617	9.6
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	平成27年度	1,210	181	15.0
働く世代の女性支援のための がん検診未受診者対策緊急支援事業		3,761	328	8.7
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	平成28年度	2,030	392	19.3
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	平成29年度	1,127	257	22.8
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	平成30年度	979	157	16.0
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	令和元年度	977	231	23.6
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	令和2年度	913	123	13.5
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	令和3年度	899	170	18.9

② 検診実施結果（令和３年度）

検診方法	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	899	104	11.6	11	10.6	9	1
個別		66	7.3	8	12.1	6	1
計	899	170	18.9	19	11.2	15	2

③ 年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代 歳	対象者 人	受診者		検診結果				精密検査受診状況			
				精密検査不要		要精密検査		精検受診	未受診	未把握	がん
		人	%	人	%	人	%	人	人	人	人
40歳	899	170	18.9	151	88.8	19	11.2	15	0	4	2
小計	899	170	18.9	151	88.8	19	11.2	15	0	4	2
集団	899	104	18.9	93	89.4	11	10.6	9	0	2	1
個別		66		58	87.9	8	12.1	6	0	2	1
合計	899	170	18.9	151	88.8	19	11.2	15	0	4	2

《考 察》

「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」は、40歳を対象として行った。

令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況から個別勧奨は実施していなかったが、今年度は、緊急事態宣言解除等の状況を踏まえ個別勧奨を実施、受診率が増加した。

超音波検査だけでなく、マンモグラフィ検査も乳がん発見には必要なこと、集団検診では授乳中でも検診可能なこと、子どもは市の職員が預かれること、などを啓発していく。

市の検診事業を知らない方もいることから、引き続き対象者に合わせた周知・勧奨を実施し、受診行動に繋がるよう努めていく。

(4) 肺がん検診

《目 的》

肺がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内 容》

①対象者

市内在住の40歳以上で、職場等において検診を受ける機会のないかた

②実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 7月2日～3月10日、市内7会場、31日間実施
- ・費用 300円（税込み）
- ・検診車両での胸部間接撮影及び読影を実施

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～12月10日、市内38医療機関
- ・費用 1,300円（税込み）
- ・胸部直接撮影及び読影を実施

③ 周知方法

ア 個人通知

市内在住の40歳以上で下記に該当するかた

- ・ 40・45・50・55・60・65・70歳のかた
- ・ 令和2年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・ 市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・ 40歳以上の生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

《実 績》

① 過去5年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
平成29年度	112,207	18,623	16.6
平成30年度	113,052	19,139	16.9
令和元年度	113,878	18,845	16.5
令和2年度	114,339	14,464	12.7
令和3年度	114,669	16,157	14.1

※対象者数：5月末人口

② 検診実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	114,669	5,433	4.7	65	1.2	45	0
個別		10,724	9.4	290	2.7	229	4
計	114,669	16,157	14.1	355	2.2	274	4

③ 性別、年代別検診実施結果及び精密検査受診状況

性別	年代	対象者	受診者		健診結果						精密検査受診状況				
					精密検査不要		有所見精検不要		要精密検査		受診者		未受診	未把握	がん
	歳	人	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	※1人	※2人	人
男性	40～44	5,608	130	2.3	122	93.8	5	3.8	3	2.3	3	100.0	0	0	0
	45～49	6,950	151	2.2	144	95.4	7	4.6	0	0.0	0	0.0	0	0	0
	50～54	6,547	158	2.4	150	94.9	7	4.4	1	0.6	1	100.0	0	0	0
	55～59	5,212	150	2.9	146	97.3	2	1.3	2	1.3	2	100.0	0	0	0
	60～64	5,106	235	4.6	221	94.0	12	5.1	2	0.9	2	100.0	0	0	0
	65～69	5,925	748	12.6	675	90.2	61	8.2	12	1.6	11	91.7	0	1	0
	70～74	7,652	1,792	23.4	1,486	82.9	263	14.7	43	2.4	32	74.4	2	9	2
	75～79	5,662	1,635	28.9	1,280	78.3	317	19.4	38	2.3	25	65.8	7	6	0
	80歳以上	6,446	1,639	25.4	1,142	69.7	426	26.0	71	4.3	53	74.6	6	12	1
	小計	55,108	6,638	12.0	5,366	80.8	1,100	16.6	172	2.6	129	75.0	15	28	3
女性	40～44	5,352	291	5.4	286	98.3	5	1.7	0	0.0	0	0.0	0	0	0
	45～49	6,636	370	5.6	354	95.7	15	4.1	1	0.3	1	100.0	0	0	0
	50～54	6,227	357	5.7	331	92.7	24	6.7	2	0.6	2	100.0	0	0	0
	55～59	5,364	354	6.6	328	92.7	24	6.8	2	0.6	2	100.0	0	0	0
	60～64	5,365	567	10.6	499	88.0	62	10.9	6	1.1	6	100.0	0	0	0
	65～69	6,690	1,300	19.4	1,136	87.4	143	11.0	21	1.6	16	76.2	0	5	0
	70～74	8,607	2,483	28.8	1,987	80.0	444	17.9	52	2.1	42	80.8	1	9	0
	75～79	6,237	2,047	32.8	1,571	76.7	423	20.7	53	2.6	43	81.1	2	8	1
	80歳以上	9,083	1,750	19.3	1,243	71.0	461	26.3	46	2.6	33	71.7	4	9	0
	小計	59,561	9,519	16.0	7,735	81.3	1,601	16.8	183	1.9	145	79.2	7	31	1
男性	集団	55,108	2,369	12.0	2,113	89.2	220	9.3	36	1.5	27	75.0	1	8	0
	個別		4,269		3,253	76.2	880	20.6	136	3.2	102	75.0	14	20	3
女性	集団	59,561	3,064	16.0	2,838	92.6	197	6.4	29	0.9	18	62.1	0	11	0
	個別		6,455		4,897	75.9	1,404	21.8	154	2.4	127	82.5	7	20	1
合計		114,669	16,157	14.1	13,101	81.1	2,701	16.7	355	2.2	274	77.2	22	59	4

※1) 未受診：要精密検査者が精密検査を受けなかったことが判明しているもの。

※2) 未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診をしても精検結果がわからないもの。

《考 察》

「健康さくら 21（第 2 次）」のがん検診受診率の目標は、50.0%としているが、令和 3 年度の受診率は、14.1%であった。受診者数については前年度と比較し 1,693 人(1.4%)増加している。

今年度は、集団検診の日数が増えた(令和 2 年度は 9 月から開始の 21 日間)こともあり、受診者数が増加したと考える。

集団検診は、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として 3 密（密閉・密集・密接）を避ける検診を実施するべく、特定健診、肝炎ウイルス検診との同時実施（第 1 グループ）、予約制での検診に変更した。検診会場は健康管理センター、西部保健センター、南部保健センターと公共施設の 7 会場で実施。（市民体育館は、新型コロナウイルス予防接種会場となっていたため今年度は中止となった。小学校での検診は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策で中止とした。）検診会場では、予約日時の案内の通知の裏面に健康状態を確認する「健康チェック」の項目を印字し、検診会場では、体温測定と「健康チェック」で健康状態の確認後に検診会場施設内へ案内し検診を実施している。

次年度の検診については、新型コロナウイルス感染症等の状況をみながら、実施方法を検討していきたい。

目標値と現在の受診者の差が大きく、達成のためには、がんに関する知識を広めるための情報提供や、検診を受ける事のメリット等について周知をはかり、対象者と勧奨時期を考慮しながら、適切な手段により啓発を図っていく必要がある。

要精密検査においては、検診実施期間が 3 月までだったこともあり、精密検査の受診の確認が取れていない「未把握者」も多い。精密検査の結果の確認に努めていきたい。

(5) 大腸がん検診

《目 的》

大腸がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内 容》

①対象者

市内在住の40歳以上で検診を受ける機会のないかた

②実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 7月2日～3月10日、市内7会場延べ63日間実施
- ・費用 400円（税込み）
- ・便潜血反応2日法

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～12月10日、市内42医療機関で実施
- ・費用 1,000円（税込み）
- ・便潜血反応2日法

③周知方法

ア 個人通知

市内在住の40歳以上で、下記に該当するかた

- ・40・45・50・55・60・65・70歳のかた
- ・令和2年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・40歳以上の生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

《実 績》

① 過去5年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
平成29年度	112,207	17,095	15.2
平成30年度	113,052	17,409	15.4
令和元年度	113,878	16,970	14.9
令和2年度	114,339	13,733	12.0
令和3年度	114,669	15,363	13.4

※対象者数：5月末人口

② 検診実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	114,669	6,128	5.3	298	4.9	212	10
個別		9,235	8.1	618	6.7	461	15
計	114,669	15,363	13.4	916	6.0	673	25

③ 性別、年代別検診実施結果及び精密検査受診状況

性別	年代	対象者	受診者		健診結果				精密検査受診状況				
					精密検査不要		要精密検査		受診者		未受診	未把握	がん
	歳	人	人	%	人	%	人	%	人	%	※1人	※2人	人
男性	40～44	5,608	111	2.0	105	94.6	6	5.4	3	50.0	0	3	0
	45～49	6,950	176	2.5	167	94.9	9	5.1	7	77.8	0	2	0
	50～54	6,547	178	2.7	173	97.2	5	2.8	2	40.0	1	2	0
	55～59	5,212	164	3.1	156	95.1	8	4.9	5	62.5	1	2	0
	60～64	5,106	244	4.8	229	93.9	15	6.1	9	60.0	0	6	0
	65～69	5,925	778	13.1	726	93.3	52	6.7	37	71.2	4	11	1
	70～74	7,652	1,659	21.7	1,536	92.6	123	7.4	87	70.7	3	33	5
	75～79	5,662	1,514	26.7	1,403	92.7	111	7.3	83	74.8	8	20	4
	80歳以上	6,446	1,400	21.7	1,253	89.5	147	10.5	99	67.3	16	32	4
	小計	55,108	6,224	11.3	5,748	92.4	476	7.6	332	69.7	33	111	14
女性	40～44	5,352	301	5.6	290	96.3	11	3.7	6	54.5	1	4	0
	45～49	6,636	445	6.7	435	97.8	10	2.2	7	70.0	1	2	0
	50～54	6,227	426	6.8	410	96.2	16	3.8	10	62.5	0	6	0
	55～59	5,364	430	8.0	413	96.0	17	4.0	12	70.6	0	5	0
	60～64	5,365	644	12.0	622	96.6	22	3.4	16	72.7	2	4	0
	65～69	6,690	1,348	20.1	1,274	94.5	74	5.5	58	78.4	2	14	3
	70～74	8,607	2,323	27.0	2,219	95.5	104	4.5	85	81.7	5	14	1
	75～79	6,237	1,843	29.5	1,753	95.1	90	4.9	77	85.6	4	9	7
	80歳以上	9,083	1,379	15.2	1,283	93.0	96	7.0	70	72.9	9	17	0
	小計	59,561	9,139	15.3	8,699	95.2	440	4.8	341	77.5	24	75	11
男性	集団	55,108	2,589	11.3	2,432	93.9	157	6.1	105	66.9	2	50	4
	個別		3,635		3,316	91.2	319	8.8	227	71.2	31	61	10
女性	集団	59,561	3,539	15.3	3,398	96.0	141	4.0	107	75.9	1	33	6
	個別		5,600		5,301	94.7	299	5.3	234	78.3	23	42	5
合計		114,669	15,363	13.4	14,447	94.0	916	6.0	673	73.5	57	186	25

※1) 未受診：要精密検査者が精密検査を受けなかったことが判明しているもの。

※2) 未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診をしても精検結果がわからないもの。

《考 察》

「健康さくら 21（第 2 次）」のがん検診受診率の目標は、50.0%としているが、令和 3 年度の受診率は、13.4%であった。受診者数については前年度と比較し 1,630 人(1.4%)増加している。

今年度は、集団検診の日数が増えた(令和 2 年度は、9 月から開始の 39 日間)こともあり受診者数が増加したと考える。

集団検診は、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として 3 密（密閉・密集・密接）を避ける検診を実施するべく、前年度の複合検診を第 1 グループ（特定健診・胸部レントゲン検診・肝炎ウイルス検診）、第 2 グループ（胃がん検診）と分けて予約制での検診を継続した。大腸がん検診は、第 1・第 2 グループの集団検診の会場で予約なしで受診可能とした。検診会場では、受診者が安全・安心して検診を受診できるように、検診会場では受診者に手指消毒を呼びかけ、受診者の使用した椅子や机等の物品の消毒をしている。

第 1・第 2 グループの検診と大腸がん検診の同時受診者は、検診会場での体温測定と「健康チェック」（予約日時の案内の通知の裏面に健康状態を確認する「健康チェック」の項目を印字）で健康状態の確認後に検診会場施設内へ案内し検診を実施している。

大腸がん検診のみでの受診者については、体温測定、健康状態を口頭で確認後に検診会場施設内へ案内し検診を実施している。

次年度の検診については、新型コロナウイルス感染症等の状況をみながら、実施方法を検討していきたい。

受診者数の増加を図るため、がん検診の必要性について啓発をしていく必要がある。

大腸がん検診の精密検査としては、便潜血検査の再検査は不適切であると示されているが、高齢者の中には、体力等の理由で内視鏡が不可能である場合があること、若い年代の中でも便潜血検査の再検査を行っている例がみられること等から、適切な精密検査の方法について

て周知していく必要がある。

また、自己判断による精密検査の未受診を減らせるように啓発を続けていく必要がある。

要精密検査においては、検診実施期間が 3 月までだったこともあり、精密検査の受診の確認が取れていない「未把握者」が多い。精密検査の結果の確認に努めていきたい。

6. 訪問指導

根拠法令等	健康増進法第17条第1項
健康さくら21 (第2次)【改訂版】 目標値	(初期値) → (策定時の目標) → (現状値) → (新たな目標) ・糖尿病治療継続者の割合 71.4% → 75.0% → 80.0% → 95.0%

《目 的》

療養上の保健指導が必要であると認められる者又はその家族等に対して、保健師等が訪問し、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導又は支援を行い、これらの者の心身機能の低下を防止するとともに、健康の保持増進を図ることを目的とする。

《内 容》

対象者：健康管理上指導が必要と認められる佐倉市に住所を有する40歳から64歳までの者

内容：① 生活習慣病の予防等に関すること。

② 家庭における療養方法に関すること。

③ 介護を要する状態になることの予防に関すること。

④ 家庭における機能訓練方法、住宅改造及び福祉用具の使用に関すること。

⑤ 家族介護を担う者の健康管理に関すること。

⑥ 関係諸制度の活用方法等に関すること。

⑦ 認知症に関する正しい知識、緊急の場合の相談先等に関すること。

⑧ その他健康管理上必要と認められること。

なお、医療保険による訪問看護、訪問機能訓練を受けている者、又は介護保険法による要介護・要支援者に対して訪問指導を実施する場合は、訪問看護、訪問機能訓練と重複する内容は行わないものとする。

訪問担当者：保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士

《実 績》

①訪問指導実施人数年度別実績

年 度	実人数	延人数
平成29年度	79	95
平成30年度	71	77
令和元年度	27	28
令和2年度	6	6
令和3年度	0	0

②訪問指導の内訳と実延数

内 訳	実人数	延人数	延人数 内訳			
			20 歳代	30 歳代	40～64 歳	65 歳以上
生活習慣病	0	0	0	0	0	0
がん至急精密検査勧奨	0	0	0	0	0	0
難病	0	0	0	0	0	0
精神疾患	0	0	0	0	0	0
歯科	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0

※生活習慣病：特定健康診査（健康診査）の結果で至急受診が必要となった者
糖尿病性腎症重症化予防事業対象者

《考 察》

新型コロナウイルスの感染拡大の影響から、令和2年度の6件から更に減少し、0件となった。令和2年度同様に健診の事後指導において、対象者の多くが、訪問指導を希望しないことが大きい。健診受診直後の健康づくりへの意識が高い時期に介入することで、受診行動に結びつきやすいことが明らかになっている。そのため、特定健診において連続でパニック値に該当している者や、コントロール不良者などには、特に訪問指導や健康相談等の対面指導を提案するなど指導方法の検討が必要である。

7. 特定健康診査（健康診査）・特定保健指導

(1) 特定健康診査（健康診査）

根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律（特定健康診査（健康診査）） 健康増進法第19条の2（健康診査）
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値	(現状値) → (目標) ・ 特定健康診査の実施の割合 34.2% → 60.0% ・ 特定保健指導の実施の割合 13.9% → 60.0%

《目 的》

平成20年4月から、「高齢者の医療の確保に関する法律」により医療保険者（国民健康保険、協会けんぽ、共済組合等）に、40～74歳の被保険者・被扶養者を対象とした健康診査（特定健康診査）と保健指導（特定保健指導）の実施が義務付けられ、これまでの健康診査の目的である個々の病気の早期発見・早期治療から、メタボリックシンドロームに着目した健康診査となった。生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積が原因となっていることが多いことから、メタボリックシンドロームに該当する方とその予備群の方について、運動や食生活等の生活習慣を見直すサポートを行うことにより、生活習慣病の予防につなげることを目的としている。

令和2年4月から、後期高齢者医療制度の健康診査の質問票に、フレイル等の高齢者の特性を把握することを目的として「後期高齢者の質問票」が導入された。

《内 容》

①対象者

- ア 特定健康診査：40～74歳の佐倉市国民健康保険被保険者
- イ 健康診査：佐倉市の後期高齢者医療被保険者

②実施方法

- ア 集団健診（7月2日～令和4年3月10日、市内7会場延べ31日間）
検診事業者に委託し、大腸がん検診・胸部レントゲン検診・肝炎ウイルス検診と併せて実施
（新型コロナウイルス感染症の状況から、3密を避けるため完全予約制で実施）
- イ 個別健診（6月1日～12月10日、市内39協力医療機関）

③周知方法

- ア 個人通知 佐倉市検診受診券および案内文等送付
特定健康診査：令和3年4月1日現在、佐倉市国民健康保険に資格を有しかつ40～74歳（年齢の基準日は令和4年3月31日）の者
健康診査：前年度に市の各種健（検）診を受診している佐倉市の後期高齢者医療被保険者
- イ 「こうほう佐倉」、ホームページ等に掲載、健康保険証更新時に案内文を同封、市内協力医療機関・地区掲示板・9月に市民ギャラリーにポスター掲示等により周知啓発を実施

④健診項目

- ア 基本的な検査項目（全ての対象者が受診する項目）
身体測定（身長、体重、腹囲測定）※75歳以上のかたには、腹囲測定は実施しない
血圧測定・問診・診察・尿検査（糖・蛋白）
血液検査（肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・腎機能検査）

イ 詳細な健診項目（特定の対象者が受診する項目）

心電図・眼底検査基準

血圧が収縮期血圧140mmHg以上または拡張期血圧90mmHg以上に該当し、医師が必要と判断した者（心電図のみ不整脈が疑われる場合も含む）

ただし、個別健診について、眼底検査は受診勧奨とする。

貧血検査基準

既往歴および自覚症状

⑤受診者の費用負担

集団健診1,000円、個別健診2,000円。70歳以上と後期高齢者医療被保険者は無料、市民税非課税世帯は申請により無料

《実 績》

① 健康診査等実施計画における目標と実績の推移

	第二期	第三期			
	29年度 (法定)	30年度 (法定)	令和元年度 (法定)	令和2年度 (法定)	令和3年度 (暫定)
特定健康診査 目標受診率	60%	34%	36%	38%	40%
実績値	34.2%	35.7%	35.6%	25.3%	28.7%
特定保健指導 目標実施率	60%	30%	35%	40%	45%
実績値	13.9%	19.0%	14.4%	19.9%	—

※目標受診率及び目標実施率は、実施計画（5年間）で設定

② 特定健康診査（国民健康保険）健診方法別受診状況推移

年度	対象者数（人）	健診方法	受診者数（人）	受診率（％）	健診方法割合（％）
29年度	31,093	集団健診	5,705	18.3	53.7
		個別健診	3,568	11.5	33.6
(法定報告値)		人間ドック等	1,350	4.3	12.7
		合計	10,623	34.2	100.0
30年度	29,823	集団健診	5,683	19.1	53.4
		個別健診	3,583	12.0	33.6
(法定報告値)		人間ドック等	1,383	4.6	13.0
		合計	10,649	35.7	100.0
令和元年度	28,980	集団健診	5,342	18.4	51.7
		個別健診	3,535	12.2	34.2
(法定報告値)		人間ドック等	1,446	5.0	14.0
		合計	10,323	35.6	100.0
令和2年度	28,691	集団健診	2,252	7.8	31.0
		個別健診	3,851	13.4	53.1
(法定報告値)		人間ドック等	1,153	4.0	15.9
		合計	7,256	25.3	100.0
令和3年度	32,038	集団健診	3,854	12.0	42.0
		個別健診	4,057	12.7	44.2
(概算数値)		人間ドック等	1,273	4.0	13.9
		合計	9,184	28.7	100.0

※令和3年度 概算数値 出典「国庫負担金実績報告書」より

③令和3年度未受診者勧奨

1. 対象者

- ① 不定期受診者（過去3年間で1回もしくは2回特定健診を受診している者）
- ② 3年以上の長期未受診者
- ③ 40歳になる者

2. 勧奨方法

はがきによる個別通知

※対象者を過去の受診、医療情報、問診の回答内容から6つのグループに分類し、それぞれのグループに合わせた勧奨内容とした。

※対象者①は令和3年10月4日発送、対象者②③は令和4年1月12日発送。

3. 勧奨結果（カテゴリー別受診率）

対象者のカテゴリー	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（％）
①	5,238	1,356	25.9
②	2,990	121	4.0
③	222	13	5.9
合計	8,450	1,490	17.6

※発送日から3日以後の受診について、受診者数として計上した。

④健康診査（後期高齢者医療）健診方法別受診状況推移

年度	対象者数（人）	健診方法	受診者数（人）	受診率（％）	健診方法割合（％）
29年度	20,527	集団健診	1,552	7.6	25.6
		個別健診	4,176	20.3	68.8
		人間ドック等	346	1.6	5.7
		合計	6,074	27.9	100.0
30年度	21,900	集団健診	1,711	7.8	27.1
		個別健診	4,202	19.2	66.5
		人間ドック等	404	1.8	6.4
		合計	6,317	27.0	100.0
令和元年度	23,350	集団健診	1,790	7.6	25.9
		個別健診	4,665	20.0	67.5
		人間ドック等	453	1.9	6.6
		合計	6,908	27.6	100.0
令和2年度	24,415	集団健診	690	2.8	11.7
		個別健診	4,860	19.9	82.1
		人間ドック等	371	1.5	6.3
		合計	5,921	22.7	100.0
令和3年度	25,224	集団健診	971	3.8	15.4
		個別健診	4,850	19.2	76.7
		人間ドック等	501	2.0	7.9
		合計	6,322	25.0	100.0

※令和3年度分から、受診率の合計に、人間ドック等の受診者数も含めた。

《考 察》

『佐倉市国民健康保険第三期特定健康診査等実施計画』（平成30～35年度 6か年計画）で国の目標値の受診率60%を目指し、市の目標値を設定している。

新型コロナウイルス感染症の感染状況から、前年度に引き続き、集団検診においては予約制にして実施した。健診の回数は、前年度の21日間から31日間に拡大、健診の期間を7月から3月までに延長し

た。その結果、集団健診の受診率は、前年度より増加している。

未受診勧奨対象者については、対象者の分析の結果、過去3年未受診者と令和2年度受診者を中心とした不定期受診者、40歳を含めた受診勧奨とした。勧奨後は、集団健診の予約方法についての問い合わせも多くみられた。今後は、予約方法について、対象者の年齢に合わせたわかりやすい内容での周知が必要と思われる。

令和3年度より、後期高齢者の健康維持・フレイル予防を目的として「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の事業」を開始し、後期高齢者医療の健康診査の質問票の内容をフレイルの状態把握などに活用している。

(2) 特定保健指導(保健指導)

根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律(特定保健指導) 健康増進法第19条の2(保健指導)
健康さくら21(第2次) 【改訂版】目標値	(現状値) → (目標) ・ 特定保健指導の実施の割合 13.9% → 60.0%

《目 的》

特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに、健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とする。
(厚生労働省「特定健康診査基本指針」から引用)

《内 容》

①保健指導対象者

特定健康診査(健康診査)の結果、腹囲が85cm以上である男性又は腹囲が90cm以上である女性、腹囲が85cm未満である男性又は腹囲が90cm未満である女性であってBMIが25以上の者のうち、次の(1)～(3)いずれかに該当する者(高血圧症、脂質異常症又は糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者を除く)とする。

- (1) 血圧 収縮期130mmHg以上又は拡張期85mmHg以上
- (2) 脂質 中性脂肪150mg/dl以上又はHDLコレステロール40mg/dl未満
- (3) 血糖 空腹時血糖値が100mg/dl以上又はHbA1c(NGSP)が5.6%以上

内臓脂肪の程度と保有するリスクの数に着目し、リスクの高さや年齢に応じ、レベル別(動機付け支援・積極的支援)に保健指導を行う対象者を選定(階層化)する。

図1. 特定保健指導の対象者(階層化)

腹 囲	追加リスク			喫煙歴	対 象	
	①血圧	②脂質	③血糖		40～64歳	65～74歳
男性 85cm以上 女性 90cm以上	2つ以上該当				積極的支援	動機付け支援
	1つ該当			あり なし		
上記以外でBMI 25以上	3つ該当				積極的支援	動機付け支援
	2つ該当			あり なし		
	1つ該当					

(注) 喫煙歴の斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する。

※第三期特定健診等実施計画(2018年度以降)が開始となり、積極的支援対象者に対して、新たな支援方法が位置付けられた。

●2年連続して積極的支援に該当した者への2年目の特定保健指導

2年連続して積極的支援に該当した対象者のうち、1年目に比べ2年目の状態が改善している者については、2年目の特定保健指導は、動機付け支援相当(初回面接と実績評価は必須だが、その間の必要に

応じた支援は180ポイント未満でよい)の支援を実施した場合であっても、特定保健指導を実施したこととなる。

対象者は、1年目に積極的支援の対象者に該当し、かつ積極的支援(3ヶ月以上の継続的な支援の実施を含む)を終了した者であって、2年目も積極的支援対象者に該当し、1年目に比べ2年目の状態が改善している者のみである。なお、2年目に動機付け支援相当の支援を実施し、3年目も積極的支援に該当した者は、3年目は動機付け支援相当の支援の対象にはならない。

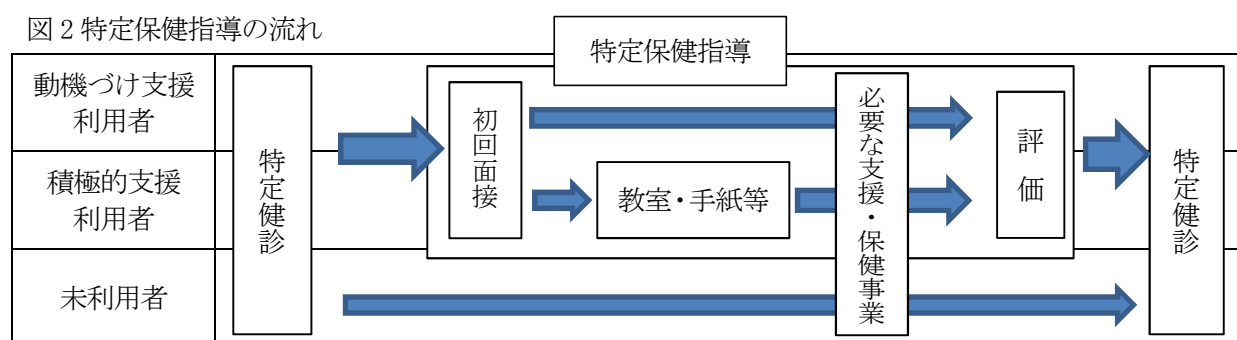
また、状態が改善している者とは、特定健康診査の結果において、1年目と比べて2年目の腹囲及び体重の値が次のとおり一定程度減少していると認められる者とする。

BMI<30	腹囲1.0cm以上かつ体重1.0kg以上減少している者
BMI≥30	腹囲2.0cm以上かつ体重2.0kg以上減少している者

②特定保健指導の流れ

流れは、図2のとおり、初回面接を対象者に実施した後、積極的支援は手紙や電話の個別支援、教室参加と手紙や電話などによるグループ支援など3カ月以上の支援と初回面接完了日から3か月後の評価、動機づけ支援は、初回面接と3か月後の評価を実施した。

図2 特定保健指導の流れ



③初回面接

・対象者

国民健康保険加入者で特定健診の結果、特定保健指導(動機づけ支援・積極的支援)の対象となった者及び生活保護者で健診結果、保健指導(動機づけ支援・積極的支援)の対象となった者

・支援形態・回数

分割実施型 52回 / 個別支援型 50回(本人希望日による個別 8回含む) / 訪問型 0回
(新型コロナウイルス感染拡大防止のため、グループ支援型は実施せず)

・方法

〈分割実施型〉

ア) 初回面接1回目

特定健診受診当日に、腹囲・体重、血圧、喫煙歴等の状況から特定保健指導の対象者と見込まれる者に対して、把握できる情報(腹囲・体重、血圧、問診票の質問項目(服薬状況)の回答等)をもとに、説明を行った後、自らの生活習慣についてチェックシートを用いて振り返り、今後の行動目標・計画を暫定的に設定する。

イ) 初回面接2回目

全ての検査結果が揃った後に、本人に電話等を用いて相談しつつ、今後の行動目標・計画の設定を

完成させる。

※初回面接を分割して実施する場合の初回面接2回目は、初回面接1回目の実施後、遅くとも3ヶ月以内に実施する。

〈グループ支援型／個別支援型（本人希望日による個別も含む）／訪問型〉

健診結果の説明を行った後、自らの生活習慣についてチェックシートを用いて振り返り、今後の行動目標・計画を設定する。

・周知方法

対象者に個別通知及び電話勧奨

④積極的支援の継続的な支援

・対象者

国民健康保険加入者で特定健診の結果、特定保健指導(積極的支援)の対象となった者及び生活保護者で健診結果、保健指導(積極的支援)の対象となった者

・方 法

ア) スリムアップサポート 教室併用型

メタボリックシンドローム予防のための「知って得する食事教室」5コース及び「運動習慣づくり教室」2課・3コース、佐倉市オリジナル体操体験会6コースを併用し、参加者の状況に合わせて、グループ支援、個別支援、電話支援を組み合わせ、支援A(積極的関与タイプ)の方法で160ポイント以上、支援B(励ましタイプ)の方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上又は支援A(積極的関与タイプ)のみの方法で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

イ) スリムアップサポート 個別面接型

参加者の状況に合わせて、個別支援と電話支援を組み合わせ、積極的支援Aの方法で160ポイント以上、支援Bの方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上又は支援A(積極的関与タイプ)のみの方法で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

ウ) スリムアップサポート 通信型

参加者の状況に合わせて、手紙支援と電話支援を組み合わせ、積極的支援Aの方法で160ポイント以上、支援Bの方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上又は支援A(積極的関与タイプ)のみの方法で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

・周知方法

初回面接時に勧奨。

⑤終了時評価

・対象者

初回面接の参加者

・方 法

初回面接の参加者には、「振り返りシート」を送付し、参加者が自ら振り返り、返送してもらう。それについて保健師または管理栄養士による評価（設定された行動目標が達成されているかどうか及び身体状況、生活習慣の変化が見られたかどうか等）を行い、「振り返りシートに関するアドバイス票」を作成し送付する。

※第三期特定健診等実施計画（2018年度以降）が開始となり、特定保健指導の実績評価(終了)の期間

が3か月に短縮された。

《実 績》

① 特定健診・特定保健指導受診率の推移 【法定報告】

項目	年度	29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度
特定健康診査 対象者数 (人)		31,093	29,823	28,980	28,691	(32,038)
受診者数 (人)		10,623	10,649	10,323	7,256	(9,184)
受診率 (%)		34.2	35.7	35.6	25.3	(28.7)
特定保健指導 対象者数 (人)		1,243	1,250	1,264	920	(1,032)
終了者数 (人)		173	237	182	183	－
実施率 (%)		13.9	19.0	14.4	19.9	－
再 掲	動機づけ支援 対象者数 (人)	1,071	1,082	1,105	789	(866)
	利用者数 (人)	160	242	178	187	(208)
	終了者数 (人)	157	225	177	170	－
	実施率 (%)	14.7	20.8	16.0	21.5	－
	積極的支援 対象者数 (人)	172	168	159	131	(166)
	利用者数 (人)	20	22	14	19	(20)
	終了者数 (人)	16	12	5	13	－
	実施率 (%)	9.3	7.1	3.1	9.9	－

※特定保健指導は、動機づけ支援・積極的支援・動機付け支援相当のいずれの場合でも、初回面接から3か月経過後に、行動変容の状況等の実績評価を実施することが可能となることから、令和3年度の終了時評価が完了できるのは、令和4年8月末となる。このため、令和3年度の実績は特定健康診査(集団・個別)の概算数を掲載しているので、法定報告数の確認後、変更する。

※法定報告は、厚生労働省の規定により、保険者が支払基金に対して毎年度、当該年度の末日における特定健康診査等の実施状況に関する結果として、厚生労働大臣が定める事項を報告するもの。

《考 察》

平成30年度より第三期特定健診等実施計画（2018年度以降）が開始となり、平成30年度は実施率が増加したが、令和元年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け減少となった。令和2年度は特定健診受診者が減少し、対象者数も減少したが利用者が微増したことで実施率は増加した。

令和3年度の集団健診は7月から3月までと実施期間を延長したが、新型コロナウイルス感染症の流行前のように健診受診者数や特定保健指導対象者数は戻っていない。しかし、健康アドバイス会や分割実施での初回面接の利用者を若干ではあるが増加することができたため、現時点での利用率は24.0%(対象者1,032人/利用者228人)となっている。

初回面接の分割実施は、集団健診が1日での実施となり特定保健指導も半日から1日での実施に拡大し対応した。健診の当日は特定保健指導の対象と見込まれる264人中85人(32.2%)に初回面接1回目を実施しており、健診結果送付後このうち77人に初回面接2回目を実施することができた。特定保健指導利用者全体の33.8%を占めている。健診受診当日の初回面接の実施は、健康意識が高まっている時に働きかけることができるので今後も実施していく。

健康アドバイス会は、新型コロナウイルス感染症対策のため、すべて個別支援型で実施し安心して利用できるように配慮したが、今後も感染対策に留意しつつ特定保健指導の利用率の向上のため、実施方法等について検討を継続したい。

(3) 糖尿病性腎症重症化予防事業

根拠法令等	健康増進法第17条、第19条2
健康さくら21（第2次） 目標値【改訂版】	(現状値) → (目標) ・糖尿病治療継続者の割合 80.0% → 95.0%

《目 的》

糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関の未受診者・受診中断者について関係機関からの適切な受診勧奨、保健指導を行うことにより治療に結びつけるとともに、糖尿病性腎症等で通院する患者のうち、重症化するリスクの高い者に対して主治医の判断により保健指導対象者を選定し、腎不全、人工透析への移行を防止することを目的とする。

（厚生労働省「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」より引用）

(1) 個別支援

《内 容》

① 対象者

糖尿病性腎症第3期に該当するかたを対象とする。

特定健診の結果、空腹時血糖値が126mg/dl以上又はHbA1c6.5%以上であり、かつ、尿蛋白＋以上のかたを対象とする。

② 実施方法

糖尿病性腎症重症化予防事業実施手順に基づいて実施。

1) 特定健診の結果から、本事業対象者を抽出する。

2) 対象者に事業の案内を送付し、現在の受診状況・治療状況・医師からの指示・指導希望の有無を返信してもらう。指導の希望があった者に対し保健指導を行う。（指導希望のない場合でも、必要時介入）

3) 概ね6か月間を目安として、電話、面接、訪問、手紙等による継続した支援を行い、糖尿病の悪化、腎機能低下を防ぐ。

4) 6か月間の支援から更に6か月後を目安に、適切な医療受診や糖尿病予防、腎機能低下予防に基づいた生活が継続できているかを評価する。また、健診の受診についても勧奨を行う。

③ 周知方法

集団健診は、受診後約2か月後以内（結果発送後2週間後までに）個別健診は、受診後2～3か月後までに通知文を発送する。

《実 績》

① 年度別実績

		集団健診受診者		個別健診受診者		合計
		男	女	男	女	
R元年度	対象者数	26	7	21	12	66
	支援実施数	26	7	21	12	66
R2年度	対象者数	11	3	21	5	40
	支援実施数	11	3	21	5	40
R3年度	対象者数	18	2	13	11	44
	支援実施数	18	2	13	11	44

② 服薬状況

服薬（糖尿病の薬）の状況	服薬あり	服薬なし	計
集団健診受診者	11	9	20
個別健診受診者	13	11	24
合計	24	20	44

③ 対象者の特定健診での糖代謝項目の状況

HbA1c (%)	6%	7%	8%	9%	10%以上	計
集団健診受診者	11	5	1	3	0	20
個別健診受診者	11	12	1	0	0	24
合計	22	17	2	3	0	44

④ 対象者の特定健診での腎機能の状況

eGFR	90 以上 G1	60～89 G2	45～59 G3a	30～44 G3b	15～29 G4	15 以下 G5	計
集団健診受診者	0	15	4	1	0	0	20
個別健診受診者	1	11	7	4	1	0	24
合計	1	26	11	5	1	0	44

⑤ 支援実施状況（令和4年5月31日現在）

支援内容	延べ件数
家庭訪問	1
面接指導	11
電話による支援	46
手紙による支援	42
教室等への参加	0
その他	6
合計	106

⑥ 講演会

1. 演題：慢性腎臓病（CKD）予防講演会
2. 日時：令和3年11月15日（月）
3. 会場：健康管理センター
4. 講師：聖隷佐倉市民病院 腎臓内科 藤井 隆之医師
5. 周知方法：個別通知
 令和2年度佐倉市特定健診受診者で下記に該当するもの
 - ・尿蛋白+以上
 - ・尿蛋白±で血圧判定もしくは血糖判定が保健指導判定値以上
 令和2年度佐倉市国民健康保険人間ドック助成交付者で下記に該当するもの
 - ・尿蛋白+以上
 - ・尿蛋白±で血圧判定もしくは血糖判定が特定健診結果判定値で受診勧奨値
6. 参加者：予約者37名、来所者34名（定員30名）

《考 察》

今年度より、主治医宛ての文書を作成し、千葉県重症化予防プログラムの周知を図った。腎臓病専門医へ紹介についてのフロー図を同封したことで、主治医から腎臓病専門医のいる医療機関につながったケースがあった。

令和2年度より、対象者に通知文と併せて治療状況と指導希望の有無を返信してもらう方式としている。令和2年度と同様に、「主治医の治療で十分であるため指導を希望しない」と回答する者が多かった。特に、糖尿病で受診をしている者は、指導希望が無い傾向にある。ハイリスク者で希望しないと回答した者には電話でアプローチをし、支援が開始されたケースがあったため、今後も継続していきたい。また、糖尿病未治療者のうち、糖尿病で定期受診し内服の対象とならない者は、糖尿病性腎症への認識が低く、支援を希望しない傾向が強い。連続で事業の対象になっている対象者もいるため、糖尿病性腎症についての意識づけのために、通知内容の見直しを行う必要がある。

2年ぶりに開催した慢性腎臓病予防講演会は、定員以上の申し込みがあり、自身の腎機能を意識してもらう良い機会になった。「受診できる医療機関を知りたい」等の質問が多く出ており、受診に繋がるケースがあると考えられる。今後も新型コロナウイルスの感染対策を取りながら、開催していきたい。

8. こころの健康づくり

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 46 条（正しい知識の普及） 自殺対策基本法、自殺総合対策大綱
健康さくら 21 (第 2 次) 目標値	(市の現状)→(目標) ・気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている人の割合 成人 11.2%→減少 ・ストレスを解消できている人の割合 成人 62.6%→70.0% 中・高校生 54.7%→70.0% ・睡眠による休養が十分とれていない人の割合 成人 18.0%→15.0% ・一生のうちにうつ病になる頻度を知っている人の割合 成人 59.2%→70.0% ・自殺者の減少（人口 10 万人当たり） 15.61 人→13.01 人

（１）精神科医によるこころの健康相談

《目 的》

市民に対し、こころの健康に対する関心や正しい知識の普及・啓発を行い、こころの問題や病気で悩みを抱えた本人や家族が、身近な場所で専門医に相談することにより、適切に対処できることを目的とする。

《内 容》

- ①対 象 者 「眠れない」「イライラする」「気分の落ち込み」「自殺について考えてしまう」など、こころの悩みや不安がある者
- ②方 法 健康管理センター、西部保健センター、南部保健センターを会場に、精神科医師による個別相談を実施する。
- ③内 容 年 6 回、予約制、定員は 1 回 4 人、相談時間は 1 人あたり 30 分以内
電話予約時に保健師による事前問診をとる。相談には保健師が同席し、利用できる制度の紹介など必要に応じて継続支援を実施する。
- ④周知方法 広報、ホームページに掲載、チラシの配布

《実 績》

①会場別実績

会場 年度	健康管理センター		西部保健センター		南部保健センター		合計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
平成 30 年度	2	7	2	2	2	3	6	12
令和元年度	2	5	1	2	2	5	5	12
令和 2 年度	1	4	1	1	2	3	4	8
令和 3 年度	1	1	1	1	2	8	4	10

*令和 3 年度 6 回を予定していたが、1 回予約者なし、1 回医師との調整で中止

②相談対象者の年齢

内訳	20歳未満	20～39歳	40～64歳	65歳以上	計
人数	1	2	6	1	10

③相談対象者・来所者の内訳

内訳	相談対象者		当日の来所状況（件数）				
	男	女	合計	本人のみ	本人と家族	家族のみ	その他
人数	3	7	10	5	1	4	0

④主な相談内容（複数選択あり）

内訳	健康問題 (再掲) 治療中の 精神疾患の 相談	家族 問題	経済・ 生活問題	勤労 問題	母子支援 ケース	その他 (対人関係等)
人数	7	2	1	0	0	1

⑤継続支援の有無

	有	無
人数	3	7

⑥相談内容連絡票・うつ病連携パス発行数

	相談内容連絡票	うつ病連携パス
発行数	2	0

《考 察》

相談内容では健康問題が一番多く、相談者の中で医療機関受診が必要であり、書面での申し送りがあった方が有効と思われる場合には、相談内容連絡票を発行している。この連絡票を利用することにより、本人が受診の必要性を理解し、確実に精神科への受診につながっている。新型コロナウイルス感染拡大による相談者の増加はなく、横ばいであった。こころの健康相談は身近な場所で、無料で医師に相談ができる場であるため、更に周知を図り多くの方に利用してもらうことで、市民のこころの健康づくりを進めていきたい。

(2) カウンセラーによるこころの健康相談

《目 的》

市民に対し、こころの健康に対する関心や正しい知識の普及・啓発を行い、こころの問題や病気で悩みを抱えた本人や家族が、身近な場所で臨床心理士等に相談することにより、適切に対処できることを目的とする。

《内 容》

- ①対 象 者 職場や家庭での人間関係やストレスのコントロール方法、大切な人を自死で亡くし落ち込んでいる等のこころの悩みや不安がある者

- ②方 法 健康管理センター、西部保健センターを会場に、臨床心理士による個別相談を実施する。
- ③内 容 年 6 回、予約制、定員は 1 回 4 人、相談時間は 1 人あたり 30 分以内
電話予約時に保健師による事前問診をとる。相談には保健師が同席し、利用できる制度の紹介など必要に応じて継続支援を実施する。
- ④周知方法 広報、ホームページに掲載、チラシの配布

《実 績》

①会場別実績

会場 年度	健康管理センター		西部保健センター		合計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数
平成 30 年度	3	10	3	7	6	17
令和元年度	3	8	3	6	6	14
令和 2 年度	3	11	2	4	5	15
令和 3 年度	3	9	3	6	6	15

②相談対象者の年齢

内訳	20 歳未満	20～39 歳	40～64 歳	65 歳以上
人数	0	6	7	2

③相談対象者・来所者の内訳

内訳	相談対象者		当日の来所状況（件数）			
	男	女	合計	本人のみ	本人と家族	家族
人数	3	12	15	14	1	0

④主な相談内容（複数選択あり）

内訳	健康問題 (再掲) 治療 中の 精神 疾患の相談	家族 問題	経済・ 生活問題	勤労 問題	母子支援 ケース	その他
人数	8 2	8	0	1	4	1

⑤継続支援の有無

	有	無
人数	4	11

⑥相談内容連絡票発行数

	相談内容連絡票
発行数	0

《考 察》

カウンセラーによるこころの健康相談は、新型コロナウイルス感染拡大による相談者数の大きな増減はなかった。カウンセラー相談でも健康問題を抱えた人が一番多く、次いで家族問題となっている。相談者の中には、相談内容から自ら医師の相談ではなく、カウンセラー相談を希望する人もおり、カウンセラーと医師の両方の相談を設け、どちらかを選べる体制になっていることで、相談しやすい状況となっている。また他課からの紹介での利用があり、他課との連携ができています。

(3) 千葉県地域自殺対策強化事業

《目 的》

国からの「地域自殺対策強化交付金」を財源とする「千葉県地域自殺対策強化事業費補助金」を活用し、地域の実情に応じた事業を実施し、地域における自殺対策の強化を図る。

《実 績》

※参加者数は「2. 健康教育」に再掲あり

事業名	こころサポーター（ゲートキーパー）養成研修		
目 的	自殺のサインに気づき、見守り、必要な支援へつなぐことができるように「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成する。		
対 象	市民向け（高齢者）	市民向け （思春期の子の保護者等）	市役所職員
講 師	公認心理士 田口 学氏	公認心理士 田口 学氏	公認心理士 田口 学氏
日 時	令和3年10月14日 13:25～15:15	令和3年12月5日 13:30～15:10	令和4年1月28日 14:00～16:00
参加者数	63人	26人	19人
会 場	中央公民館（市民カレッジ生）	健康管理センター	Zoomによるオンライン開催

《考 察》

ゲートキーパー養成研修は佐倉市自殺対策計画の重点施策に基づき、対象者を決めているが、その中で高齢者向けに実施をしている。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年の国全体における若年層の自殺者数が増加したことから、市民向け研修として、思春期の子をもつ保護者等に向けての研修を実施した。また、新型コロナウイルス感染症の蔓延状況を鑑み、職員向けはオンラインで実施している。どの研修も、新型コロナウイルス感染症による心理面の影響等を含めた内容で実施することができた。若年層の自殺対策は国を挙げての取り組みとなっているため、今後は教育委員会と連携し、より多くの教職員に研修を受けてもらえるような体制づくりを構築していきたい。

《実 績》

※参加者数は「2. 健康教育」に再掲あり

事業名	こころの健康づくり講演会
内 容	講演 ぐっすり眠って、こころとからだをリフレッシュ
講 師	日本医科大学千葉北総病院 公認心理師・臨床心理士 土居 照代氏
日 時	令和4年3月1日～3月8日
会 場	YouTubeによるオンライン開催

参加者数	49 人
視聴回数	127 回

《考 察》

広くこころの健康づくりを進めるため、毎年講演会を実施している。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、集客での来場型ではなく、YouTube 配信を用いたオンライン開催を行った。アンケートの結果では、「聞き逃した所を再度視聴できること」「期間中好きな時に見られる」ことなど、肯定的な反応があった。また、周知の方法は、小学校の保護者へチラシの配布や、佐倉市 LINE を活用したため、若い世代の参加も多かった。今後も市民が受講しやすいよう、オンラインでの開催も継続しつつ、同時にオンラインでは受講できない方に向けた従来どおりの講演会も検討していきたい。

(4) 佐倉市自殺対策庁内連絡会議

《目 的》

自殺はその背景に、失業、多重債務、介護等の社会的な要因があることをふまえ、従来からの精神保健的観点だけでなく、社会的要因に対する対策も含めて、総合的に取り組む必要がある。

そこで、職員が市民の自殺の兆候に気付き、適切な専門家に繋げることができるように関係課による連絡会議を開催する。

《内 容》

出席者	こころの悩みを抱えた方や自殺ハイリスク者との関わりが予想される 16 課・1 関係機関。健康推進課、企画政策課、市民課、健康保険課、自治人権推進課、債券管理課、高齢者福祉課、社会福祉課、子ども保育課、子ども家庭課、子ども政策課、母子保健課、指導課、社会教育課、人事課、産業振興課、社会福祉協議会
開催日	令和 3 年 10 月 26 日（火）13:30～15:30
内 容	・ 佐倉市自殺対策計画、自殺の現状と取り組みについて ・ 自殺対策計画に基づいた各課の取組について

《考 察》

自殺対策計画に基づき各課の取組について発表をし、自殺対策計画における各課の役割を再認識し共有することができた。新型コロナウイルス感染症により、活動などが制限されるなかでの課題と、今後の動きについても共有することができている。今後も、社会情勢の変化を見極めながら、適切な時期に適切な支援を実施できるように、庁内だけではなく外部の関連機関等との連携を図りながら自殺対策を推進していきたい。

(5) 普及啓発活動

時 期	実施内容
令和 3 年 5 月～ 令和 4 年 3 月	・ 「こころの健康相談」のリーフレットの裏面に相談先の一覧を載せたものを市役所関係課や社会福祉協議会、公共施設、イオンタウンユーカリが丘など 28 か所に配布

令和3年 9月10日～16日 自殺予防週間 (9月1か月間実施)	・自殺予防週間ポスターの掲示を市内公共施設、商工会議所22か所に依頼 ・「こころの相談先、ストレス度チェックについて掲載をしたチラシ」を市内公共施設など18か所に配布 ・各保健センター、市役所にのぼり旗設置 ・図書館3施設にポスター掲示、佐倉南図書館で啓発コーナーに関連図書の展示 ・JR佐倉駅市民まちづくりギャラリーで啓発展示を実施 ・広報…自殺予防週間について掲載 ・ホームページ…自殺予防週間の特集記事や、心の相談先を掲載
令和4年3月 自殺対策強化月間 (3月1か月間実施)	・市役所1階ロビーに啓発コーナー設置（ポスター、パネル、リーフレット、のぼり旗の展示） ・図書館にポスター掲示、佐倉南図書館・志津図書館で啓発コーナーに関連図書を展示 ・JR佐倉駅まちづくり市民ギャラリーにて啓発 ・自殺対策強化月間ポスター掲示を市内公共施設9か所に依頼 ・「こころの相談先、ストレス度チェックについて掲載をしたチラシ」を市内公共施設、商工会議所など32か所に配布 ・広報…自殺対策強化月間について掲載 ・ホームページ…自殺対策強化月間の特集記事や、心の相談先を掲載

《考 察》

自殺予防の普及啓発を図るため、自殺予防週間・自殺対策強化月間では、ポスター掲示に加え、相談先やストレス度チェックについて掲載したチラシを作成し、各所に配布した。また、3月のJR市民ギャラリーでの展示では、こころの健康について、「睡眠」と「朝食摂取」についての内容の展示を行った。令和3年は、全国的に令和2年より自殺者数は減っているが、新型コロナウイルスの影響に伴う情勢の変化などから、今後の自殺者数の変動がある可能性がある。今後も社会情勢をふまえ、タイムリーな周知啓発を行っていく。また、自殺対策計画の中では、「自殺予防週間・自殺対策強化月間について認識している市民の割合」を増やすことが目標の一つとなっているため、新たな周知啓発方法を検討し、認知度を高めていきたい。

VI 市民の健康

1. 歯科保健啓発事業

根拠法令等	佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例		
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・よくかんで食べる人の割合	小中高生	31.3% → 50.0%
		60 歳代	30.1% → 90.0%
	・6024 達成者の割合		70.1% → 80.0%
	・8020 達成者の割合		53.3% → 60.0%
	・定期歯科健診を受けている人の割合	20 歳以上	42.1% → 65.0%

(1) 歯ッピーかみんぐフェア（むし歯予防大会）

《目 的》

佐倉市民の口腔衛生知識の啓発普及、及び口腔疾患予防の推進を目的とする。

《内 容》

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

《実 績》

年度	参加人数（延べ）
29	954
30	1,113
元	1,027
2	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
3	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(2) よい歯のコンクール

《目 的》

歯の健康が優れているかたを表彰することにより、市民が生涯にわたって自分の歯で食べられるよう、歯科疾患予防の正しい知識を普及啓発することを目的とする。

《内 容》

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

《実 績》

年度	高齢者の部（人）	親子の部（組）	標語の部（作品数）
29	10	24	4
30	15	26	2
元	8	25	2
2	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		4
3	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		

《考 察》

令和 3 年度は、令和 2 年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止のため歯ッピーかみんぐフェアとよい歯のコンクールともに開催を中止した。今後も歯科医師会とともに 8020 運動や歯と口の健康づくりの知識の普及啓発のために開催方法や実施内容について検討していきたい。

2. 市民公開講座

根拠法令等	健康増進法、「健康日本 21」、「健やか親子 21」																
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	[こころの健康づくり] ・ストレスを解消できている人の割合 <table border="0"> <tr> <td>成人</td> <td>62.6% → 70.0%</td> </tr> <tr> <td>中・高生</td> <td>54.7% → 70.0%</td> </tr> </table> [生活習慣病]（がん検診の項目） ・がん検診の受診者の割合 <table border="0"> <tr> <td>子宮頸がん</td> <td>5.1% → 50.0%</td> </tr> <tr> <td>乳がん</td> <td>11.4% → 50.0%</td> </tr> <tr> <td>胃がん</td> <td>12.0% → 50.0%</td> </tr> <tr> <td>肺がん</td> <td>16.6% → 50.0%</td> </tr> <tr> <td>大腸がん</td> <td>15.2% → 50.0%</td> </tr> </table> [妊娠・出産・周産期] ・市もしくは病院のマタニティクラスを受講した人の割合 78.3% → 増加傾向へ [歯と口腔] ・定期歯科健診を受けている人の割合 <table border="0"> <tr> <td>20 歳以上</td> <td>42.1% → 65.0%</td> </tr> </table>	成人	62.6% → 70.0%	中・高生	54.7% → 70.0%	子宮頸がん	5.1% → 50.0%	乳がん	11.4% → 50.0%	胃がん	12.0% → 50.0%	肺がん	16.6% → 50.0%	大腸がん	15.2% → 50.0%	20 歳以上	42.1% → 65.0%
成人	62.6% → 70.0%																
中・高生	54.7% → 70.0%																
子宮頸がん	5.1% → 50.0%																
乳がん	11.4% → 50.0%																
胃がん	12.0% → 50.0%																
肺がん	16.6% → 50.0%																
大腸がん	15.2% → 50.0%																
20 歳以上	42.1% → 65.0%																

《目的》

健康づくりに関する意識向上と普及啓発を図るため、ポピュレーションアプローチとして専門家による市民向けの講演を実施している。

《内 容》

- | | |
|-------|--|
| ①対 象 | 市民（制限なし） |
| ②方 法 | 業務委託（印旛市郡医師会佐倉地区・印旛郡市歯科医師会佐倉地区） |
| ③内 容 | 医師並びに歯科医師等の専門家による講演会を実施。 |
| ④周知方法 | こうほう佐倉、ポスター、チラシ、新聞折り込み、ホームページで啓発、併せて保健事業の中で紹介。 |

《実 績》

①医科一覽

年度	テーマ・内容	開催情報
29	認知症の診断と治療・ケア	2月25日（日）志津コミセン 385人
30	骨粗しょう症とはどんな病気？ ～骨折による寝たきりを防ぐためにできること～	2月24日（日）音楽ホール 620人
元	おしっこお悩み119番	2月23日（日）音楽ホール 400人
2	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止、企画なし	新型コロナウイルス感染症拡大 防止のため中止
3	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止、企画なし	新型コロナウイルス感染症拡大 防止のため中止

②歯科一覧

年度	テーマ・内容	開催情報
28	イキイキ長寿健康法・免疫力を高める方法 ～125 歳まで元気に生きる～	6 月 5 日（日）志津コミセン 314 人
29	歯を守る食事がからだを守る	6 月 11 日（日）志津公民館 120 人
30	小出監督と歯科医師から贈る豊かな未来のためにできること Ⅰ部 小出監督から学ぶ夢の実現 Ⅱ部 豊かな人生を送るための秘訣	6 月 3 日（日）志津公民館 111 人
元	大きないびき よく寝ている証拠？ 歯並びと関係？	6 月 23 日（日）志津公民館 70 人
2	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止、企画無し	新型コロナウイルス感染症拡大 防止のため中止
3	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止、企画なし	新型コロナウイルス感染症拡大 防止のため中止

《考 察》

令和 3 年度は、令和 2 年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、医科・歯科とも中止となった。

令和元年度までの医師会及び歯科医師会の講演会は、多くの市民が参加したことから、市民の健康に関する関心度の高さがうかがえる。

今後開催する講演会についても、多くの方が参加して頂ける内容を検討し実施する。

3. 食生活改善推進員事業

根拠法令等	食育基本法 第二十二條 2
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・ 肥満・やせの割合：20～60 歳代男性の肥満者 27.0% → 減少 40～60 歳代女性の肥満者 19.2% → 15.0% 20 歳代女性のやせの者 17.1% → 15.0% 40 歳代男性の肥満者 20.8% → 減少 ・ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が 1 日 2 回以上の日がほぼ毎日の人の割合 59.1% → 80.0% ・ 朝食を必ず食べる人の割合 男性：20 歳代 64.0% → 増加、30 歳代 43.8% → 増加 女性：20 歳代 71.4% → 増加、30 歳代 70.9% → 増加、40 歳代 81.6% → 増加 ・ 食事を一人で食べる子どもの割合 「朝食」：小学生 35.6% → 減少、中学生 43.7% → 減少 「夕食」：小学生 2.7% → 減少

(1) 食生活改善推進員養成講座

《目 的》

健全な食生活の普及・啓発を通じた、市民の健康づくりの自主的なボランティア活動を行う食生活改善推進員を養成することを目的に「食生活改善推進員養成講座」を開催する。

《内 容》

- ① 対象者：市民（65 歳未満）
- ② 開催時期：令和 3 年 10 月～令和 3 年 12 月 場所：健康管理センター
- ③ 周知方法：地区回覧、佐倉市のホームページに掲載、広報さくら、ポスター掲示
- ④ カリキュラム：下記のとおり

課	学習内容	時 間	講 師
1	オリエンテーション	9:15～9:35	栄養士 保健師
	佐倉市の健康状況と健康増進計画「健康さくら 21(第 2 次)」について、佐倉市の保健事業について	9:40～ 10:25	
	食生活の現状と課題、食事バランスガイドについて	10:35～11:40	栄養士
2	栄養の基礎知識、食品成分表の使い方 調理の基本、食品衛生 手洗い実習	9:30～10:50	栄養士
		10:55～11:35	〃
		11:40～11:50	〃
3	健康づくりと生活習慣病予防 歯とそしゃく、歯周病予防 高齢期からの健康づくり	9:30～10:20	保健師
		10:25～11:00	歯科衛生士
		11:10～11:50	保健師
4	生活習慣病予防の食生活について、	9:30～11:50	栄養士
5	オリエンテーション	9:30～10:00	栄養士
	佐倉市の食生活改善推進員活動について、活動 DVD 視聴	10:00～11:00	〃
	食育の推進、食育計画について	11:00～11:50	〃

《実 績》

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためカリキュラムの一部を変更して開催した。

年度・地区別参加者と修了者

(単位：人)

	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計	修了者数	修了率%
平成29年度	2	2	3	2	2	0	1	12	12	100
平成30年度	0	0	3	2	0	1	3	9	6	67
令和元年度	1	5	6	2	0	0	1	15	11	73
令和2年度										
令和3年度	0	0	2	0	0	0	1	3	3	100

(2) 食生活改善推進員研修

《目 的》

食生活改善推進員が、地域で食生活の改善や健康づくり等の地区活動を展開していく上で必要な知識・技術に関する研修を行い、推進員の資質の向上を図る。

《内 容》

- ① 対象者：食生活改善推進員
- ② 内容：年間テーマ

「健康さくら21（第2次）」の目標に向かって、地域の健康づくりと食育を推進しよう

1. 生活習慣病予防の食事を普及（主食・主菜・副菜を揃えよう）
2. ライフステージ別の食育を推進（朝食を食べる習慣をつけよう）

《実 績》

合同研修会 場所：健康管理センター

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため予定していた合同研修会はすべて中止とした。

地区研修会 場所：健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を考慮し、従来実施している研修会のうち9月のみ実施。自主研修課題報告書を2月に提出

9月 今年度の研修、地区活動、プロジェクト活動について 参加者50名（参加率74.6%）
平成30年度、令和元年度国民健康栄養調査について
適正体重について、バランスのよい食事について

2月 自主研修課題提出（野菜を使った料理、簡単朝食料理）
今後の推進員活動についてアンケートの提出 提出者57名（提出率85.0%）

プロジェクト活動 場所：健康管理センター

健康さくら21（第2次）や食育推進計画の目標達成に向けた活動を効果的に行うため、全支部から希望者を募り、プロジェクト活動を実施した。

おすすめレシピ紹介活動		志津図書館とのコラボ事業	
		美味しいブックトーク	食育推進
目的	・手をかけずに短時間でできる副菜レシピを研究し、市民に広く普及させる。	・幅広い年代層の集まる図書館とタイアップした活動を実施しながら、市民に食生活改善推進員とその活動について広く PR する。	
回数	2 回	1 回	4 回
内容・実績	・「時短レシピ」「野菜」をテーマに、調理時間がかからず、地場産物の活用や減塩を心がけたレシピを考案した。 【作成メニュー】 ツナ缶の焼きコロケ、トマトのポン酢サラダ、野菜の甘酢漬け、ミックスビーンズとひき肉の豆板醬炒め 【配布及び掲示】 ①佐倉草ぶえの丘直売所、JA 千葉みらい農産物直売所、佐倉きのこ園、弥富直売所 ②西部保健センター、南部保健センター、市役所 1 階(8 月のみ) ③チャレンジ！マイヘルスプランの参加賞と一緒にレシピを配布	・書籍紹介とその本の中に出てくる料理と作り方、ミニ食育で構成された動画を作成し YouTube で配信した。 【撮影メニュー】 上橋菜穂子 「天と地の守り人」より 「マッサル〜みそ味の肉団子〜」	・防災時の食事として備蓄しているアルファ化米を使ったレシピの作成をした。 ・テーマを決めて食育の掲示をし、テーマに関係するレシピを作成し配布した。 【作成レシピ】 楽チン朝食レシピ 4 品 しっかり朝食レシピ 2 品 【配布及び掲示】 ①志津図書館内にスペースを確保し通年掲示(3 月より) ②チャレンジ！マイヘルスプランの参加賞と一緒にレシピを配布した。

(3) 食生活改善推進員地区活動

《目的》

市民が健康で明るい生活を営むことを目的に、健全な食生活の普及・啓発を図るため、食生活改善推進員活動を推進している。食生活改善推進員が地域で食生活の改善や健康づくり等の地区活動を展開していく上での活動内容や試食・調理実習の献立に対する指導やアドバイスをを行い、食生活改善推進員活動を支援する。

《内容》

- ① 対象者：市民
- ② 方法：食生活改善推進員が 6 支部（佐倉、臼井・千代田、志津 A、志津 B、根郷・和田、弥富）に分かれ、自主的な活動と行政への支援活動を通して、各地区の実態に合わせた内容で地区活動を行う。
- ③ 場所：保健センター、自治会館、公民館等
- ④ テーマ：食生活改善推進員地区研修のテーマに準ずる

- ⑤ 周知方法：こうほう佐倉におおよそ1か月前に掲載、ポスター及びチラシの配布
- ⑥ 内容：生活習慣病予防のための普及活動、薄味習慣の定着化活動、親子の食育活動、男性料理教室、骨粗しょう症予防のための料理講習会、野菜の摂取量を増やすための料理普及等

《実 績》

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止とした。

年度別、地区別推進員数と活動状況

(単位：人)

年 度 \ 地 区		佐倉	臼井 千代田	志津		根郷	和田	弥富	合 計
				A 支部	B 支部				
29 年 度	委嘱推進員数	18	19	17	25	15	6	6	106
	活動日数(日)	6	12	7	46	14	5	8	98
	参加者延べ数	146	290	140	1069	403	100	213	2361
	活動推進員延べ数	50	50	38	142	73	24	39	416
30 年 度	委嘱推進員数	20	20	17	27	16	6	6	112
	活動日数(日)	6	10	9	42	13	6	8	94
	参加者延べ数	89	185	143	971	458	109	233	2188
	活動推進員延べ数	43	40	47	122	59	26	39	376
年 度 \ 地 区		佐倉	臼井 千代田	志津		根郷 和田	弥富	合 計	
				A 支部	B 支部				
元 年 度	委嘱推進員数	17	12	12	20	15	7	83	
	活動日数(日)	6	10	6	36	13	7	78	
	参加者延べ数	143	183	88	719	491	104	1728	
	活動推進員延べ数	51	41	35	90	51	41	309	
2 年 度	委嘱推進員数	14	14	12	20	17	7	84	
	活動日数(日)								
	参加者延べ数								
	活動推進員延べ数								
3 年 度	委嘱推進員数	10	12	9	14	15	7	67	
	活動日数(日)								
	参加者延べ数								
	活動推進員延べ数								

(※出前健康講座による活動については、2. 健康教育「出前健康講座」にも重複計上する)

《考 察》

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を配慮し、通常年6回実施していた食生活改善推進員研修は9月に1回実施し、推進員が行う地区活動については中止とした。また食生活改善推進員養成講座は試食や調理実習を中止するだけでなく全回午前だけの日程にカリキュラムを変更した。さらに新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し開催日を1か月遅らせ感染予防を徹底した教室運営で実

施した。

このように、新型コロナウイルス感染症の影響で各事業の変更や中止が続いたため、研修会についてはテーマを決めて各自が取り組む自主研修を取り入れた。また、プロジェクト活動では市内直売所、図書館等、他課・他機関との連携を取りながら行う活動を取り入れた。今後も他課・他機関等と連絡を密にとり多様な場面・方法での活動が地区活動にも広がるように引き続きサポートしていきたい。

佐倉市健康増進計画「健康さくら 21（第 2 次）」や「第 2 次佐倉市食育推進計画」に基づき、食生活に関する様々な普及啓発活動に取り組んでいけるように、推進員の養成と知識や技術の向上に努めたい。

4. その他啓発事業

根拠法令等	健康増進法、「健康日本 21」、「健やか親子 21」
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	[栄養・食生活] - 朝食を必ず食べる人の割合（新設目標） 男性：20 歳代 64.0% → 増加、30 歳代 43.8% → 増加 女性：20 歳代 71.4% → 増加、30 歳代 70.9% → 増加 40 歳代 81.6% → 増加 [身体活動・運動] - 運動を習慣化（30 分週 2 回以上もしくは週 1 回 1 時間以上）している人の割合（新設目標） 20～64 歳男性 29.0% → 36.0%、20～64 歳女性 24.3% → 33.0% 65 歳以上男性 37.4% → 58.0%、65 歳以上女性 40.1% → 48.0% [たばこ] - 受動喫煙（行政機関・医療機関）の機会を有する者の割合（新設目標） 行政機関 7.5%→ 0% 医療機関 5.3%→ 0% ・COPD を認知している人の増加（新設目標） 24.9%→ 80.0% [アルコール] - 適正飲酒量を認識している人の割合 1 合程度と答えた成人 64.9% → 100% [生活習慣病] - メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合 27.1% → 18.7%

《目 的》

個別の保健事業の対象者枠を超えた、全市民の健康づくりに関する意識向上と普及啓発を図ることを目的として、平成 24 年度に「健康さくら 21（第 2 次）」を策定し、関係所属の行事や地域行事を協働実施して計画の推進と周知を図っている。

計画の基本理念である「市民が主役～みんながつくる健やかまちづくり～」を柱に、開催年度ごとのテーマを「健康さくら 21（第 2 次）」の年度別重点活動分野と関連させることで、啓発事業として事業効果の拡大を図る。

《内 容》

「さくらスポーツフェスティバル」

・対象：市民（制限なし） ※新型コロナウイルス感染症の影響で中止

《実 績》

年度	テーマと副題	会場・開催日	参加者数
28	～今日から始める健康な生活習慣～ 「1 に運動 2 に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」	岩名運動公園 陸上競技場 10 月 10 日（月）	87 人

29	～今日から始める健康な生活習慣～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」	岩名運動公園 陸上競技場 10月9日（月）	81人
30	～今日から始める健康な生活習慣～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」	岩名運動公園 陸上競技場 10月8日（月）	131人
令和 元	～今日から始める健康な生活習慣～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」	岩名運動公園 陸上競技場 10月14日（月）	台風 により 中止
令和 2	コロナウイルス感染症の影響で開催中止により、企画なし		コロナウ イルス感 染症の影 響で中止
令和 3	コロナウイルス感染症の影響で開催中止により、企画なし		コロナウ イルス感 染症の影 響で中止

《考 察》

令和2年度・令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となったが、「健康さくら21（第2次）」の関連所属等との協働により、異なるチャンネルを通した行事運営は、主催事業では関わりの薄い属性への有効な普及啓発方法の一つだと思われる。引き続き、他部署と協働し、幅広く市民の健康づくりに関する意識向上と普及啓発を図っていく。また、来年以降の開催の際には感染症対策を実施した、啓発方法を検討していく。

5. マイヘルスプラン普及啓発事業

根拠法令等	健康増進法、「健康日本 21」、「健やか親子 21」
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	[栄養・食生活] - 朝食を必ず食べる人の割合（新設目標） - 男性：20 歳代 64.0% → 増加、30 歳代 43.8% → 増加 - 女性：20 歳代 71.4% → 増加、30 歳代 70.9% → 増加 40 歳代 81.6% → 増加 [身体活動・運動] - 運動を習慣化（30 分週 2 回以上もしくは週 1 回 1 時間以上）している人の割合（新設目標） 20～64 歳男性 29.0% → 36.0%、20～64 歳女性 24.3% → 33.0% 65 歳以上男性 37.4% → 58.0%、65 歳以上女性 40.1% → 48.0% [たばこ] - 受動喫煙（行政機関・医療機関）の機会を有する者の割合（新設目標） - 行政機関 7.5% → 0% 医療機関 5.3% → 0% - COPD を認知している人の増加（新設目標） 24.9% → 80.0% [アルコール] - 適正飲酒量を認識している人の割合 1 合程度と答えた成人 64.9% → 100% [生活習慣病] - メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合 27.1% → 18.7%

《目 的》

市民一人ひとりが、自らの健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組むことで「健康なまち佐倉」の実現を目指している。市民が健康に関心を持ち、健康づくりに共に参加し、意識を高めていただくとともに、市民から発信された健康づくりの輪を広めていくことを目的とする。

＊マイヘルスプランとは…健康を脅かす多くの疾病は遺伝要因、環境要因（生活習慣を含む）により発症すると言われている一方、ある疾患に罹患しやすい遺伝要因を持っても、生活習慣を変えることで予防できるとも言われている。疾患の予防には皆、一律の健康プランではなく、市民一人ひとりの遺伝、環境、生活習慣等様々な背景に合わせた、個別化ヘルスプランが必要と考えられており、そのような「自分で創る 自分だけの健康プラン」のことを「マイヘルスプラン」と言う。

《内 容》

- ① 事業の名称 「チャレンジ！マイヘルスプラン 2021」
- ② 対象者 佐倉市在住のかた、在勤のかた
- ③ 実施内容

実施コース：「ひとりでチャレンジ」「2人でチャレンジ」の 2 コースから選択。

実施期間：8 月 1 日～30 日、9 月 1 日～30 日、10 月 1 日～30 日、11 月 1 日～30 日の 4 つの期間から選択。

実施内容：参加者は実施コース、実施期間を選択したら、参加者が実現可能な「マイヘルスプラン」（健康プラン）を決めて 30 日間取り組む。また、「自分の健康を守るための行動」（健康診断や人間ドック、予防接種や健康に関する講演会の参加等）にも取り組み、それら結果を記録票へ記入する。

参加方法：「マイヘルスプラン」への取り組みは 1 日 1 ポイントで 10 ポイント以上、または、歩数を記録する場合は合計 6 万歩以上、かつ「自分の健康を守るための行動」への

取り組みは1つにつき1ポイントで1ポイント以上、合計11ポイント以上で「チャレンジ！マイヘルスプラン2021」に参加可能。

参加賞等：参加されたかた全員に参加賞をプレゼント。

また、団体での取り組み（学校全体や企業全体での取り組みなど）や工夫の見える取り組みについては特別賞として表彰。

④ 周知方法

佐倉市ホームページにて周知した。また、市内保育園、幼稚園、小学校を通して記録票を配布し周知を行った。記録票は、各保健センター、公民館、図書館、コミュニティーセンター、イオンタウン（市のチラシ設置場所）で配布の他、ホームページよりダウンロードできるようにした。

《実 績》

① 参加者数：753名

② 過去の実績

	チャレンジ！ マイヘルスプラン 2017	チャレンジ！ マイヘルスプラン 2018	チャレンジ！ マイヘルスプラン 2019	チャレンジ！ マイヘルスプラン 2020	チャレンジ！ マイヘルスプラン 2021
幼児	51	119	115	134	105
小学生	361	623	611	171	285
中学生	2	11	11	8	5
成人	115	161	321	217	358
計	529	914	1,058	530	753
団体表彰 (最優秀賞)	和田小学校 和田幼稚園	下志津小学校 染井野小学校 和田幼稚園	根郷保育園 白銀小学校 生命の貯蓄体操 普及会佐倉支部	馬渡保育園 白銀小学校	臼井保育園 白銀小学校 生命の貯蓄体操 普及会佐倉支部

③ 参加者の内訳

	ひとりでチャレンジ	2人でチャレンジ	計
幼児	91	14	105
小学生	190	95	285
中学生	1	4	5
成人	230	128	358
計	512	241	753

③ 団体表彰

最優秀団体賞 佐倉市立白銀小学校、佐倉市立臼井保育園、生命の貯蓄体操普及会佐倉支部
 優秀団体賞 佐倉市立寺崎小学校、佐倉市立佐倉保育園・北志津保育園、八幡台クラブ
 特別優秀団体賞 岩瀬薬品株式会社
 努力賞 佐倉市立下志津小学校・染井野小学校・和田小学校、佐倉市立馬渡保育園、大崎台三丁目親睦会

《考 察》

今年度は、千葉薬品株式会社と連携し、市内ヤックスの健康測定コーナーでマイヘルスプラン2021の周知を行った。また、佐倉市と順天堂大学が共同で作成した佐倉市オリジナル体操を記録票の表紙に掲載し、自宅で気軽にできる体操を周知した。その結果、成人の参加者数を増やすことができた。今後も幅広い年代に対して、積極的な啓発ができるよう検討していきたい。

参加者のアンケート結果より、未回答数を除き、この取り組みについては「自ら取り組んだ」と答えた者が約80%、「誰かに言われて取り組んだ」と答えた者が約20%であった。一方、取り組んだ結果、約93%は「その取り組みが生活習慣になった」と答えており、約95%は「取り組みを今後も継続できそう」と答えている。参加者の多くは本事業をきっかけにその取り組みを習慣とし、更にこれからも継続できると答えている。市民が健康に関心をもち、健康づくりに取り組むきっかけとなっている。

VII 地域医療

1. 休日夜間等救急医療事業

(1) 休日夜間急病診療所

根拠法令等	佐倉市休日夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例
-------	---------------------------

《目 的》

日曜、祝日、年末年始は、ほとんどの医療機関が休診となるため、佐倉市健康管理センター内の休日夜間急病診療所により、休日夜間の医療体制を確保する。

《内 容》

区分	夜 間
診療時間	午後 7 時～午後 10 時
場 所	休日夜間急病診療所
診 療 日	休日（日曜・祝日・年末年始）
診療科目	内科・歯科

◎休日夜間急病等診療所（健康管理センター内）の実績

年度	日数（日）	内科	歯科
平成 29 年度	72	339 人	53 人
平成 30 年度	73	426 人	65 人
令和元年度	76	409 人	68 人
令和 2 年度	72	49 人	25 人
令和 3 年度	72	73 人	20 人

<内科>

① 診療日数 72 日（令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日）

② 受診者数 73 人（1 日平均 1.01 人）

③ 時間帯別

時間帯	受診者数（人）	割合（％）
19 時台	47	64.4
20 時台	19	26.0
21 時台	7	9.6
合計	73	100.0

④ 症状別

順位	症状	受診者数（人）	割合（％）
1	即時入院が必要で来院してよかった	1	1.4
2	症状からみて深夜受診も納得できる	47	64.4
3	治療を要するが明日でもよい	23	31.5
4	放置又は自宅加療で十分、来院の必要がない	2	2.7
合計		73	100.0

⑤ 年齢別

年齢（歳）	受診者数（人）	割合（％）
15～19	5	6.8
20～29	18	24.7
30～39	11	15.1
40～49	10	13.7
50～59	10	13.7
60～69	12	16.4
70 以上	7	9.6
合計	73	100.0

⑥ 居住地別

居住地		受診者数 (人)	割合 (%)
市内	佐 倉	10	13.7
	臼 井	17	23.3
	志 津	17	23.3
	根 郷	16	21.9
	和 田	1	1.4
	弥 富	0	0
	千代田	4	5.5
市外	印旛郡内	6	8.2
	県 内	1	1.4
	県 外	1	1.4
合計		73	100.1

⑦ 二次病院搬送状況 0 件 紹介状 4 件

⑧ 疾病別

分類番号	疾病分類	受診者数 (人)	割合 (%)
1	伝染性	14	19.2
2	呼吸器系	14	19.2
3	消化器系	26	35.6
4	皮膚及び皮下組織	5	6.8
5	神経及び感覚器	4	5.5
6	循環器系	2	2.7
7	その他	8	11.0
合計		73	100.0

< 歯科 >

① 診療日数 43 日 (令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日)

② 本来予定していた診療日数は 72 日だが、下記の期間で歯科を休診した。

【歯科休診期間】 ・令和 3 年 4 月 1 日～令和 3 年 6 月 30 日の間 (うち診療日数：17 日)

※佐倉市休日夜間急病診療所、空調設備の改修工事にかかる休診。

・令和 3 年 8 月 8 日～令和 3 年 10 月 3 日の間 (うち診療日数：12 日)

※緊急事態宣言の発令にかかり、感染症感染拡大防止のため休診。

③ 受診者数 20 人 (1 日平均 0.47 人)

④ 時間帯別

時間帯	受診者数 (人)	受診割合 (%)
19 時台	5	25.0
20 時台	10	50.0
21 時台	5	25.0
合計	20	100.0

④ 症状別

順位	症状	受診者数 (人)	割合 (%)
1	即時来院が必要で来院して良かった	0	0
2	症状からみて深夜受診も納得できる	12	60.0
3	治療を要するが明日でもよい	8	40.0
4	放置又は自宅加療で十分、来院の必要がない	0	0
合計		20	100.0

⑤年齢別

年齢（歳）	受診者数（人）	割合（％）
0	0	0
1～5	1	5.0
6～14	3	15.0
15～19	0	0
20～29	3	15.0
30～39	2	10.0
40～49	4	20.0
50～59	3	15.0
60～69	1	5.0
70 以上	3	15.0
合計	20	100.0

⑥居住地別

居住地		受診者数（人）	割合（％）
市内	佐 倉	4	20.0
	臼 井	2	10.0
	志 津	1	5.0
	根 郷	1	5.0
	和 田	0	0
	弥 富	0	0
	千代田	0	0
市外	印旛郡内	7	35.0
	県 内	5	25.0
	県 外	0	0
合計		20	100.0

⑦二次救急医療機関搬送状況 0 件

(2) 休日当番医

《目 的》

日曜、祝日、年末年始は、ほとんどの医療機関が休診となるため、休日の昼間と夜間に、各医療機関の在宅輪番制により医療体制を確保する。

《内 容》

区分	昼 間	夜 間
診療時間	午前 9 時～午後 5 時	午後 7 時～午後 10 時
場 所	市内医療機関	市内医療機関
診 療 日	休日（日曜・祝日・年末年始）	休日（日曜・祝日・年末年始）
診療科目	内科・外科・歯科	外科

《実 績》

(人)

区分	休日当番	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年	令和 2 年度	令和 3 年度
		3,048	2,704	2,851	891	884
昼間	休日当番	787	768	834	633	588
	休日当番	238	249	281	196	224
夜間	休日夜間当番	156	148	150	128	110
合計		4,229	3,869	4,116	1,848	1,806

《考 察》

当市における救急医療体制は、現在、初期救急医療体制として休日当番医制及び休日夜間急病診療所を実施している。また、二次救急医療体制として、印旛郡市広域市町村圏事務組合において病院群輪番制を実施している。

さらに、印旛郡市内の三次救急医療体制としては、成田赤十字病院と日本医科大学千葉北総病院が救命救急センターに指定され対応している。

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、休日夜間急病診療所（内科・歯科）においては、発熱外来を行うだけの装備・設備が確保できず、院内感染のリスクがあるため、発熱症状を有し、新型コロナウイルス感染症の疑いが強い受診希望者に関しては、発熱相談センターを通じて受診するように案内した。

休日夜間急病診療所（内科）においては、インフルエンザの検査に関し、飛沫感染のリスクが高いことから、院内感染を避けるため、行わないこととした。

休日夜間急病診療所（歯科）においては、空調設備改修工事ために令和3年4月1日～令和3年6月30日の間を休診した。また、口腔内を診療するため、新型コロナウイルス院内感染のリスクが高いことから、歯科医師会佐倉地区代表と協議のうえ、緊急事態宣言発令期間中を休診とした。

令和3年度の休日当番医および休日夜間急病診療所の全体受診者数は、前年比97.7%と、若干の減少傾向となっている。

外科の受診者は昼夜ともに減少しており、外科当番医では前年比92.9%に、夜間外科当番医では前年比85.9%に減少している。

歯科当番医および休日夜間急病診療所の内科は受診者が増加傾向にあり、休日夜間急病診療所の内科受診者は前年比149.0%に増加している。歯科当番医の受診者については前年比114.3%と増加しているが、一方で、休日夜間急病診療所の歯科受診者は前年比80.0%に減少している。なお、休日夜間急病診療所の歯科受診者においては、受診者の60.0%が佐倉市外在住者であった。

休日夜間急病診療所の歯科受診者の減少には、休診等も影響していると思われるが、院内感染を防ぐために必要な措置であったと考える。

2. 小児初期急病診療所事業

根拠法令等	佐倉市小児初期急病診療所の設置及び管理に関する条例	
《目 的》		
平成 14 年 10 月 1 日より印旛郡内唯一、翌朝まで受診可能な毎夜間の診療所を健康管理センター内に設置し、初期救急医療及び二次救急医療機関等との連携を印旛市郡医師会の協力により確保して、子育て世帯への安心の提供を目的とする。		
《内 容》		
診 療 日	月曜日～土曜日	日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）
診療時間	午後 7 時～翌朝 6 時	午前 9 時～午後 5 時、午後 7 時～翌朝 6 時
場 所	印旛市郡小児初期急病診療所（佐倉市健康管理センター内）	
診療科目	小児科	

《実 績》

① 診療日数 365 日（令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日）

② 受診者数 3,585 人（一日平均 9.8 人）

ア．時間帯別（人）

時間帯	9～13 時	13～17 時	19～22 時	22～1 時	1～4 時	4～6 時	合計
受診者数 (人)	789	488	1,382	465	370	91	3,585
割合 (%)	22.0	13.6	38.5	13.0	10.3	2.5	

イ．年齢別（人）

年齢	0 歳	1～4 歳	5～14 歳	15 歳	合計
受診者数 (人)	451	1,958	1,156	20	3,585
割合 (%)	12.6	54.6	32.2	0.6	

居住地別（人）

地域と内訳					受診者数(人)	割合 (%)
佐倉市内					1,439	40.1
印旛郡内	成田市	39	白井市	39	1,879	52.4
	四街道市	743	酒々井町	91		
	八街市	363	富里市	56		
	印西市	530	栄町	18		
県 内	千葉市	64	八千代市	27	175	4.9
	船橋市	15	他県内	69		
県 外					92	2.6
合 計					3,585	

③二次救急医療連携状況

紹介・搬送先	所在地	件数	合計
東邦大学医療センター佐倉病院	佐 倉 市	22	136
独立行政法人国立病院機構下志津病院	四街道市	20	
日本医科大学千葉北総病院	印 西 市	9	
成田赤十字病院	成 田 市	64	
その他（聖隷佐倉市民病院、東京女子医大等）	—	21	

④ 疾病状況

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
呼吸器系	125	166	107	343	251	95	95	125	148	127	48	48	1,678
消化器系	41	72	50	65	64	49	58	81	117	130	59	76	862
代謝性	1	0	2	4	1	0	0	0	0	1	2	0	11
感染性	3	5	6	12	4	8	1	1	5	6	2	1	54
免疫・アレ	26	49	45	60	32	47	47	48	36	28	12	25	455
神経系	5	11	5	16	10	3	2	5	4	2	4	5	72
耳鼻咽喉	2	9	5	17	7	3	5	4	5	2	1	2	62
皮膚系	12	8	7	6	10	7	2	6	2	7	0	4	71
泌尿・生殖	5	3	2	8	4	3	5	4	4	5	2	4	49
眼	0	0	5	0	1	1	1	0	1	3	0	2	14
その他	19	27	19	32	33	13	25	16	22	27	13	11	257
合 計	239	350	253	563	417	229	241	290	344	338	143	178	3,585

※1 その他：誤飲・歯科・外科系疾患等

※2 疾病動向は分類上、同一患者で複数件含む場合がある。

⑤分類内訳

【呼吸器系疾患】

感冒、上気道炎、咽頭炎、喉頭炎、扁桃炎、気管支炎、喘息様気管支炎、肺炎、気管支拡張症、気胸、クループ等

【消化器系疾患】

口内炎、口角炎、胃炎、腸炎、虫垂炎、腸閉塞（イレウス）、腸重積、肝炎、鼠形ヘルニア、便秘、血便、腹症、流行性嘔吐、下痢症、いつ乳、新生児メレナ（下血）、幽門狭窄、驚口瘡、口唇ヘルペス、口内カンジダ、乳糖不耐症等

【免疫・アレルギー性疾患】

喘息、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、蕁麻疹、ストロフルス、薬物アレルギー、食物アレルギー、

アレルギー性鼻炎、単核球症等

【感染性疾患】

麻疹、風疹、感染性紅斑（りんご病）、突発性発疹、水痘、带状疱疹、手足口病、流行性耳下腺炎、咽頭結膜症、インフルエンザ、ヘルパンギーナ、ヘルペス、百日咳、ブドウ球菌感染症、溶連菌感染症、真菌症、ムンプス、髄膜炎、敗血症、川崎病、蜂窩織炎、臍炎等

【代謝性疾患】

アセトン血性嘔吐症、頻回嘔吐、脱水症、熱中症、熱射病等

【耳鼻咽喉疾患】

中耳炎、外耳炎、副鼻腔炎、鼻出血等

【皮膚系疾患】

湿疹、汗疹、オムツかぶれ、点状出血、びらん、膿痂疹、薬疹、湿出性紅斑、咬虫症（虫刺され）、痒疹、とびひ等

【神経性疾患】

てんかん、熱性痙攣、ひきつけ、熱性せん妄等

【泌尿・生殖器系疾患】

尿路感染症、ネフローゼ症候群、血尿、腎盂腎炎、膀胱炎、亀頭包皮炎、陰門膣炎、カンジダ等

【眼疾患】

結膜炎、眼瞼炎等

【その他】

精神疾患（過換気症候群等）、血液疾患（血管性紫斑病等）、循環器系疾患（起立性調節障害等）、内分泌疾患、歯科疾患、外科疾患（肘内障、口唇裂傷含む）、リンパ節炎、低体温、低酸素、低血圧、低血糖、意識障害、チアノーゼ、発熱、頭痛、その他分類にないもの

《考 察》

受診者については、概ね4割が佐倉市内からの受診となっており、9割以上が印旛管内からの受診となっていることなどから、地域の中では重要な役割を担っていることがわかる。

令和3年度の受診者数については、新型コロナウイルス感染症の流行が始まった前年度と比較すると増加したが、流行前と比較すると大幅な減少となった。特に、冬の減少数が大きくなっている。これは、感染症対策を例年以上に行っていたため、インフルエンザ等が流行しなかったためと考えられる。

また、受診者の年齢をみると0歳から4歳までで5割以上を占めていることから、特に、夜間に症状が急変しやすい乳幼児の保護者に安心を提供しているものと考えられる。

なお、受診者数については、胃腸炎やインフルエンザなど流行性の疾患のまん延状況により大きく変わるが、概ね96%の患者については、搬送にいたらずその場で処置を行っている状況であり、初期救急としての機能を十分に果たせていると考えられる。

他方では、初期救急医療機関として、その場で処置を行うケースや別施設への搬送を行うケースの選別なども行っており、重篤患者等その場で処置が出来ない患者については、二次救急医療機関等に対応するなどの機能分担に対して、利用者の理解が十分に得られていないケースも見受けられるため、診療所の利用方法等と併せて周知を行う必要がある。

3. 訪問歯科事業

根拠法令等	佐倉市訪問歯科事業実施要綱 佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例
歯科口腔保健基本計画 目標値	(現状値)→(目標) ・ 佐倉市訪問歯科診療を認知している人の割合 要介護者 15.6%→60% ・ かかりつけ歯科医がある人の割合 障害(児)者 66.7%→80% 要介護高齢者 66.7%→75%

《目 的》

在宅療養者等で歯科医院への通院が困難な方に対し、訪問による歯科診療及び歯科保健指導を実施し、生活の質の維持・向上を図る。

《内 容》

- ①対 象 市内に在住する概ね 65 歳以上で寝たきりあるいはそれに近い状態、かつ歯科通院が困難な方。
- ②内 容 ア.入れ歯の修理・調整や作成
イ.むし歯の応急処置など
- ③従事者 歯科医師、歯科衛生士等
- ④費 用 保険診療による自己負担額
- ⑤協力医療機関数 市内 36 医院

《実 績》

①年齢別・男女別申込者数 (人)

	男	女	合計
75～79 歳	0	3	3
80～84 歳	2	1	3
85～89 歳	0	0	0
90 歳以上	0	3	3
合計	2	7	9

②年齢別診療内容の内訳 (複数回答) (人)

	義歯 作成 修理 調整	補綴 処置	むし歯 治療	歯周 治療	口腔 清掃
75～79 歳	3	0	0	0	0
80～84 歳	3	0	0	0	0
85～89 歳	0	0	0	0	0
90 歳以上	2	0	0	1	1
合計	8	0	0	1	1

③ 年度別・職種別訪問回数(事前調査含む)

(人)

	患者人数	訪問回数	患者1人あたり 平均訪問回数	歯科医師 訪問回数	歯科衛生士 訪問回数
平成29年度	11	32	2.9	24	32
平成30年度	12	50	4.2	42	50
令和元年度	11	33	3.0	29	33
令和2年度	8	29	3.6	27	29
令和3年度	9	31	3.4	29	31

④ 訪問口腔衛生指導

	人数	延訪問回数
平成29年度	8	10
平成30年度	3	3
令和元年度	3	3
令和2年度	0	0
令和3年度	0	0

⑤ 在宅歯科講演会

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止した。

《考 察》

介護保険制度の導入に伴い、在宅療養者を対象とする歯科診療体制の整備が進み、民間の訪問歯科専門医院や個人歯科医院による在宅での診療が増えてきていることから、市の事業を利用する患者数が減少傾向にある。事業の見直しを行い、平成28年度から市が診療所を運営するのではなく、協力歯科医院が実施主体となる訪問歯科事業を実施した。

佐倉市歯科口腔保健基本計画中間評価から、訪問歯科診療の利用率が施設入所者で高く、在宅療養者で低い状況だったことから、今後も引き続き、診療が必要な在宅療養者を歯科受診につなげるための啓発、協力歯科医院の支援に努める。

VIII 各種委員会名簿

佐倉市地域保健医療協議会

(委嘱期間：令和元年8月26日～令和3年8月25日)

※令和4年3月31日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
会 長	小林 照久	医師	
副会長	秀島 潔	歯科医師	
	遠山 正博	医師	
	滑川 尚史	医師	
	川島 重信	医師	
	伊藤 加寿子	医師	
	長尾 建樹	医師	
	有田 誠司	医師	
	森本 功	歯科医師	
	四方田 英二	薬剤師	
	安田 浩文	薬剤師	
	佐久間 文明	千葉県印旛保健所 所長	
	豊田 光弘	佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長	

(委嘱期間：令和3年8月26日～令和5年8月25日)

※令和4年3月31日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
	滑川 尚史	医師	
	秀島 潔	歯科医師	
	遠山 正博	医師	
	川島 重信	医師	
	古谷 正伸	医師	
	伊藤 加寿子	医師	
	吉田 友英	医師	
	有田 誠司	医師	
	松田 光弘	歯科医師	
	森本 功	歯科医師	
	四方田 英二	薬剤師	
	安田 浩文	薬剤師	
	野田 秀平	千葉県印旛保健所 所長	
	渡邊 敏行	佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長	

※委員の委嘱後、開催が無いため、会長、副会長が決まっていない。

予防接種専門委員会

(委嘱期間：令和元年 8 月 26 日～令和 3 年 8 月 25 日)

※令和 4 年 3 月 31 日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
委員長	伊藤 加寿子	医師	
副委員長	澤井 清	医師	
	小林 照久	医師	
	滑川 尚史	医師	
	越部 融	医師	

(委嘱期間：令和 3 年 8 月 25 日～令和 5 年 8 月 25 日)

※令和 4 年 3 月 31 日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
委員長	伊藤 加寿子	医師	
副委員長	滑川 尚史	医師	
	川島 重信	医師	
	越部 融	医師	
	澤井 清	医師	

開 催 日	内 容	出席人数
令和 4 年 2 月 1 日 書面開催(ご意見締め切り日)	令和 2 年度予防接種実施状況 高齢者インフルエンザについて 日本脳炎ワクチンの供給について HPV ワクチンについて 風しんの追加的対策について	5 名

健診専門委員会

(委嘱期間：令和元年 8 月 26 日～令和 3 年 8 月 25 日) ※令和 4 年 3 月 31 日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
委員長	鹿野 純生	医師	
副委員長	小林 照久	医師	
	岡田 修	医師	
	古谷 正伸	医師	
	高橋 具視	医師	
	菅谷 義範	医師	
	今井 敬人	医師	

(委嘱期間：令和 3 年 8 月 26 日～令和 5 年 8 月 25 日) ※令和 4 年 3 月 31 日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
委員長	鹿野 純生	医師	
副委員長	滑川 尚史	医師	
	岡田 修	医師	
	古谷 正伸	医師	
	高橋 具視	医師	
	菅谷 義範	医師	
	小林 達也	医師	

開 催 日	内 容	出席人数
令和 3 年 11 月 11 日	令和 2 年度の実施状況について 感染防止対策について 令和 4 年度複合集団検診実施予定について	6 名
令和 4 年 3 月 18 日 付 書面開催（郵送）	令和 3 年度の実施状況について 令和 4 年度前立腺がん検診実施について 令和 4 年度複合集団検診実施予定について	7 名

母子保健専門委員会

(委嘱期間：令和元年 8 月 26 日～令和 3 年 8 月 25 日)

※令和 3 年 8 月 25 日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
委員長	川村 麻規子	医師	
副委員長	越部 融	医師	
	小林 照久	医師	
	滑川 尚史	医師	
	林 昌宣	医師	

(委嘱期間：令和 3 年 8 月 26 日～令和 5 年 8 月 25 日)

※令和 4 年 3 月 31 日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
委員長	川村 麻規子	医師	
副委員長	越部 融	医師	
	滑川 尚史	医師	
	川島 重信	医師	
	林 昌宣	医師	

開 催 日	内 容	出席人数
令和 3 年 12 月 13 日	1 歳 6 か月児健康診査・3 歳児健康診査実施状況について 視力検査における屈折検査の導入について 医療機関と母子保健事業の連携について	5 名

母子・成人歯科保健専門委員会

(委嘱期間：令和元年8月26日～令和3年8月25日)

※令和4年3月31日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
	春日 匠吾	歯科医師	
	森本 功	歯科医師	
	柳瀬 益正	歯科医師	
	松田 光弘	歯科医師	
	古谷 彰伸	歯科医師	

※委員の委嘱後、開催が無いため、委員長、副委員長が決まっていない。

(委嘱期間：令和3年8月26日～令和5年8月25日)

※令和4年3月31日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
	秀島 潔	歯科医師	
	松田 光弘	歯科医師	
	森本 功	歯科医師	
	古谷 彰伸	歯科医師	
	柳瀬 益正	歯科医師	

※委員の委嘱後、開催が無いため、委員長、副委員長が決まっていない。

訪問歯科専門委員会

(委嘱期間：令和元年8月26日～令和3年8月25日)

※令和4年3月31日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
	森本 功	歯科医師	
	古谷 彰伸	歯科医師	
	鳩貝 尚志	歯科医師	
	林 英昭	歯科医師	
	寺田 陵	歯科医師	
	中村 泰三	歯科医師	
	河野 通子	歯科医師	

※委員の委嘱後、開催が無いため、委員長、副委員長が決まっていない。

(委嘱期間：令和3年8月26日～令和5年8月25日)

※令和4年3月31日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
	森本 功	歯科医師	
	古谷 彰伸	歯科医師	
	鳩貝 尚志	歯科医師	
	林 英昭	歯科医師	
	寺田 陵	歯科医師	
	中村 泰三	歯科医師	
	河野 通子	歯科医師	

※委員の委嘱後、開催が無いため、委員長、副委員長が決まっていない。

歯科口腔保健専門委員会

(委嘱期間：令和元年8月26日～令和3年8月25日)

※令和4年3月31日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
	秀島 潔	歯科医師	
	春日 匠吾	歯科医師	
	森本 功	歯科医師	
	岩舘 秀樹	歯科医師	
	秤屋 尚生	歯科医師	
	出澤 政隆	歯科医師	
	宮田 幸忠	歯科医師	
	榎澤 宗司	歯科医師	
	中村 泰三	歯科医師	

※委員の委嘱後、開催が無いため、委員長、副委員長が決まっていない。

(委嘱期間：令和3年8月26日～令和5年8月25日)

※令和4年3月31日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
	秀島 潔	歯科医師	
	松田 光弘	歯科医師	
	森本 功	歯科医師	
	岩舘 秀樹	歯科医師	
	秤屋 尚生	歯科医師	
	出澤 政隆	歯科医師	
	宮田 幸忠	歯科医師	
	榎澤 宗司	歯科医師	
	中村 泰三	歯科医師	

※委員の委嘱後、書面開催で開催したため、委員長、副委員長が決まっていない。

開 催 日	内 容	出席人数
令和4年3月15日 付 書面開催（郵送）	令和3年度口腔がん検診(個別)実績報告について 平成28年度～令和3年度(6年間)の口腔がん検診(個別)実績報告について 令和4年度口腔がん検診(個別)実施概要(案)について	9名

佐倉市健やかまちづくり推進委員会

(委嘱期間：令和元年11月18日～令和3年11月17日)

※令和4年3月31日現在

役職	氏名	選出区分	備考
会長	佐藤 仁	医師	
副会長	秀島 潔	歯科医師	
	越部 融	医師	
	小林 照久	医師	
	国府 雅子	千葉県印旛保健所 地域保健課長	
	山浦 晶	学識経験者	
	西口 元	学識経験者	
	藤田 博之	市民団体	
	渡辺 幸恵	市民団体	
	押尾 敏夫	市民公募委員	
	宮内 珠代	市民公募委員	
	小澤 景子	市民公募委員	

(委嘱期間：令和3年11月18日～令和5年11月17日)

※令和4年3月31日現在

役職	氏名	選出区分	備考
	佐藤 仁	医師	
	秀島 潔	歯科医師	
	越部 融	医師	
	滑川 尚史	医師	
	加藤木 好美	千葉県印旛保健所 地域保健課長	
	山浦 晶	学識経験者	
	西口 元	学識経験者	
	中田 修弘	市民団体	
	渡辺 幸恵	市民団体	
	小笠 法之	市民公募委員	
	石黒 雅一	市民公募委員	
	下田 由佳	市民公募委員	
	友崎 彰	市民公募委員	

※委員の委嘱後、書面開催で開催したため、会長、副会長が決まっていない。

開催日	内 容	出席人数
令和4年3月16日 付 書面開催（郵送）	「健康さくら21（第2次）」【改訂版】進捗状況調査 結果について	13名

佐倉市予防接種健康被害調査委員会

委嘱期間：(令和2年5月1日～令和4年4月30日)

※令和4年3月31日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
委員長	滑川 尚史	市内で予防接種を行う医師	
副委員長	白澤 浩	予防接種に関し専門的知識を有する者	
	佐久間 文明	印旛保健所長	
	菅谷 義範	印旛市郡医師会長	
	小林 照久	市内で予防接種を行う医師	
	伊藤 加寿子	市内で予防接種を行う医師	

開 催 日	内 容	出席人数
令和3年10月1日	予防接種健康被害の認定について	6人
令和4年3月16日	予防接種健康被害の認定について	5人

IX 学会等発表原稿

3 歳児健診の家庭での視力検査実施における現状と課題

佐倉市母子保健課 ○鈴木玲子 領家玲子 緑川由佳

I 目的

3 歳児健診時の視力検査は、各家庭で事前に実施してくるよう案内しているが、未実施のまま来所する保護者が、受診者全体の約 2 割となる日もある。未実施者に加え、家庭でうまく検査ができなかった場合も、当日会場で実施しているが、その結果当日の検査者数が、受診者の 5 割に達する日もあり、待ち時間が増え、集団健診が円滑に進まないことが課題になっている。

また、「3 歳児健診視覚検査マニュアル」¹⁾ には、家庭での検査実施を促すことは、保護者に子どもの視機能について理解してもらい、目の健康に対する意識を高めることにもつながると書かれている。このことから、家庭での視力検査実施率の向上は、保護者の意識を高める上でも重要だと考える。

そこで、本研究では、3 歳児健診の家庭での視力検査実施における現状を分析し、課題を明らかにすることで、家庭での視力検査が円滑に実施できるような方策を検討する。

II 方法

1. アンケート調査

- 1) 調査対象：令和 3 年 8 月～9 月の 3 歳児健診に来所した保護者 136 人
 - 2) 調査方法：アンケートを健診の案内（問診票）に同封し、健診受診時に問診票と共に回収した。
 - 3) 調査項目：①手順通りに実施できたか、②視力検査を実施する際に工夫した点、③大変だった点や困った点、④うまく実施できなかった理由
2. 分析方法 アンケート項目ごとにクロス集計し、児の発達の判定と照合し、分析を行った。
3. 倫理的配慮 個人が特定されないように統計データとしてまとめて分析した。

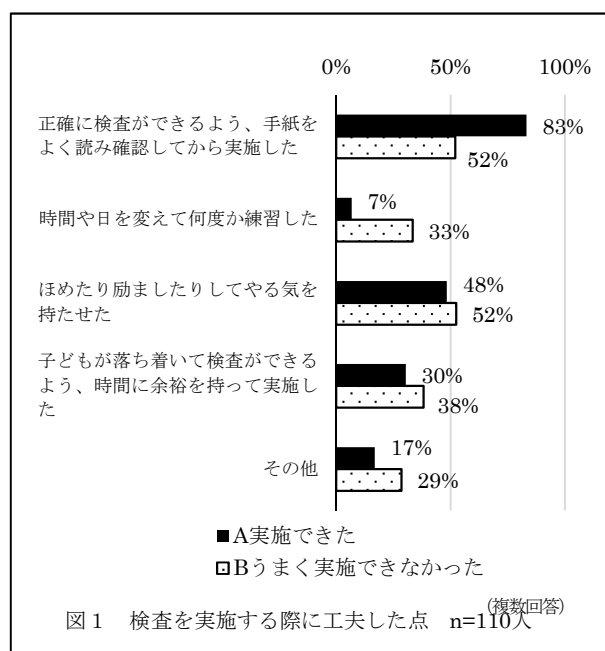
III 結果

1. アンケート調査

3 歳児健診に来所した保護者 136 人中 110 人から回答があった（回収率 80.9%）。

①手順通りに実施できたかについては、実施できたと回答した者は 89 人（80.9%）で、うまく実施できなかったと回答した者は 21 人（19.1%）だった（以下、手順通りに実施できた者を A、うまく実施できなかったと者を B と表記する）。

②視力検査を実施する際に工夫した点について、A では「手紙をよく読み確認してから実施した」と回答した者が最も多かった。B では「時間



や日を変えて何度か練習した」と回答した者が、Aの割合と比較して高い状況だった（図1）。また、その他では、「父やきょうだいの協力を得て実施した」、「ゲーム感覚で楽しく実施した」、「集中して実施できるよう環境を整えた」との回答があった。

③大変だった点や困った点について、Aは「子どもが飽きてしまわないように、やる気を持たせるのが大変だった」の回答が最も多い36%であったが、Bは、「検査のために時間を作るのが大変だった」が95%と最も多い回答で、次に「子どもに検査内容を理解させるのが大変だった」が81%となっている。また、その他では、「親がひとりでやるのは大変」という意見もあった（図2）。

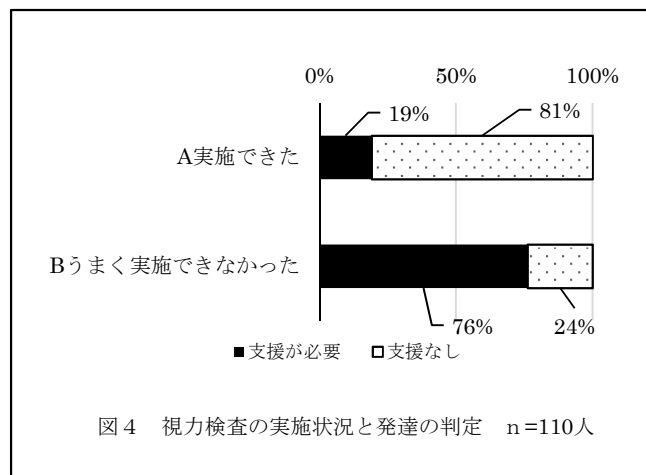
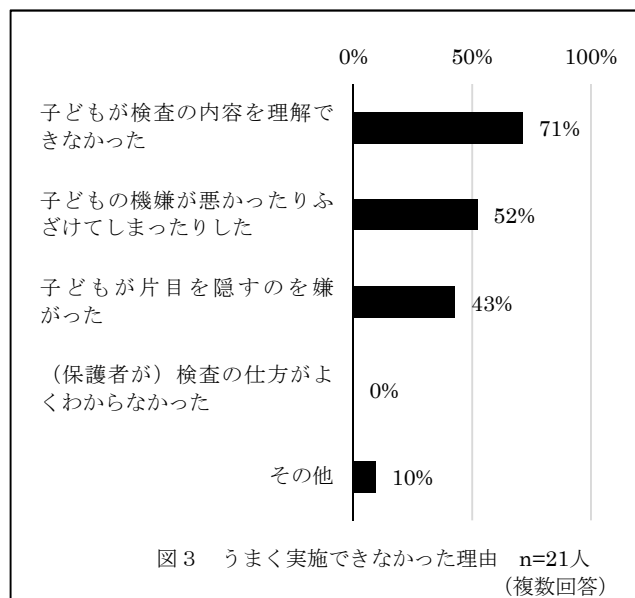
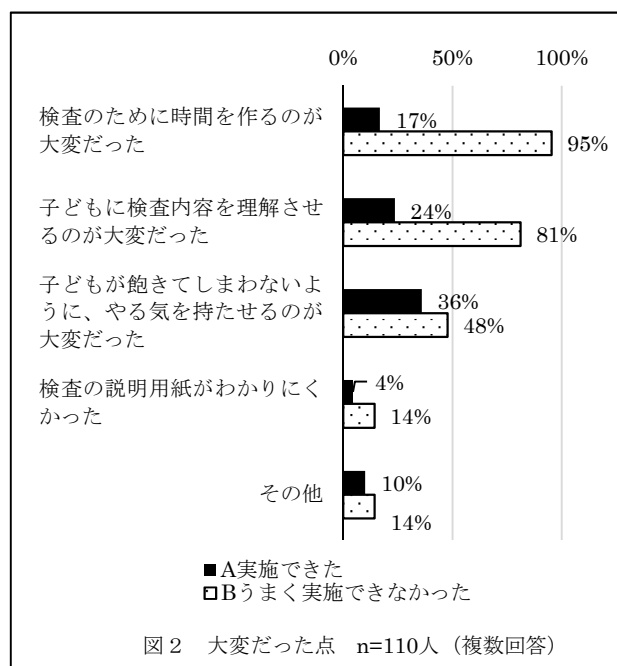
④うまく実施できなかった理由について、Bの回答の結果を見ると、「子どもが検査の内容を理解できなかった」という回答が最も多く、次に「子どもの機嫌が悪かったりふざけてしまったりした」との回答が多かった（図3）。

2. 発達の判定との関連

健診結果の「ことば・社会性・行動面の発達」の判定とアンケート結果を照らし合わせると、Aと回答した89人のうち17人（19%）が「支援が必要」との判定だった。一方、Bと回答した21人では、そのうちの16人（76%）が「支援が必要」との判定だった（図4）。

「ことば・社会性・行動面の発達」の支援が必要との判定だった児の保護者が、検査を実施する際に工夫した点を抽出すると、「子どもがわかるように説明し、保護者が見本を見せてから実施した」、「父親に抱っこしてもらい実施した」、「テレビを消して、おもちゃを片付けて、集中できるようにした」といった回答があった。

検査の説明用紙については、「文章だけではわかりにくい」、「絵や写真を増やしてほしい」、「大きいランドルト環の使い方がわからなかった」との意見があった。



IV 考察

1. 子ども側の要因としての工夫と対策の周知

子どもが検査をうまく実施できない場合には、時間や日を変えて何度か練習する必要がある、「大変だった」と感じる保護者が多い状況である。視力検査実施時の工夫を保護者に周知することが家庭での実施率の向上につながると考える。

1) 子どもの発達に応じた環境整備

神田らによると、ランドルト環を用いた視力検査の実施可能率は、3歳6か月児で95%²⁾となっており、健診の判定の結果で3歳6か月の基準に達していない児については、実施が困難である可能性が高いとされる。しかし、発達の判定で支援が必要な子どもでも視力検査が手順通りにできた場合の工夫点を見ると、「保護者が見本を見せてから実施した」、「テレビを消して、おもちゃを片付けて、集中できるようにした」といった回答があることから、実施方法を工夫することで、検査が可能となる場合があると考えられる。さらに、父やきょうだいに協力を得て実施している保護者も複数いたことから、家族の協力を得ることで、検査に対する負担感も軽減すると考えられる。

2) 検査内容の理解度を高める検査の実施

アンケートで、「大きいランドルト環の使い方がわからなかった」との回答があった。健診の問診票にハンドル（マッチング）での測定方法に使用する大きいランドルト環を同封しているが、その使用についての説明が不十分だった可能性がある。久岡らによると、ハンドル（マッチング）は、指差しや口答での検査よりも難易度が低い³⁾とされている。このことから測定方法について、イラストを加えたり、児に合わせた声かけ方法を示したりすることが、子どもが検査内容を理解することにつながり、家庭での実施率向上につながると考える。

2. 保護者が視力検査の重要性や実施手順を理解し易くする資料の工夫

保護者の多くは、検査の説明用紙をよく読み、手順通りに実施するよう心掛けている一方で、問診票が未記入のまま来所し、家庭での検査を実施してこない保護者もいる。このことが、健診が円滑に進まない要因にもなっているため、当市では、令和3年度から3歳児健診の案内封筒の表面に、家庭での視力と聴力の検査実施を促す内容のゴム印を押印している。保護者の目につきやすいよう工夫をしているが、保護者自身が検査の重要性を理解し、検査を手順通りに実施できるようさらに工夫する必要がある。

「検査の説明用紙がわかりにくかった」の回答のなかに、「文章ばかりでわかりにくい」「絵や写真を増やしてほしい」との意見があった。このことから、検査の重要性や手順について、イラスト等を用いてわかりやすい資料を作成することが必要だと考える。また、「時間を作るのが大変だった」への改善策としては、検査の所要時間を明記することも有効だと考える。

これらの分析をもとに新たな資料を作成し、その効果について今後の健診会場で評価していきたい。なお、家庭や健診会場での視力検査では、精度に限界があることから、今後、屈折検査を導入することについても検討する予定である。

V 文献

- 1) 公益社団法人 日本眼科医会：3歳児健診における視覚検査マニュアル～屈折検査の導入に向けて～
- 2) 神田孝子他：保育園における3,4歳児の視力検査, 日本公衆衛生雑, 40：893-900, 1993.
- 3) 久岡亜沙未他：ランドルト環選択法による視力測定の試み, 米子医誌, 71：12-17, 2020.

コロナ禍における 新規運動事業の効果的な周知・啓発方法のあり方 ～佐倉市オリジナル体操を通して～

佐倉市 ○高橋花菜 池澤優子

I 目的

市では、生活習慣病の予防と健康づくりを目的として、各種運動事業を実施していたが昨年度からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くの保健事業の実施が困難な状況となった。同時に外出等の自粛により、幅広い世代で運動量が減少しており、今後の生活習慣病や生活機能の低下が懸念された。このような中、市民の運動の習慣化を目指すため、市と協定を結んでいる順天堂大学（以下、順大とする）の協力を得て、市独自の体操（佐倉市オリジナル体操）を作成した。コロナ禍において体操を広げるために実施した周知・啓発方法の効果について分析することにより、今後の事業の効果的な実施方法の方向性を明確にする。

II 方法

1. 調査対象：(1) 令和3年度「佐倉市オリジナル体操体験会」に参加し、3か月後アンケートまで得られた市民15名
(2) 佐倉市オリジナル体操普及のために作成した動画の再生回数
(3) 行った周知啓発活動
2. 調査方法：(1) 佐倉市オリジナル体操体験会を実施し、参加者の「申込時の情報」「体験会当日のアンケート」「体験会3か月後のアンケート」から分析する。
(2) 動画の再生回数と行った周知啓発活動の関連を分析する。
3. 調査項目：(1) 参加者の属性、体験会を知ったきっかけ、参加前の運動習慣の有無、体操を継続できそうか、3か月後の継続の有無、周囲に勧めたか。
(2) 月別・日別の動画の再生回数、行った周知啓発活動
4. 分析方法：それぞれに対して単純集計を行い、表やグラフにまとめる。
5. 倫理的配慮：参加者データは統計的に処理し、個人が特定されないように配慮した。

III 結果

1. 「佐倉市オリジナル体操体験会」の実施から
佐倉市オリジナル体操の普及を目的に、「佐倉市オリジナル体操体験会」を開催した。
 - (1) 申込時の情報
参加者の内訳は、50代1名、60代1名、70代12名、80代1名で、男性3名、女性12名であった。体験会を知ったきっかけは、運動事業参加者への個別通知が12名、広報が3名だった。
 - (2) 体験会当日のアンケート
元々運動習慣がある者は14名、ない者は1名だった。週2回程度の継続は、参加者全員が「継続的に行えそう」と答えた。
 - (3) 体験会3か月後のアンケート
体験会3か月後も体操を続けている者は7名、続けていない者は8名だった。続けていない理由のうち5名が、「他の運動をしているため」であり、佐倉市オリジナル体操については、「体操の強度が強い」「1回で習得するのが困難だった、忘れた」「パソコンで動画を探せなかった」との

意見が挙げられた。

2. 佐倉市オリジナル体操のYouTube 動画と周知啓発活動

佐倉市公式YouTube チャンネルにて、令和3年4月1日より佐倉市オリジナル体操の動画配信を開始した。月別の再生回数は4月が1,284回と最も多く、5月は465回に減少、その後7月まで上昇傾向だったが、7月以降は減少が続いている(図1)。

月別の周知啓発活動内容については、表1の通りである。新たに取り組み始めた項目が多い6月と7月は、前月よりも動画の再生回数は伸びているが、取り組みとの明確な関連性は見えてこなかった(図2)

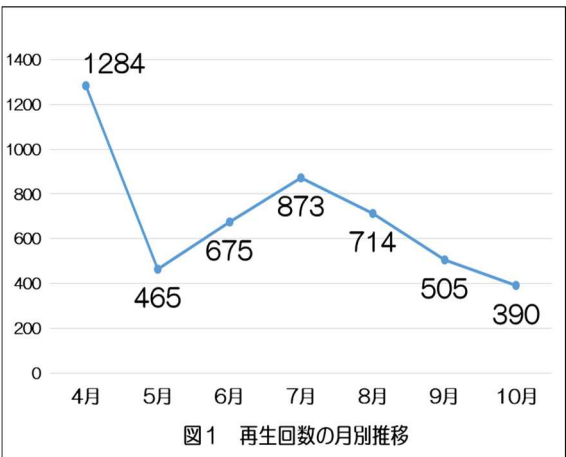


表1 月別周知啓発活動内容

取り組み		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
普及啓発	掲載・映像発信		●	●	●	●	●	●	●
	佐倉市ホームページに掲載		●	●	●	●	●	●	●
	YouTubeで体操動画を配信		●	●	●	●	●	●	●
	「広報さくら」に掲載		●	●					
	CATVでの放映		●			●			
	市長・副市長・順大参加のPR動画をYouTubeで配信				●	●	●	●	●
	佐倉市・順大両記者会見で周知				●				
	順大ホームページに掲載				●	●	●	●	●
	チャレンジマイヘルスプランの記録用紙に掲載						●	●	●
	運動事業の参加者にDVDを配布、体験会の案内送付	●	●		●				●
設置・配布	公共施設にリーフレットを配架		●	●	●	●	●	●	●
	他機関・施設の事業でリーフレットの配布				●	●	●		
	新型コロナワクチンの集団接種会場にパネルとリーフレットを設置				●	●	●	●	●
	集団特定健診会場の止血コーナーにパネルとリーフレットを設置					●	●	●	●
	40～74歳の集団特定健診受診者に体験会リーフレットを配布							●	
	集団骨粗しょう症検診会場の栄養相談でリーフレットを配布						●	●	
健康教育	佐倉市オリジナル体操体験会			●		●			●
	出前健康講座					●	●		

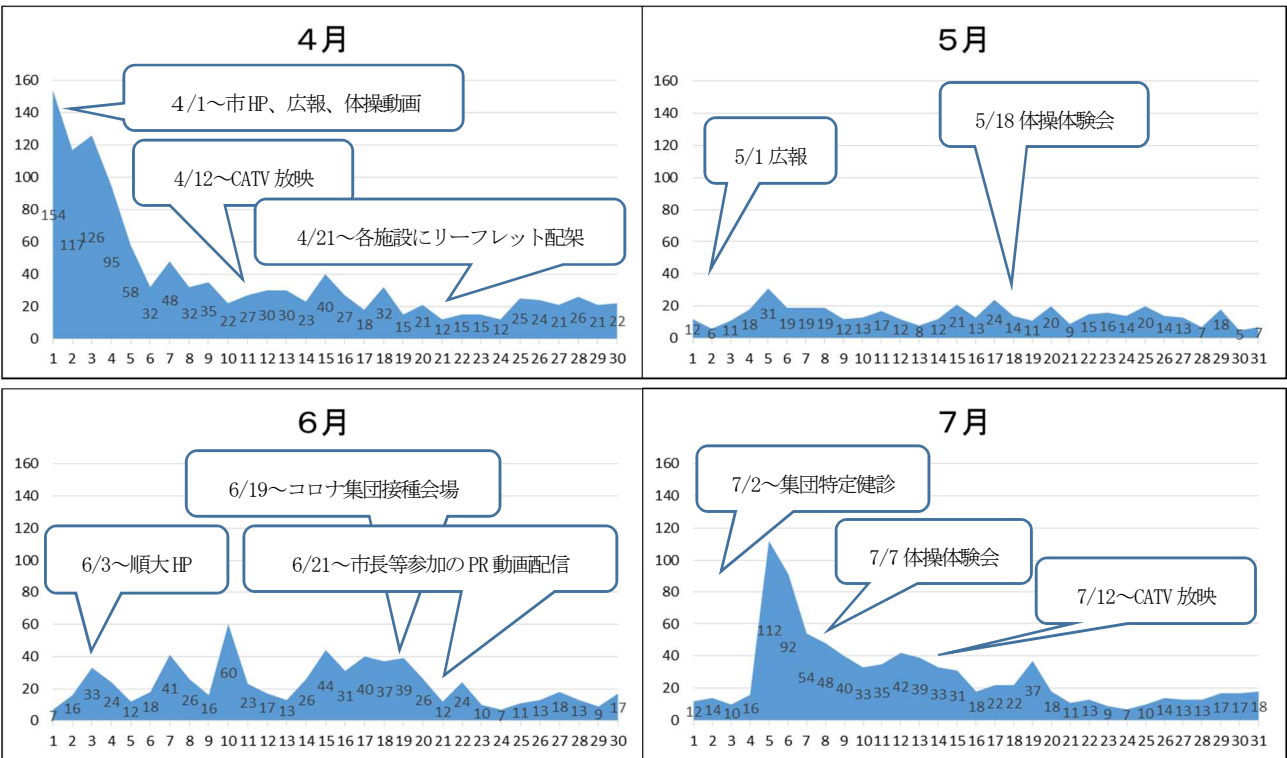


図2 日別再生回数と周知啓発活動の関連

IV 考察

1. 体操の周知啓発効果

体操の動画配信を開始した4月1日からの3日間は、1日の再生回数が100回を超えており、新型コロナワクチン情報と同ページに掲載したホームページや広報への掲載の効果が伺える。その後減少したが、6月と7月には再度増加した。これは6月と7月に新たに行った周知啓発活動の効果であると考ええる。しかし、テレビの放映や健康教育など、その日限りの周知啓発活動では、その直後の再生回数の明らかな増加は見られず、無関係なタイミングで増加していた。パネルやリーフレットなどの設置媒体は、多くの市民の目に留まりやすく、単独での周知が可能であるため、突出して再生回数の多い日があるのは、それらの媒体の効果であると考ええる。更にパネルやリーフレット、広報には動画のQRコードを掲載しており、その場ですぐに読み込んで動画を視聴できたことも、再生回数増加の一助になった可能性がある。甲斐ら¹⁾の40～80代を対象にした研究では、望ましい情報入手方法として、回覧板や折り込みチラシ、新聞・市報で情報が入手しやすく、繰り返し見られる紙媒体の活用しやすさが求められていたことや、日常的な外出先で目に触れる広告を求めているとしている。このことは、佐倉市オリジナル体操体験会の参加者の属性と、体験会を知ったきっかけが個別通知や広報などの紙媒体であったことからとも言える。一方、20代が情報を得るために利用するメディアはインターネットが最も多く、テレビを上回っている²⁾。よって本研究では、多くの市民の目に留まりやすい、住民健診会場や新型コロナワクチンの集団接種会場にパネルを設置したこと、その会場に紙媒体のリーフレットとパネルに動画のQRコードを掲載したことで、同じ会場で幅広い世代のニーズに合った周知ができ、効果的であったと考える。

2. 今後の方向性

動画の再生回数が7月から徐々に減少しており、継続視聴に繋がっていないことが示唆された。このことは、佐倉市オリジナル体操体験会の参加者アンケートにて、参加当日は全員が「継続的に行えそう」と回答していたが、3か月後も継続していた者は半数以下であったことからとも言える。継続していない理由が「体操の強度が強い」「1回で習得が困難」「動画を探せなかった」であったことから、継続に繋げるには、参加者の属性に合わせて、強度を抑えた体操方法や動画の視聴方法を丁寧に案内する必要がある。

また、今後はウィズ・アフターコロナ時代を見据え、丁寧な指導を行える参加型の集団教育と、web視聴による非参加型の健康教育の二面のアプローチの検討も必要である。しかし、webによる開催方法は、場所や時間を選ばずに参加できる利便性がある一方で、対象のニーズを把握出来ない。そのため、運動の習慣化などの目的に結びつきにくいなどの課題も感じる。今後は従来の参加型の集団教育に加え、非参加型の健康教育を効率よく組み合わせる方向性とし、市民の運動の習慣化に向け、具体策など実施に向けて検討を重ねたい。

V. 文献

- 1) 甲斐博美ほか, 家族介護者が認知症カフェを利用する為に必要な情報と入手方法の分析, 看護科学研究 vol. 19, p. 41-46, 2021.
- 2) 総務省, 令和3年情報通信白書, 第2部第4章第2節5(5)メディアとしてのインターネットの位置づけ, <https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/>

佐倉市保健事業のまとめ ー令和3年度ー

令和4年3月発行

発	行	佐倉市役所 健康推進部 健康推進課
住	所	〒285-0825 佐倉市江原台2-27（佐倉市健康管理センター）
電	話	043(485)6711
